

# 竹田市 すこやか支援計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月  
竹田市



### 第3期竹田市すこやか支援計画 あいさつ

竹田市では、平成27年に「竹田市すこやか支援計画」を策定し、令和2年度から5か年を計画期間とする「第2期竹田市すこやか支援計画」を策定しました。すべての子どもと家庭が安心して子育てができる環境づくりを総合的に支援する取り組みを進めてまいりました。

平成30年4月には子育て世代包括支援センター「すまいる」を開設、令和6年4月からはこども家庭センター「すまいる」を開設し、妊娠・出産から子育てまで切れ目のないきめ細かな支援を提供できるようさまざまな取り組みを進めています。

しかし、少子化や人口減少は歯止めがかかることなく全国的な課題となっており、子育てへの課題は多様化しており対策を行っていく必要があります。核家族化の進展や共働き世帯の増加、子育てに対する意識の多様化など子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化していくなかで、竹田市の特徴を生かした子ども・子育て支援を推進することが必要となっています。豊かな自然と歴史・文化に恵まれたこの竹田市で、次代を担う子どもが健やかに生まれ、心豊かに生き生きと育つことは私たちの共通の願いです。

子育て世帯の現状として共働き世帯が増加し、保育のニーズや就学児童の過ごせる場のニーズが高まっているなか、子育てと仕事が両立できる環境整備や子育て世帯の生活の安定や子どもの貧困対策に取り組む必要があります。第3期「竹田市すこやか支援計画」では竹田市総合計画の趣旨をふまえ、「こどもの育ちと子育てをみんなで支えるまち」、「安心して妊娠・出産・子育てができるまち」を基本理念に据え、全てのこどもが笑顔で生まれ育つ地域を目指して子育て支援の充実を図ってまいります。竹田市では、令和5年3月に「第2次竹田市総合計画」を策定し、「ひとが輝き 未来へつなぐ いのち溢れるまち『竹田』」を将来像に、6つのまちづくりの柱を定めました。その柱の1つが「こどもも大人も共に成長する育みのまち」、子育て・教育・文化の分野の柱です。また、人口減少時代に“あらがう”施策として、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます。竹田市独自の取り組みの一つとして妊娠期から出産後までの医療費、妊産婦健診や出産に要する交通費や宿泊に係る経費の助成を行っています。

計画の実現に向けて、家庭や地域、教育、保育、関係団体、企業など、こどもや子育てに関わる全ての皆様の協働のもと、緊密な連携を図りながら取り組みを進めていく必要があります。市民の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました竹田市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ワークショップに参加いただいたこどもたち、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様や、関係者の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

竹田市長 土居 昌弘



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景 .....	2
2. 計画の位置づけ .....	5
3. 計画の期間 .....	6
4. 計画の策定体制 .....	6
<b>第2章 竹田市のこどもと家庭を取り巻く状況</b> .....	<b>9</b>
1. データからみえるこどもと家庭を取り巻く状況 .....	10
2. アンケート調査結果からみえるこどもと家庭を取り巻く状況 .....	22
3. 中学生・高校生ヒアリング調査報告 .....	48
4. 指標の達成状況 .....	51
5. 第2期計画の評価と課題の整理 .....	55
<b>第3章 計画の基本理念と基本方針</b> .....	<b>61</b>
1. 計画の基本理念 .....	62
2. 計画の基本目標 .....	63
3. 計画の体系 .....	64
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>69</b>
基本方針1 こどもの権利が尊重される社会全体の意識づくり .....	70
基本方針2 こどもを安心して生み、育てられる支援 .....	73
基本方針3 子育てを応援するための支援 .....	83
基本方針4 支援が必要なこどもと家庭への支援 .....	93
基本方針5 こどもにとって安心・安全な地域づくり .....	99
<b>第5章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	<b>105</b>
1. 教育・保育の提供区域について .....	106
2. 保育の必要性の認定について .....	107
3. 給付対象としての認可と確認 .....	108
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	109
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保 .....	110
6. 地域子ども・子育て支援事業の充実 .....	120
7. 放課後児童対策に係る取組 .....	132
8. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保 .....	133
9. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携.....	134
10. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 .....	136

1 1. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	137
1 2. 子ども・子育て支援施設整備の推進について .....	137
<b>第6章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>139</b>
1. 事業計画における目標数値一覧 .....	140
2. 推進組織 .....	143
3. 計画の点検・推進状況 .....	143
<b>資料編 .....</b>	<b>145</b>
1. 子ども・子育て会議条例 .....	146
2. 子ども・子育て会議代表者、会議委員 .....	147
3. 子育てサービスの現状 .....	148
4. 教育・保育施設、小学校、中学校の現状 .....	153
5. 用語解説 .....	155

## 第1章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

国では、これまで少子化対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成24年に「子ども・子育て支援法」などいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定し、各地方公共団体はそれらに基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各事業が展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の教育・保育を一体的に提供し、地域のこども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、本市においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「竹田市すこやか支援計画」を策定し、その後2期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかからず、本市のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

このような中、令和5年4月1日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「第3期竹田市すこやか支援計画」（以下「本計画」という。）は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、そして令和6年度に計画期間が満了となる「第2期竹田市すこやか支援計画」（以下「第2期計画」という。）の後継である「第3期竹田市子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として策定するものです。

また、市町村の努力義務とされている「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」などの内容も踏まえつつ、策定するものとします。

## ■近年のこども施策に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和4年 (R6.4.1 施行)	児童福祉法の改正	○こども家庭センターの設置（児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関） ○訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設 等
令和5年 4月1日	こども家庭庁の創設	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和5年 4月1日	「こども基本法」の施行	市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられる（第10条）
令和5年 6月2日	こどもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「適格な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和5年 12月22日	こども大綱 閣議決定	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども 未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 (1) 若い世代の所得を増やす (2) 社会全体の構造・意識を変える (3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）閣議決定	目的：全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつけられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和6年 5月	自治体こども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にすることを目的に作成
令和6年 6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「こども誰でも通園制度」の運用開始等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和6年 6月26日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更（「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に変更） 将来のこどもの貧困を防ぐことが新設 等

## ◆こども大綱

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

### 【基本的方針】

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

### “こどもまんなか社会”とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」のこと。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」に位置づけられ、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、下記のこども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。

加えて、本市の最上位計画である「竹田市総合計画」等の計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の地域福祉計画、健康づくり計画、障がい者計画、男女共同参画プランたけたなどの諸計画と連携し、整合性を図ります。

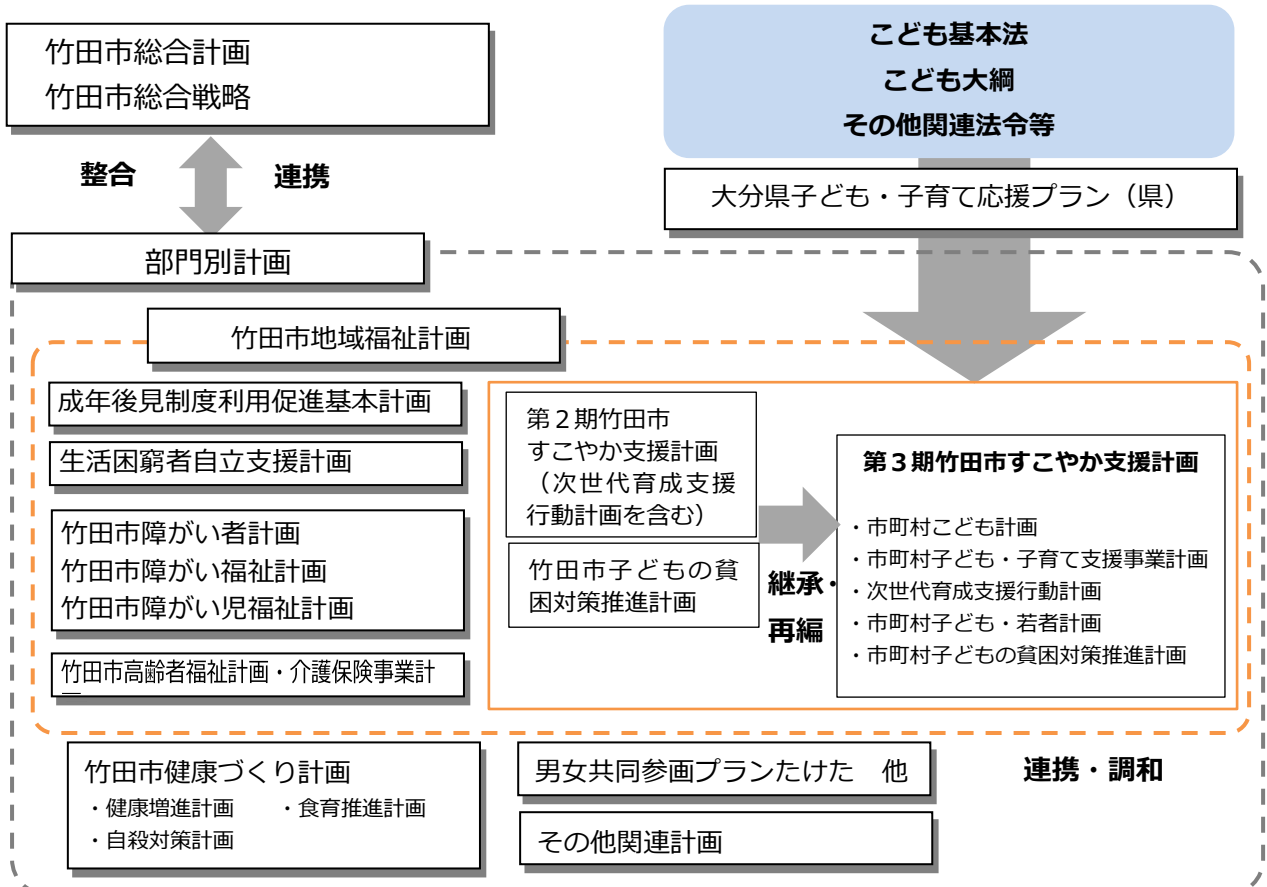
### ◆包含する計画と根拠法

- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 「子ども・若者育成支援法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」第10条に基づく「市町村計画」

### ◆関係法令（こども基本法）抜粋

こども基本法 第10条第2項	市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
こども基本法 第10条第5項	市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

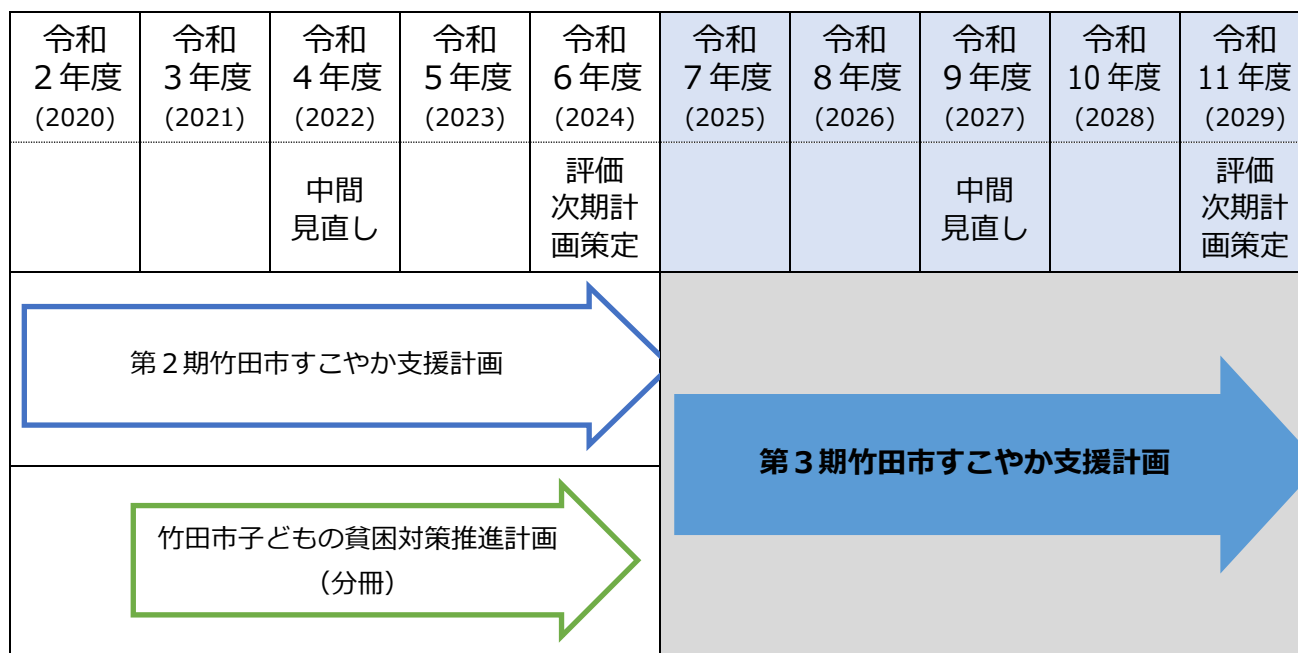
### ◆上位・関連計画



### 3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援事業計画が5年ごとに策定するものとされていることから、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とします。

また、本市においては、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



### 4. 計画の策定体制

#### (1) 子ども・子育て会議の開催

計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「竹田市子ども・子育て会議」を開催し、意見聴取と審議を行いました。

開催時期		協議内容
第1回	令和6年11月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期竹田市すこやか支援計画進捗状況等について</li> <li>・第3期計画策定について(骨子案)</li> <li>・ニーズ調査結果報告</li> <li>・需要量の見込み算出結果</li> <li>・今後のスケジュールについて 等</li> </ul>
第2回	令和7年2月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
第3回	令和7年3月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施報告について</li> <li>・計画素案承認について</li> </ul>

## (2) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て世帯の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、小学生以下の全児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」(以下、アンケート調査という)を実施しました(調査結果の概要は第2章に掲載)。

調査対象	小学校就学前児童(0歳～5歳)の保護者及び小学1～6年生のこどもがいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出
調査方法	郵送による配布、郵送またはWEBによる回収
調査期間	令和6年1月11日～令和6年1月31日
回収結果	就学前児童 配布数359件 回収数200件 (うち 郵送 110件、WEB 90件)(有効回収率55.7%) 小学生 配布数515件 回収数286件 (うち 郵送 145件、WEB 141件)(有効回収率55.5%)

## (3) パブリックコメントの実施

令和7年3月3日から令和7年3月12日まで計画案を公表し、それに対する市民の意見を求めるパブリックコメントを行いました。



## 第2章 竹田市のごどもと家庭を取り巻く状況



# 第2章 竹田市のこどもと家庭を取り巻く状況

## 1. データからみえるこどもと家庭を取り巻く状況

### (1) 人口の動向

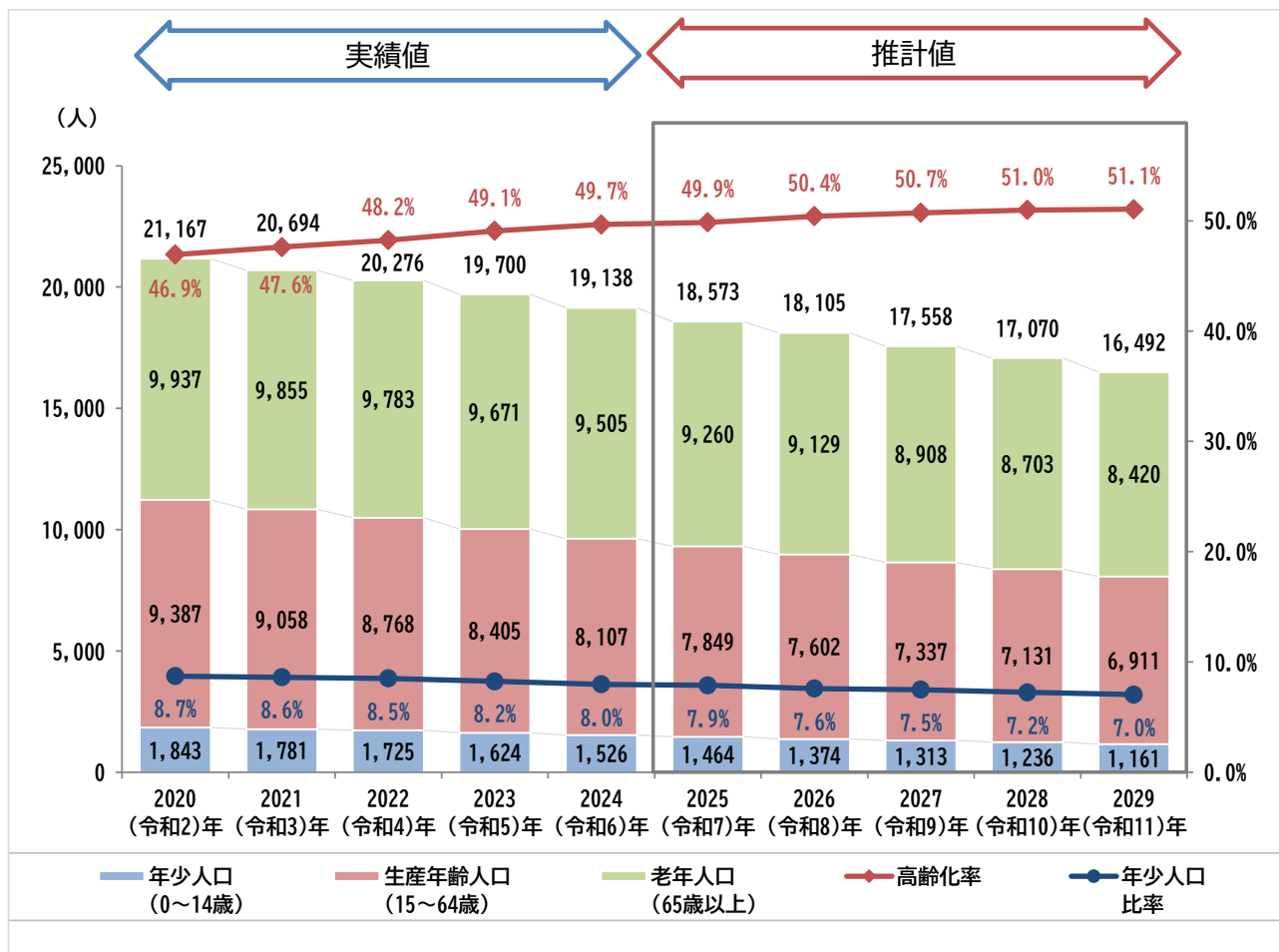
#### ① 総人口の推移と構成

本市の人口は年々減少しており、令和6年の住民基本台帳によると19,138人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口ともに年々減少しており、今後も減少すると予想されます。

年少人口比率は、近年8%台で推移しており、令和11年には7.0%まで低下すると見込まれています。

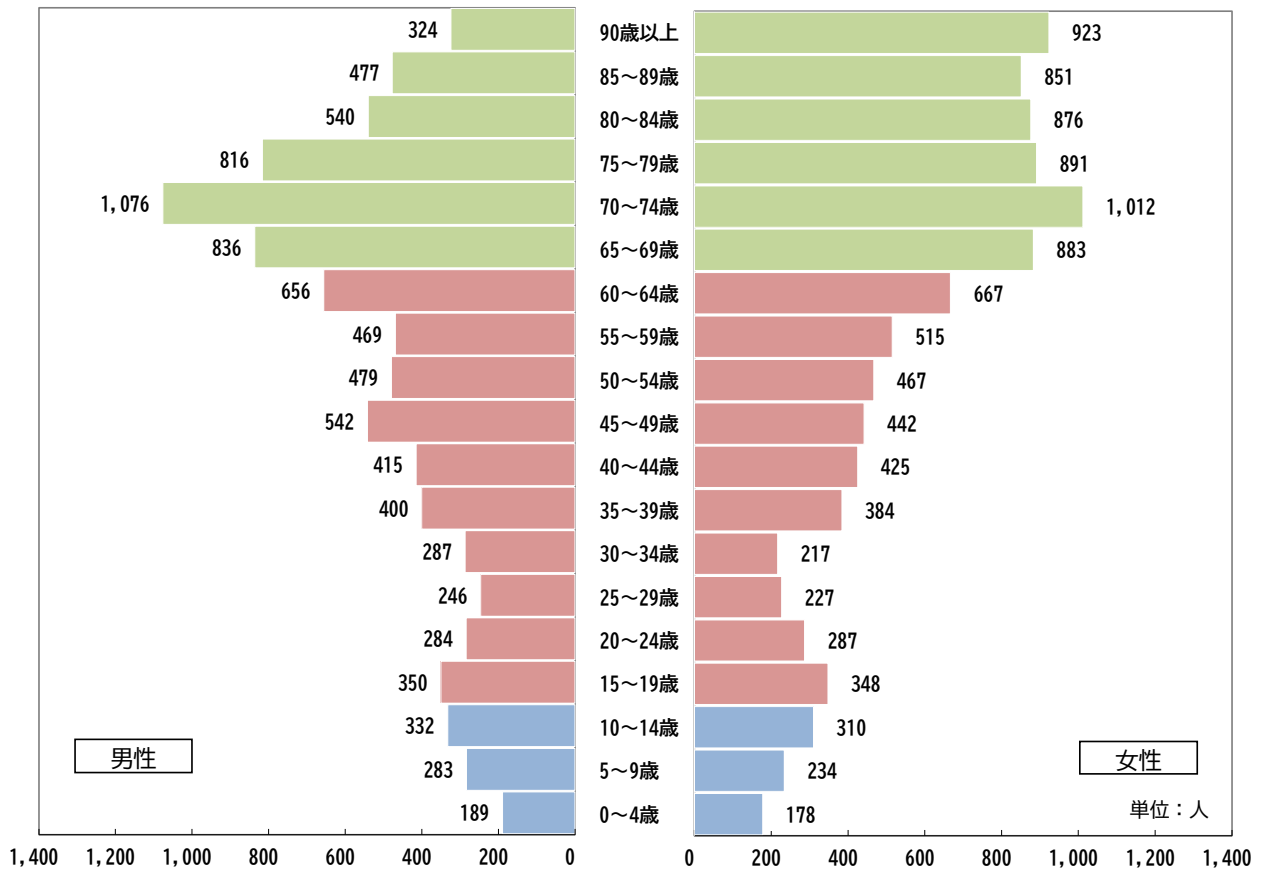
また、人口ピラミッドをみると、子育て世代と想定される世代の人口が少なくなっており、少子化の進行から今後も減少することが推測されます。

#### ■ 人口の推移



資料：令和2年～6年は住民基本台帳（各年4月1日）、令和7年以降はコーホート変化率法※で算出  
 ※コーホート変化率法とは・・・同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

■人口ピラミッド

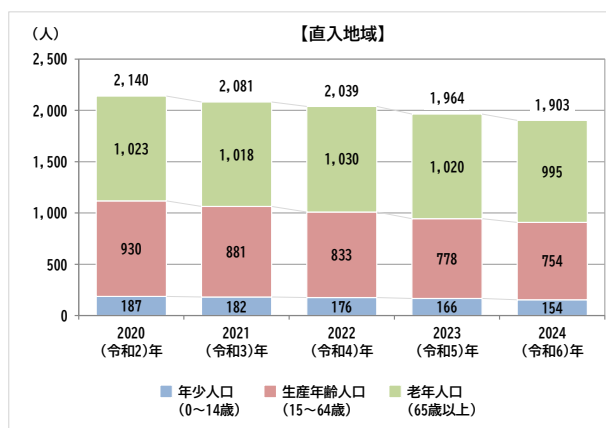
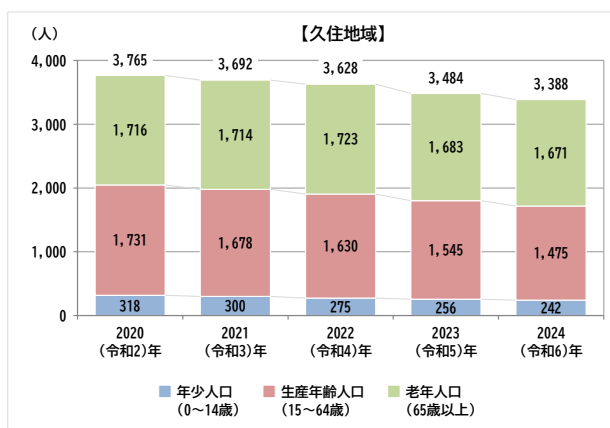
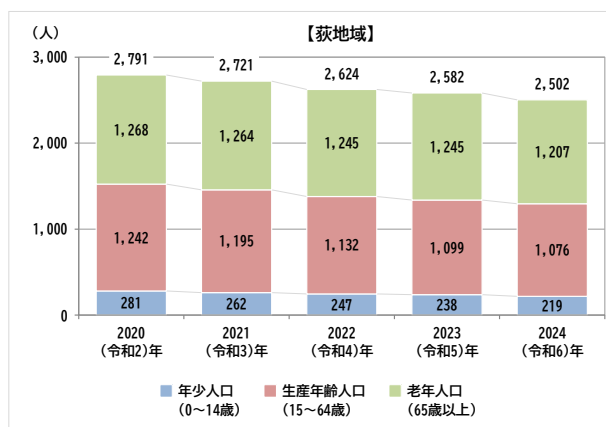
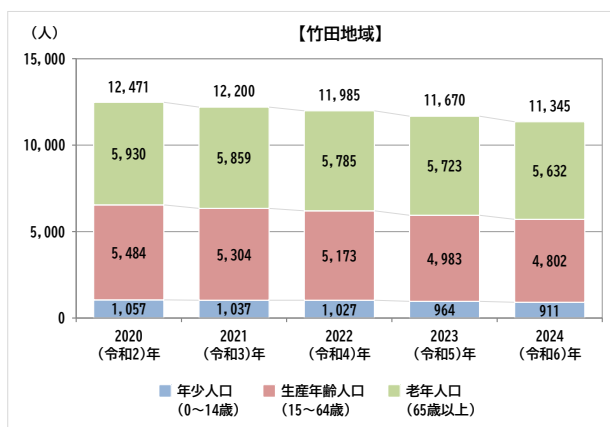
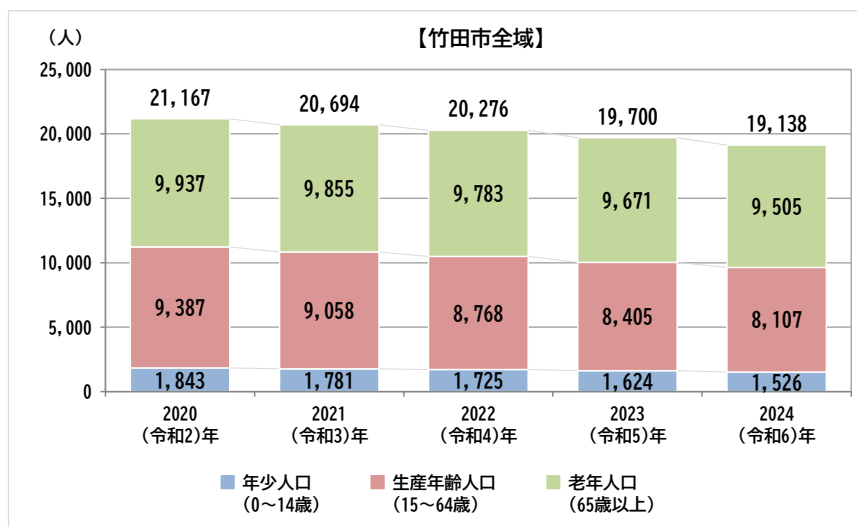


出展：住民基本台帳（令和6年4月1日）

## ② 地域別人口の推移と構成

地域別にみると、4地域すべてにおいて人口が減少しており、年少人口も減少傾向にあります。地域別のこどもの人口（0～5歳、6～11歳、12～17歳）についても減少傾向にあり、ほとんどの地域で減少すると推測されます。

### ■ 年齢3区分（各地域）

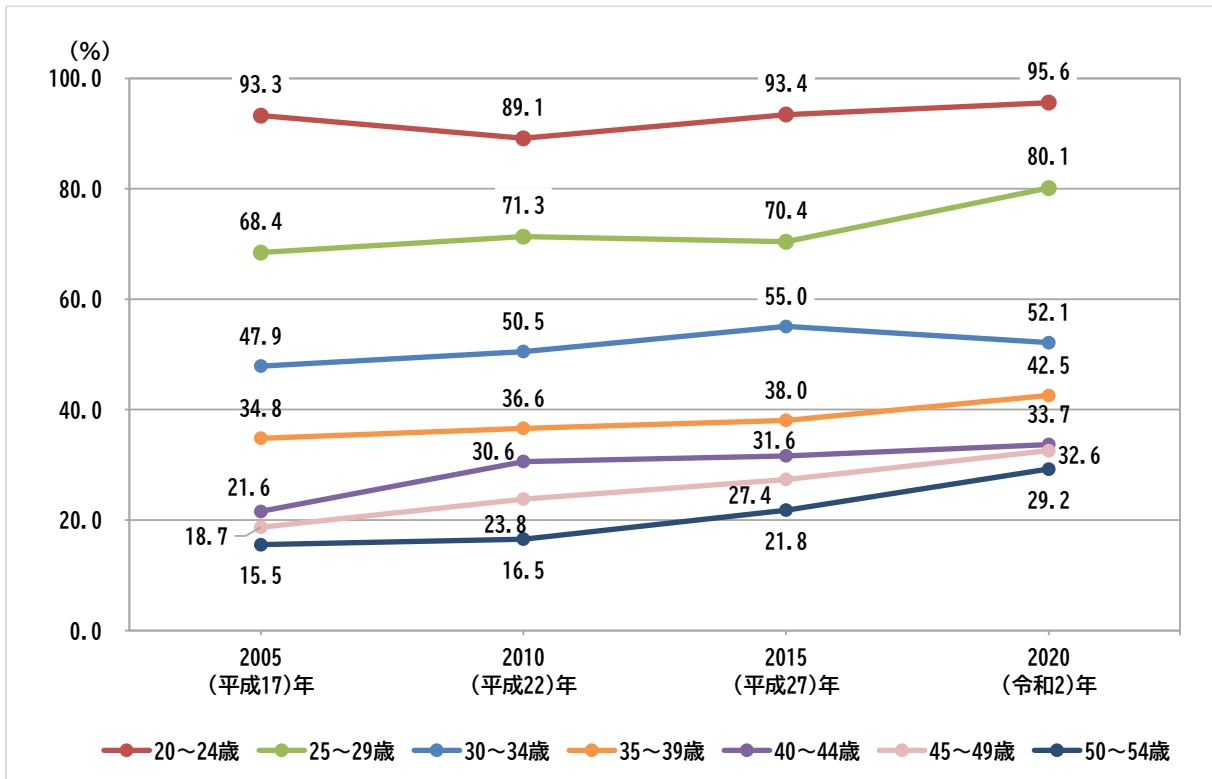


資料：住民基本台帳

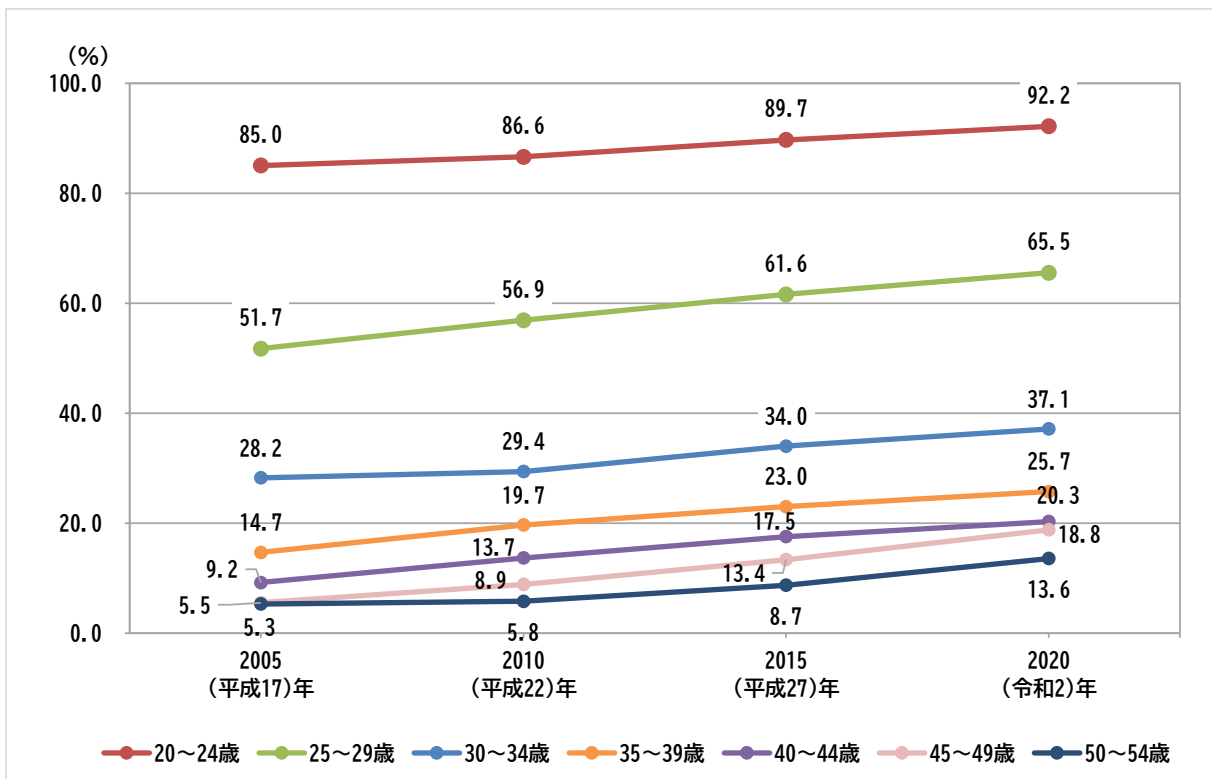
### ③ 未婚率の推移

平成17年度と比べると、男性、女性ともに全ての年代において未婚率が高くなっています。

#### ■ 男性の未婚率の推移



#### ■ 女性の未婚率の推移

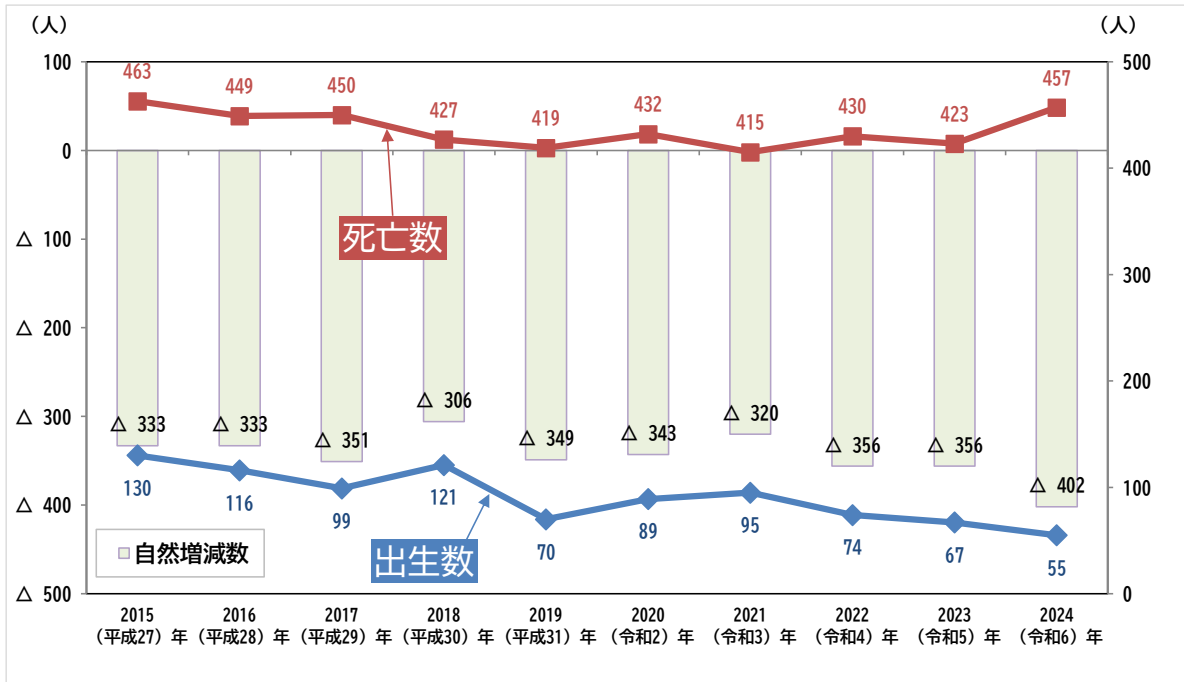


資料：国勢調査

#### ④ 出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、各年において死亡者数が出生者数を上回っています。出生数は、平成31年に大きく減少し100人を割り込み、令和6年では55人となっています。死亡数は400人台で推移しています。

##### ■ 出生・死亡の推移

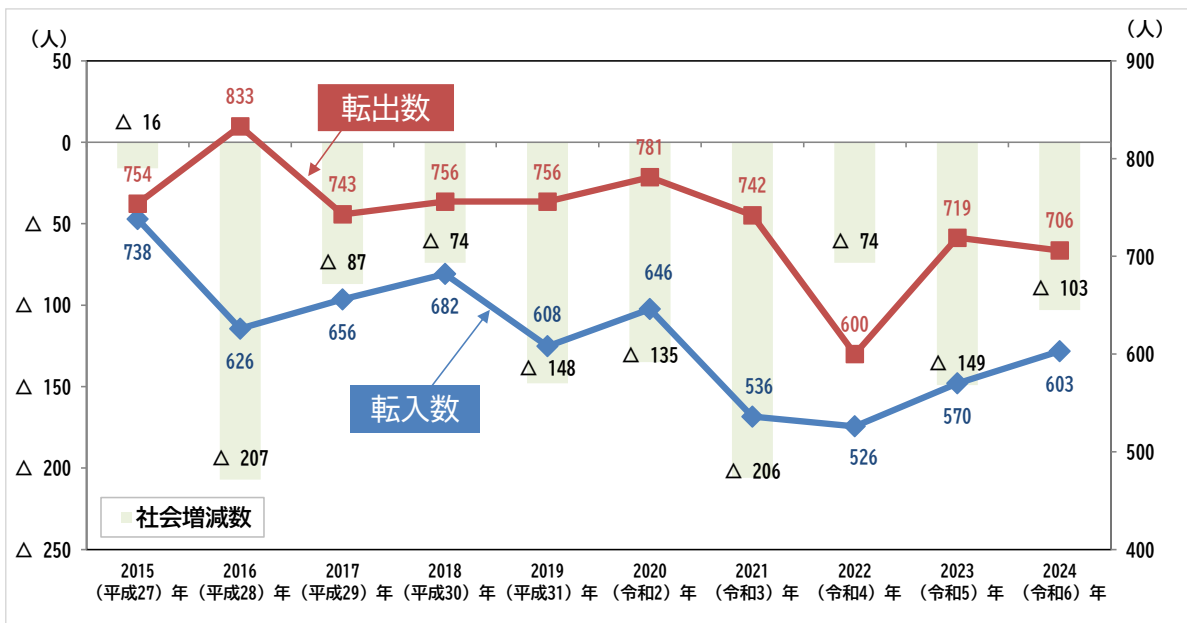


資料：住民基本台帳（各年1月1日）

#### ⑤ 転入・転出の推移（社会増減）

転入・転出の推移をみると、各年において転出者数が転入者数を上回っています。転入者数は、各年600人台で推移しています。転出者数は700人台で推移しています。

##### ■ 転入・転出の推移



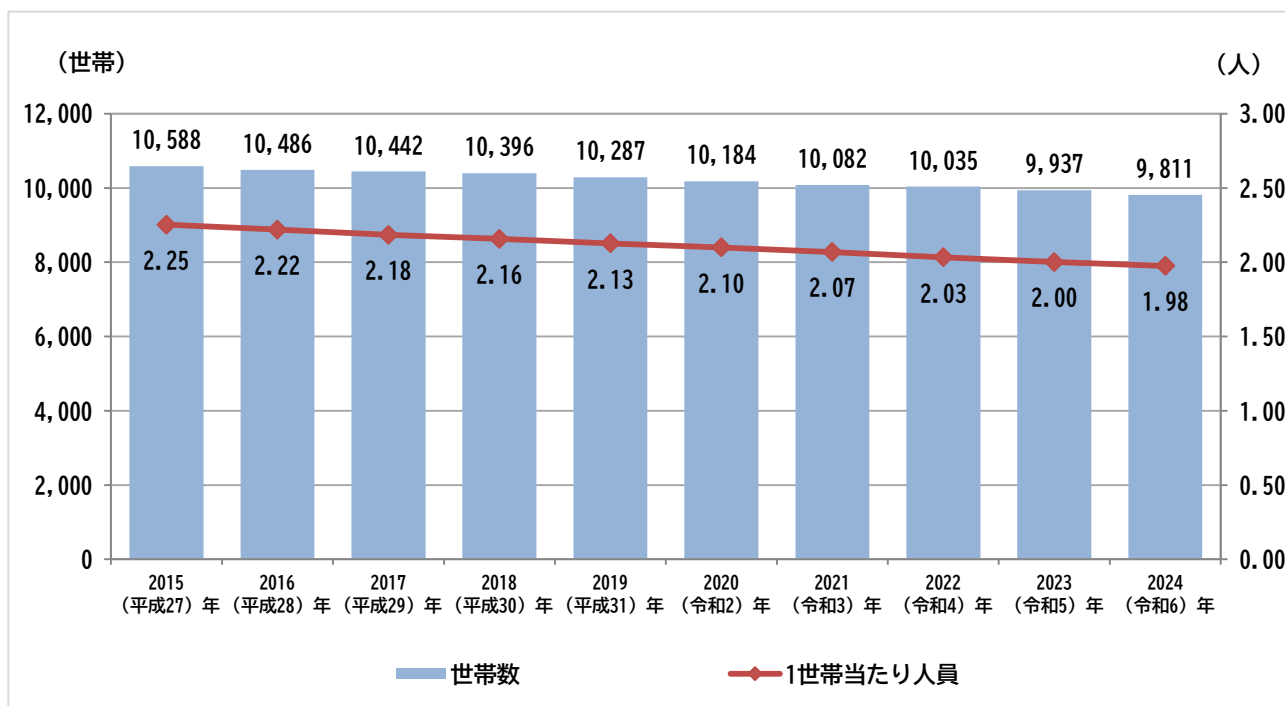
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

## (2) 世帯の動向

### ① 世帯数の推移

本市の世帯数は年々減少しており、令和6年では9,811世帯となっています。1世帯当たり人員数についても減少傾向にあり、令和6年においては1.98人となっています。

#### ■ 世帯数の推移



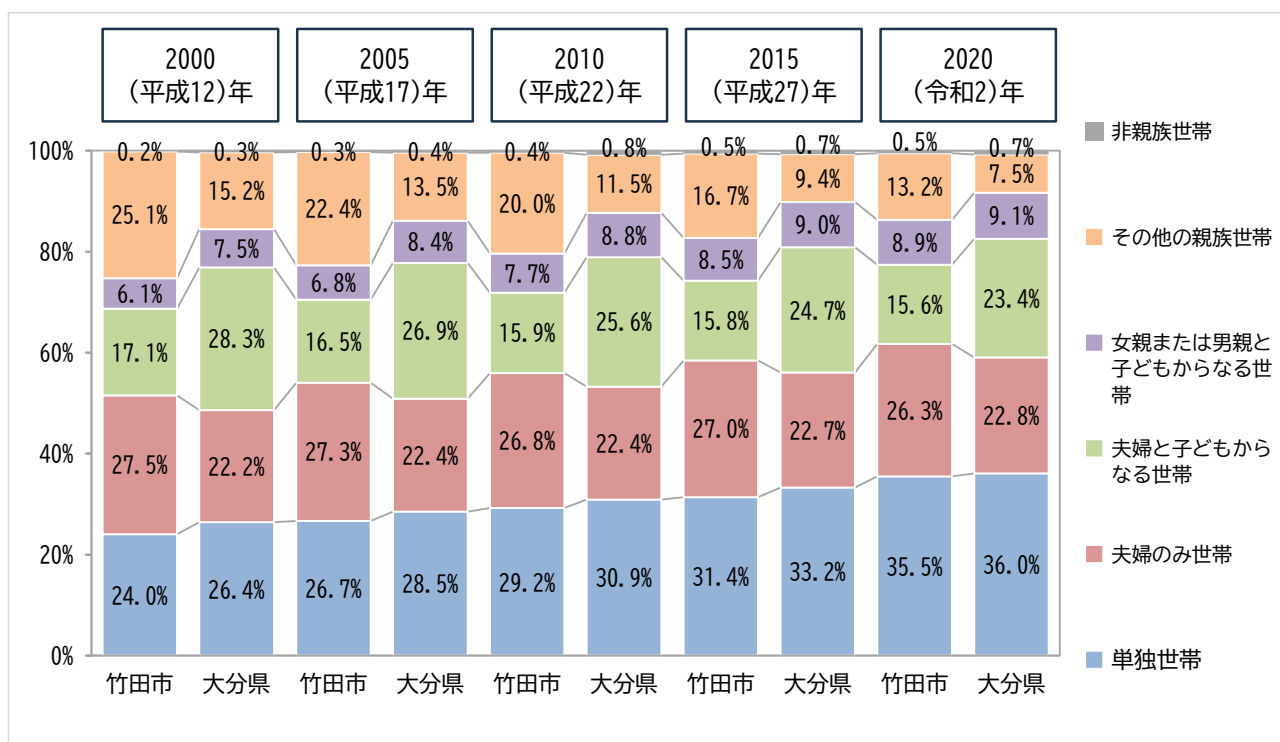
資料：住民基本台帳

## ② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、「その他の親族世帯」は減少傾向にあります。県平均と比較すると高い割合となっています。「夫婦のみの世帯」の割合はほぼ横ばいで推移しており、県平均と比較すると、高い割合となっています。「夫婦と子どもからなる世帯」は、県平均と比較して低い割合となっています。「単独世帯」は県平均と同様に増加傾向にあります。

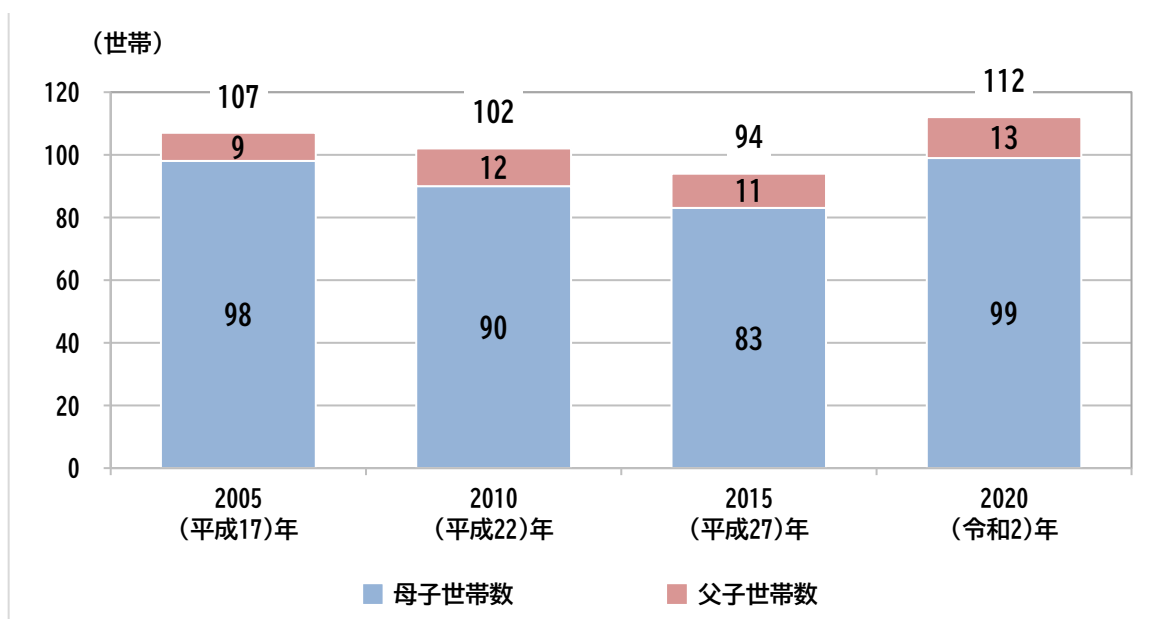
また、ひとり親世帯数はおおむね横ばいで推移し、令和2年では112世帯となっています。

### ■世帯構成の推移



資料：国勢調査

### ■ひとり親世帯数の推移



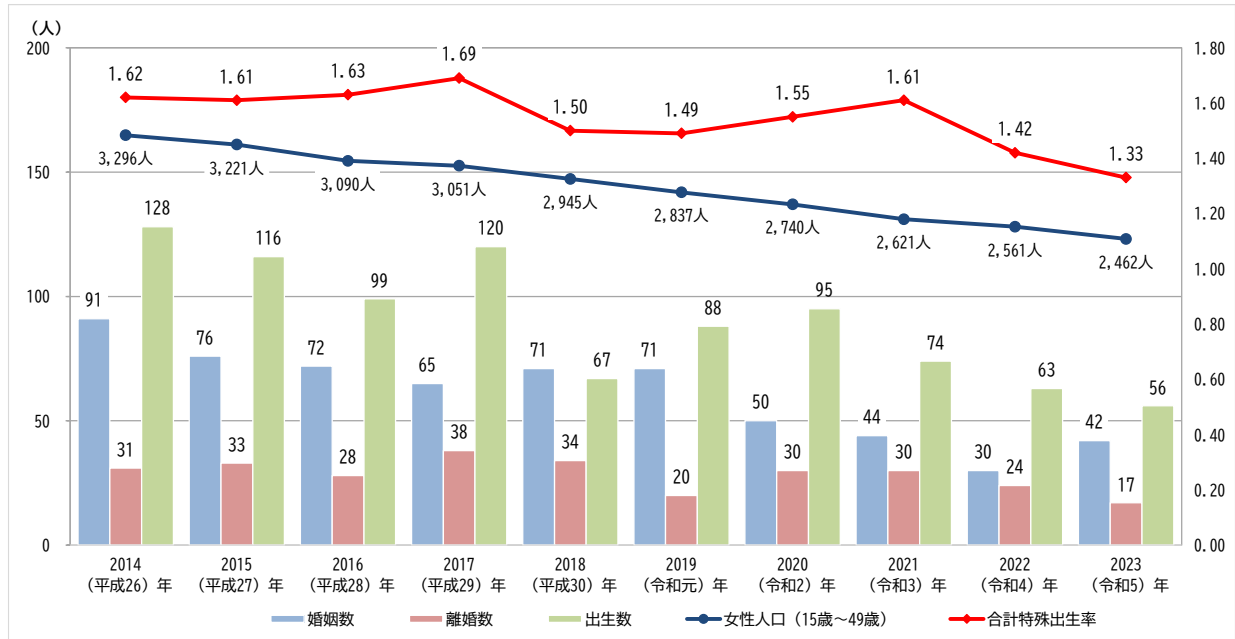
資料：国勢調査

### (3) 出生数、婚姻・離婚件数、女性人口、合計特殊出生率の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数、離婚件数共に減少傾向となっています。15～49歳の女性人口、出生数も減少傾向で推移しています。

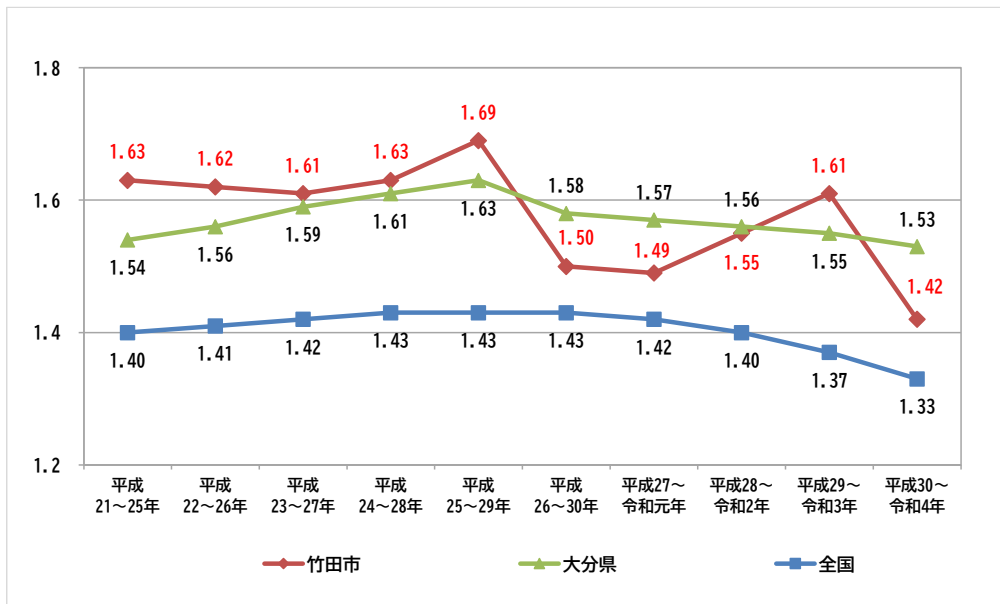
合計特殊出生率の推移をみると、各年において本市が全国平均値を上回っていますが、平成30年以降、令和3年を除き県より低くなっており、令和5年においては1.33となっています。

#### ■ 出生数、婚姻・離婚件数、女性人口、合計特殊出生率の推移



資料：出生数、婚姻数、離婚数、女性人口…大分県人口動態統計  
合計特殊出生率…数字で見る「大分県の保健・福祉」

#### ■ 合計特殊出生率の推移（県比較）



資料：数字で見る「大分県の保健・福祉」

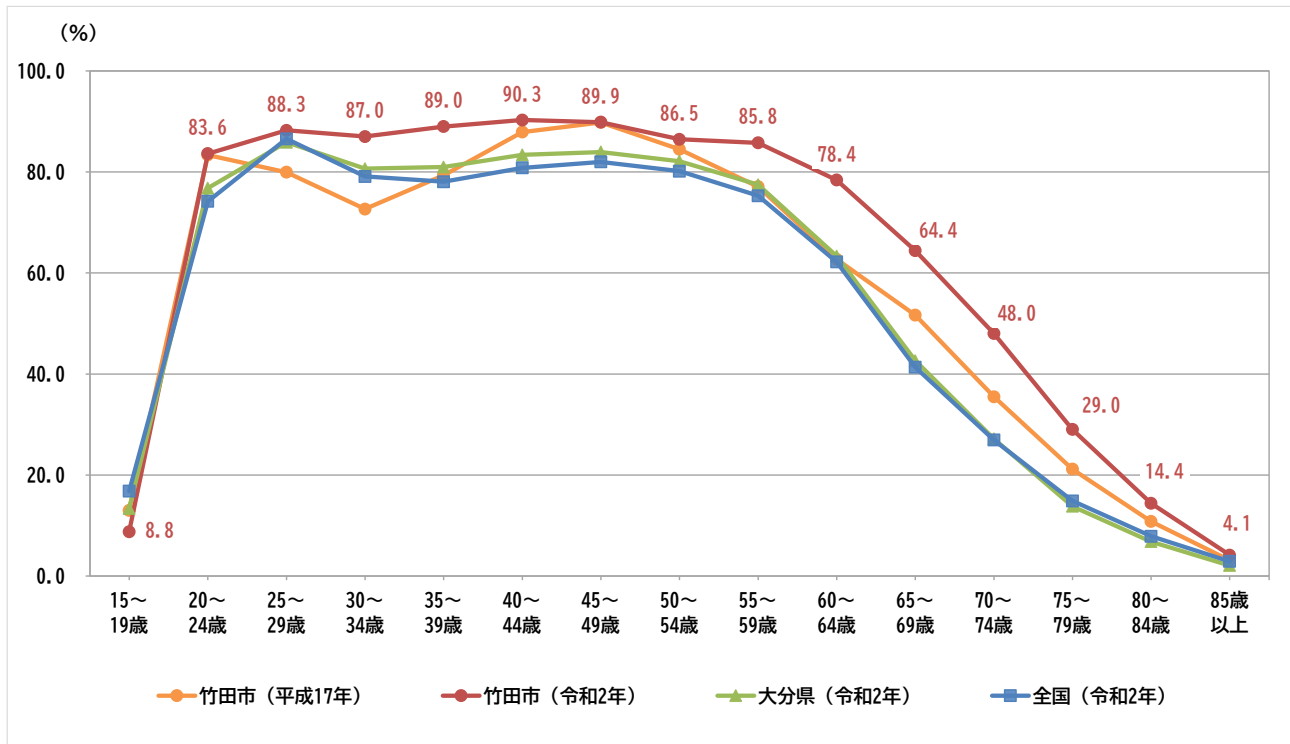
注) 合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としている。

## (4) 就労の状況

本市の女性の労働力率の状況を見ると、15年前と比較して25歳～39歳の労働力率が高くなっており、子育てをしながら就労している女性が増加していることが分かります。

また、全国・県平均と比較して、どの年代においても女性の労働力率は概ね高くなっています。

### ■ 女性の労働力率



資料：国勢調査

## (5) 就業者の状況

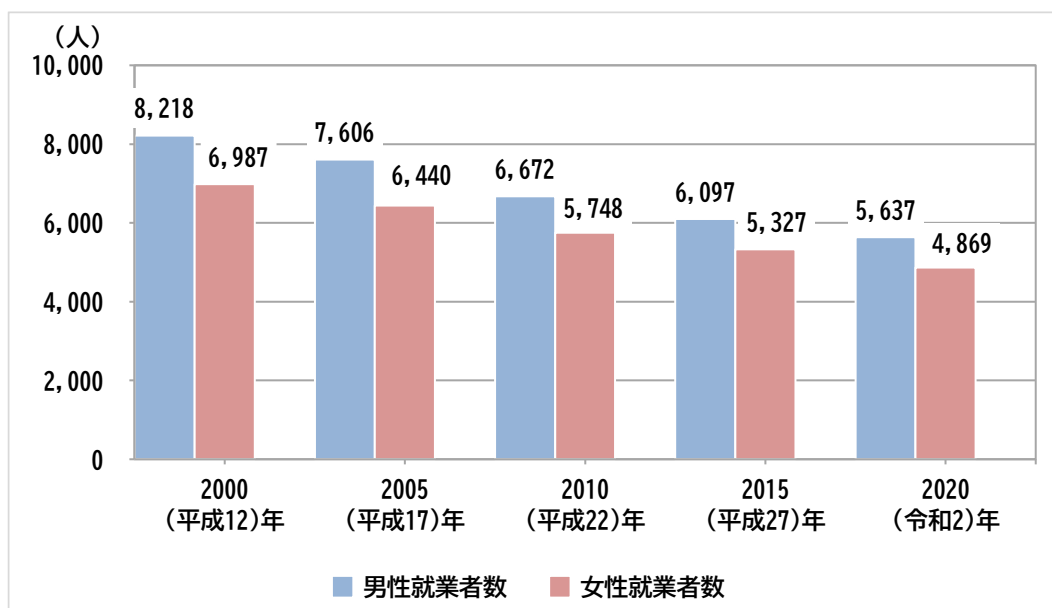
就業者人口は人口減少に伴い、男女ともに減少傾向にあります。男性は20年前と比べて2,581人、女性は2,118人減少し、市全体では4,699人減少しています。

就業者割合で見ると、20年前と比べて男女ともに減少し、令和2年では男性66.0%、女性49.0%となっています。

産業別就業者人口は、男性では農業、女性では医療、福祉が最も多くなっています。

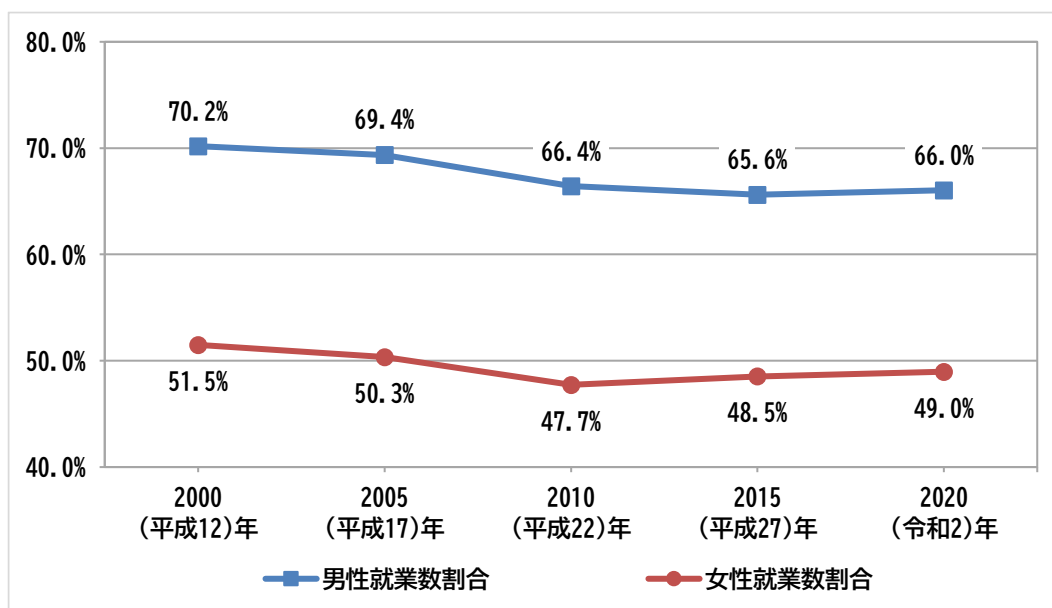
子どもがいる夫婦の共働き世帯割合は、県・国よりも高く令和2年では71.5%となっています。

### ■ 男女別就業者数の推移



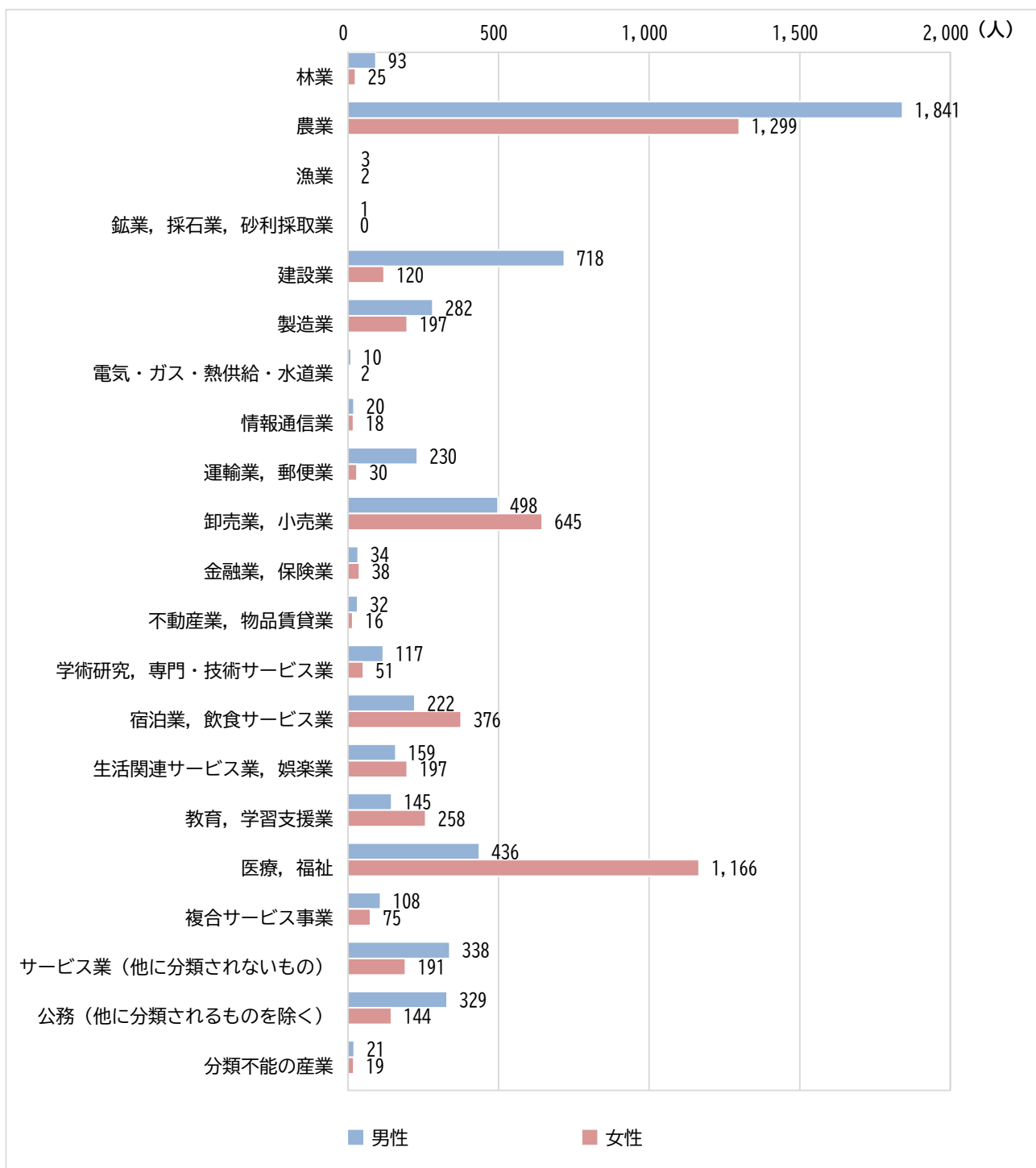
資料：国勢調査

### ■ 男女別就業者割合の推移



資料：国勢調査

■男女別産業別就業人口数



資料：国勢調査

## (6) 生活保護世帯の状況

令和5年度末の本市の生活保護受給世帯は228世帯（277人）であり、保護率は1.43と県下で高い方から6番目の値となっています。このうち19歳未満の未成年者の数を過去5か年に渡って見てみると、年度によって隔たりはあるものの概ね10数名程度となっています。

年度	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
人数	11人	15人	14人	15人	15人

また、年齢区分ごとに過去5か年の未成年者の合計値を見てみると、下表のとおり小学生が最も多く、次いで高校生・中学生の計、未就学児となっています。

年齢層	過去5か年の生活保護受給者の合計
高校生 16歳以上19歳未満	11人
中学生 13歳以上16歳未満	17人
小学生 6歳以上13歳未満	34人
未就学児 6歳未満	13人
計	75人

## (7) 就学援助の対象者の状況

学校教育法では、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。

本市では、経済的理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒を対象として、学用品費、学校給食費、医療費など学校生活に係る費用の一部を援助する「就学援助」を行っています。本市における就学援助の対象者の状況は次表のとおりです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	児童数	792	778	746	695	692
	受給者数	123	133	132	123	123
	受給率	15.5%	17.1%	17.7%	17.7%	17.8%
中学校	児童数	422	418	421	407	378
	受給者数	74	66	72	79	81
	受給率	17.5%	15.8%	17.1%	19.4%	21.4%

## 2. アンケート調査結果からみえるこどもと家庭を取り巻く状況

### (1) 調査対象家族の特徴

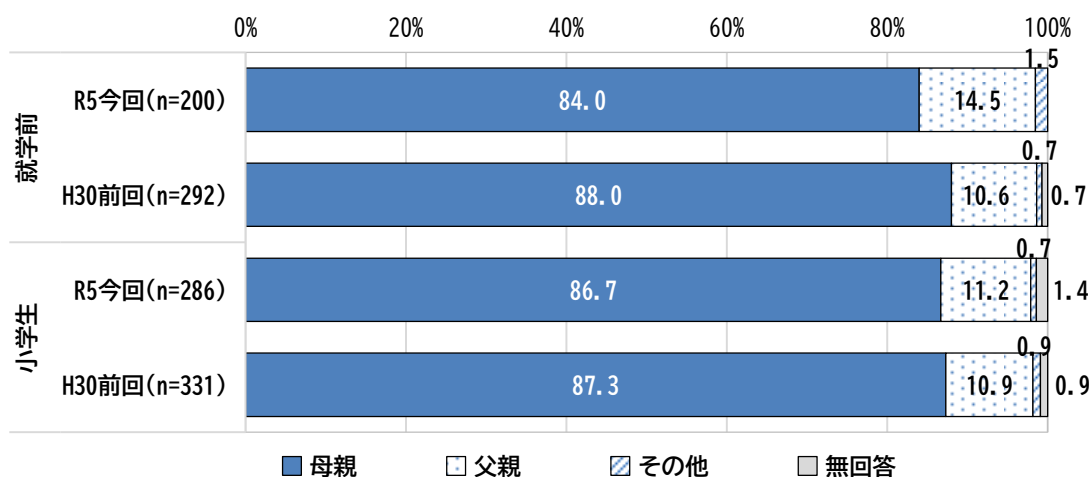
調査対象者は、0歳から小学生までの子育てを行っている保護者で、回答者の多くが「母親」であり、就学前児童の保護者では84.0%、小学生の保護者では86.7%となっています。

よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見たこどもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。

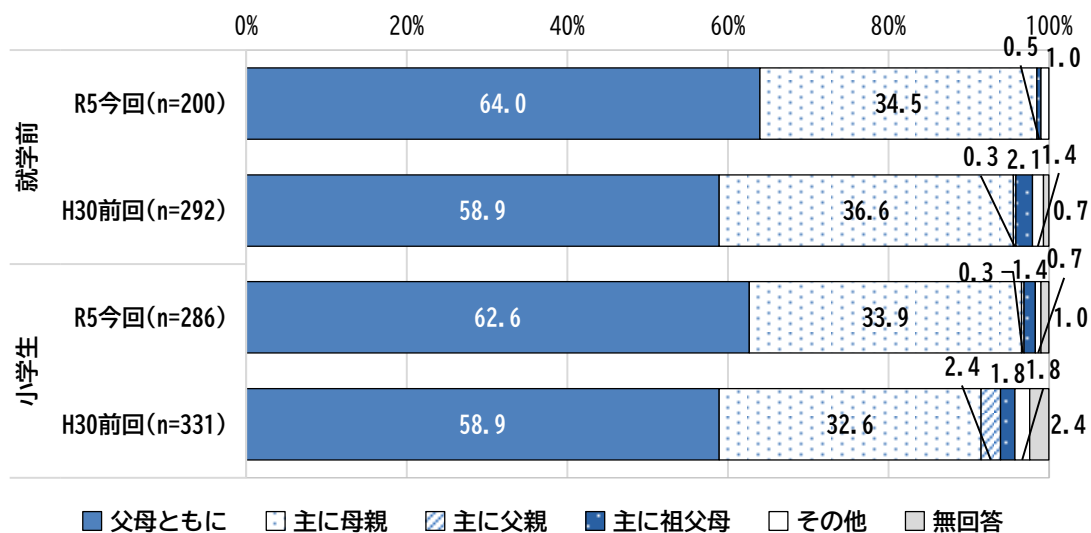
子育てを主に行っているのは、「父母ともに」とする家庭の割合が最も高く、就学前児童の保護者で64.0%、小学生の保護者で62.6%となっています。

平成30年に実施した「竹田市子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」（以下、前回調査という）と比較すると、「父母ともに」行っている家庭では、就学前児童の保護者においては58.9%が64.0%となり5.1ポイント増加、小学生の保護者においては58.9%が62.6%となり3.7ポイント増加しています。就学前は「主に母親」、小学生は「主に父親」から「父母ともに」へ移行したと推察され、家庭内における協力体制の変化が伺えます。

#### ■ 回答者



#### ■ 子育ての主な担い手



## (2) こどもの育ちをめぐる環境

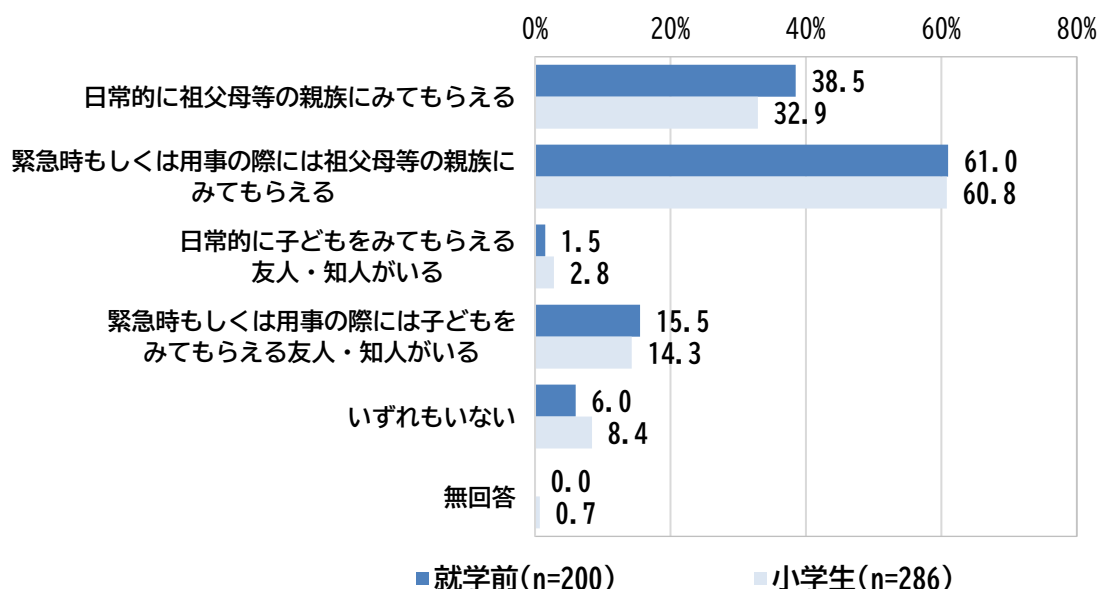
こどもを「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童の保護者で38.5%、小学生の保護者で32.9%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は就学前児童の保護者で61.0%、小学生の保護者で60.8%となっており、半数以上の家庭は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。また、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」割合は就学前児童の保護者で15.5%、小学生の保護者で14.3%となり、ほぼ同程度となっています。前回調査では就学前児童の保護者で10.3%、小学生の保護者で13.9%となっており、就学前児童の保護者においては友人・知人の助けを借りることができる保護者が増加しています。

一方、支援してもらえる人が身近に「いずれもない」割合は、就学前児童の保護者では6.0%、小学生の保護者では8.4%あります。

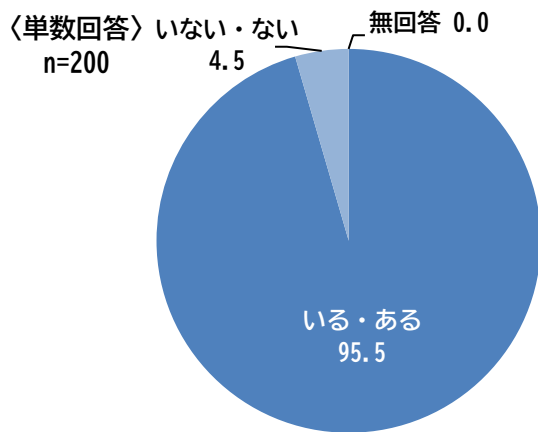
子育てをする上で気軽に相談できる相手・場所が「いる・ある」とする割合は、就学前児童の保護者で95.5%、小学生の保護者で89.9%となっています。一方、「いない・ない」とする回答も就学前児童の保護者で4.5%、小学生の保護者で10.1%となっています。

また、気軽に相談できる相手・場所については、「祖父母等の親族」（就学前児童の保護者82.2%、小学生の保護者75.5%）、「友人や知人」（就学前児童の保護者67.5%、小学生の保護者71.6%）が上位となり、自分の身近な人に相談している保護者が多く、かつ複数の相談先を持っていることがうかがえます。また、公的な相談場所の「保健所・保健センター」「自治体の子育て関連担当窓口」に相談しているとする回答は少なくなっており、悩みや困りごとに応じた相談窓口の更なる周知が必要です。

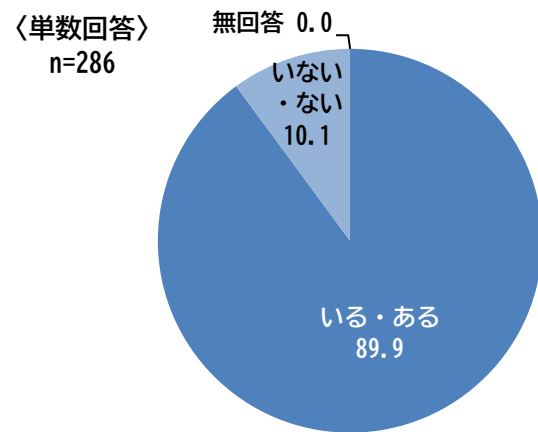
### ■ こどもをみてくれる親族、知人・友人の有無



■気軽に相談できる相手・場所の有無

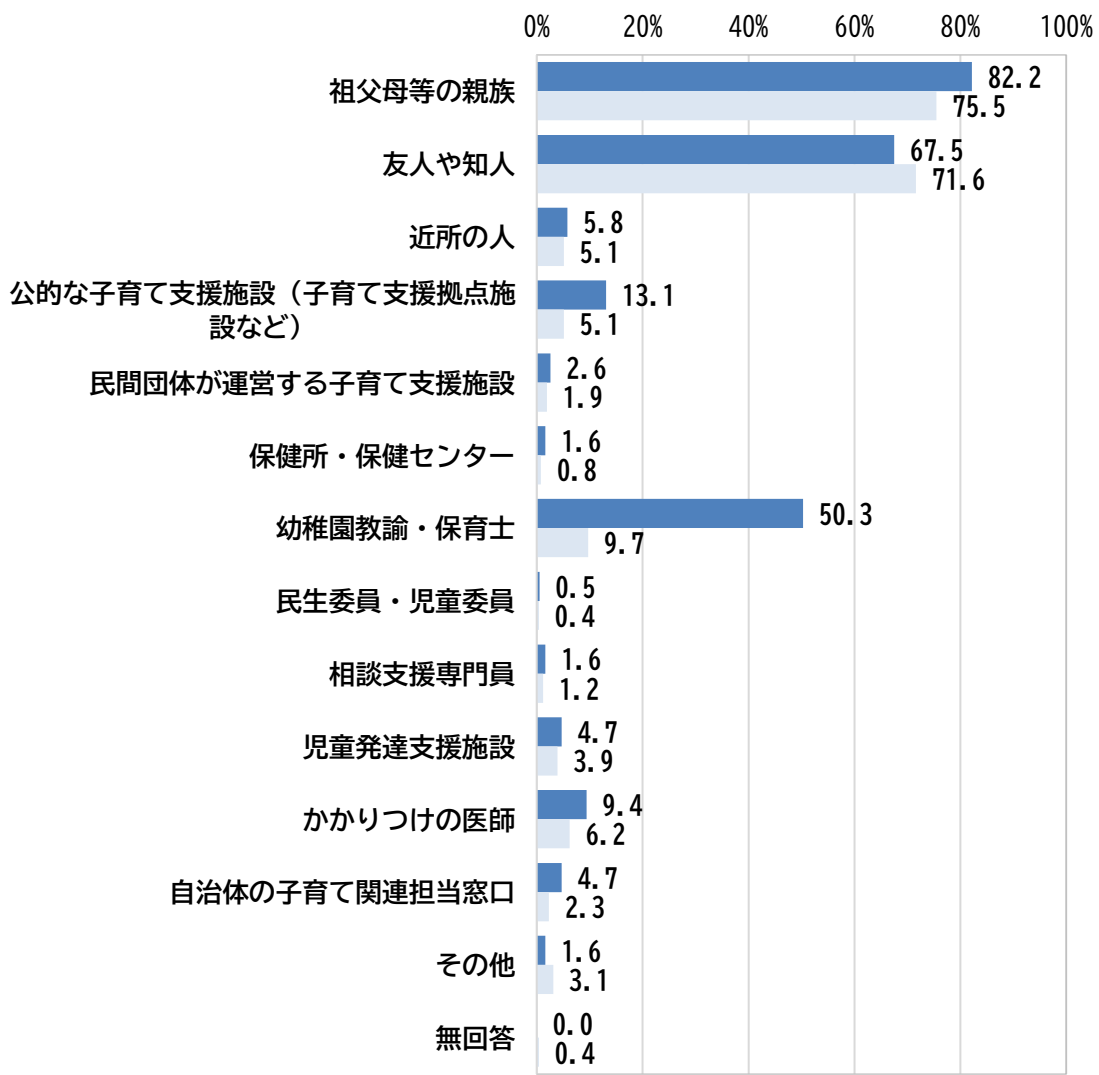


就学前児童保護者



小学生児童保護者

■気軽に相談できる相手・場所



■就学前(n=191)

■小学生(n=257)

### (3) 保護者の就労状況

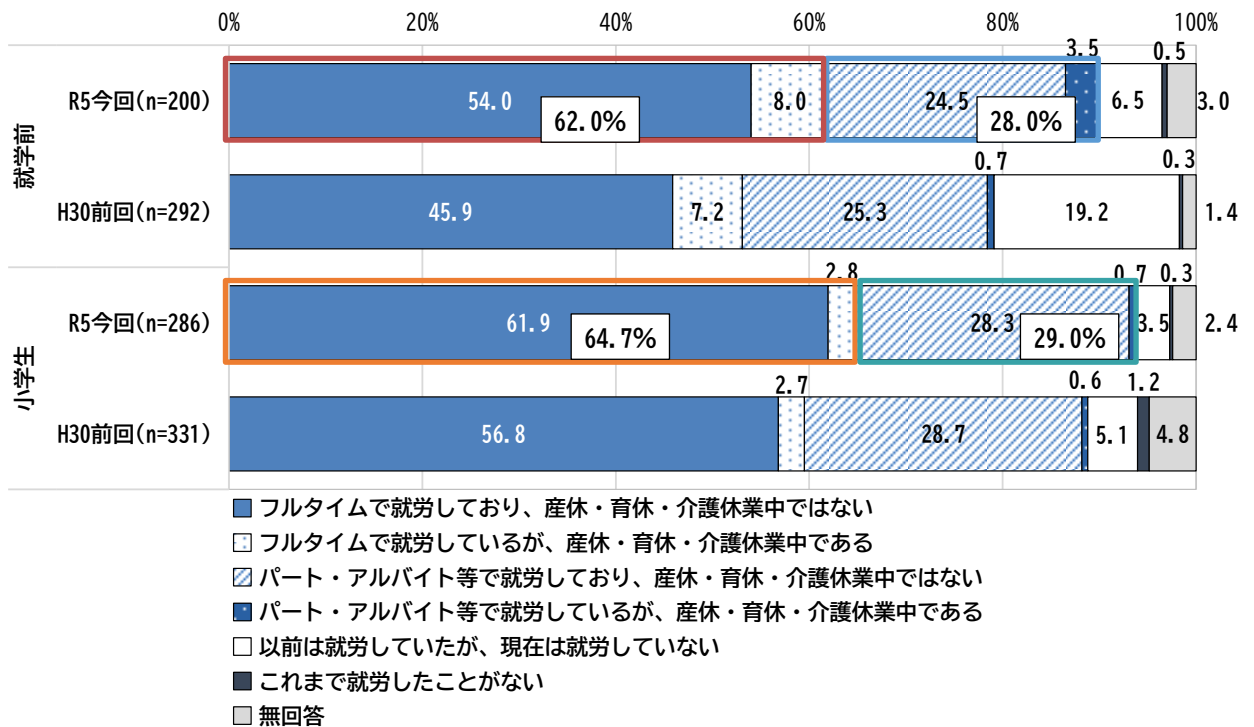
母親の就労状況を見ると、就学前児童の保護者については、「フルタイム就労」が62.0%、「フルタイム以外で就労」が28.0%、「就労していない」が7.0%となっています。小学生の保護者については、「フルタイム就労」が64.7%、「フルタイム以外で就労」が29.0%、「就労していない」が3.8%となっています。父親は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「フルタイムで就労している」が8割を超えています。

前回の調査と比べると出勤時間も早まっており、就学前児童の保護者では母親は朝8時台、帰宅18時台が圧倒的に多くなっています。父親は6日勤務から5日勤務の傾向に変化し、就労時間も10時間勤務が減少、8時間勤務者が増加しています。父親の出勤時間は、朝6～7時台、帰宅18時が多く、朝の出勤時間が早まっています。

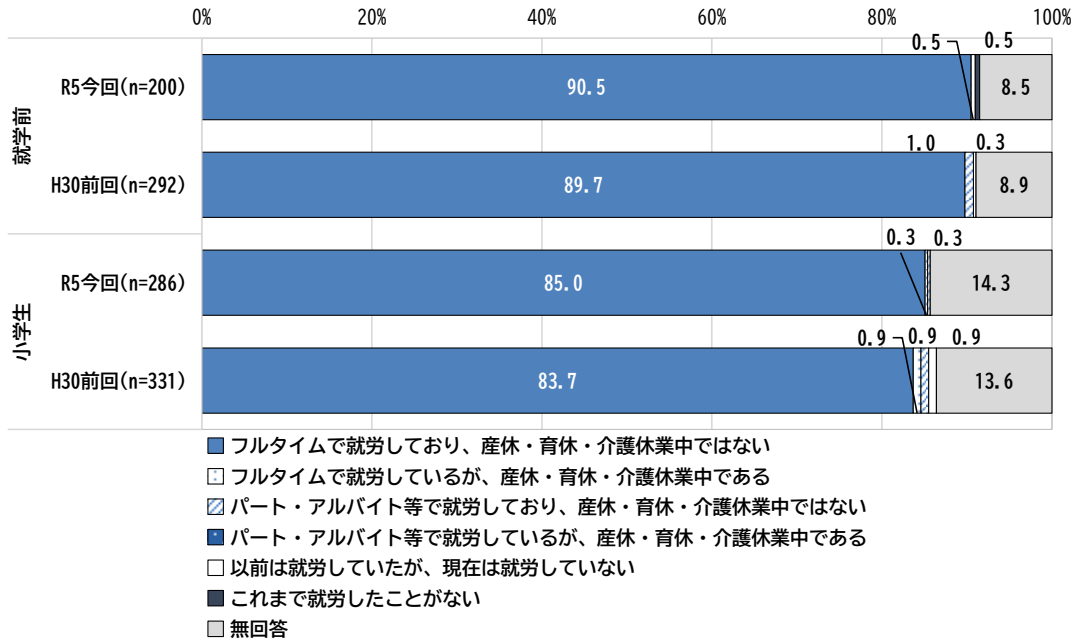
小学生の保護者では父母ともに1週間当たりの勤務時間が、就学前児童に比べるとわずかに増えています。

両親ともにフルタイムまたはフルタイム以外で働いているため、平日は学校の下校時刻に両親ともに勤務時間であるため、何らかの支援やサービス利用の必要がある家庭がほとんどである実態がうかがえます。

#### ■ 母親の就労状況



## ■父親の就労状況

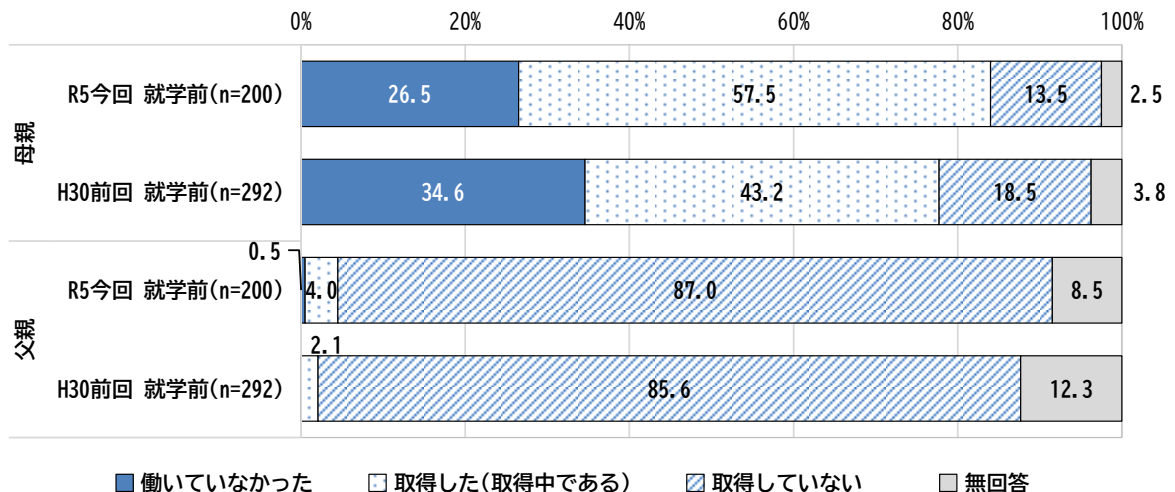


就学前児童の母親が育児休業を取得した、あるいは取得中である割合は、前回調査と比較して14.3ポイント増え、母親が育児休業を取得しやすい環境整備が進んでいることがうかがえます。

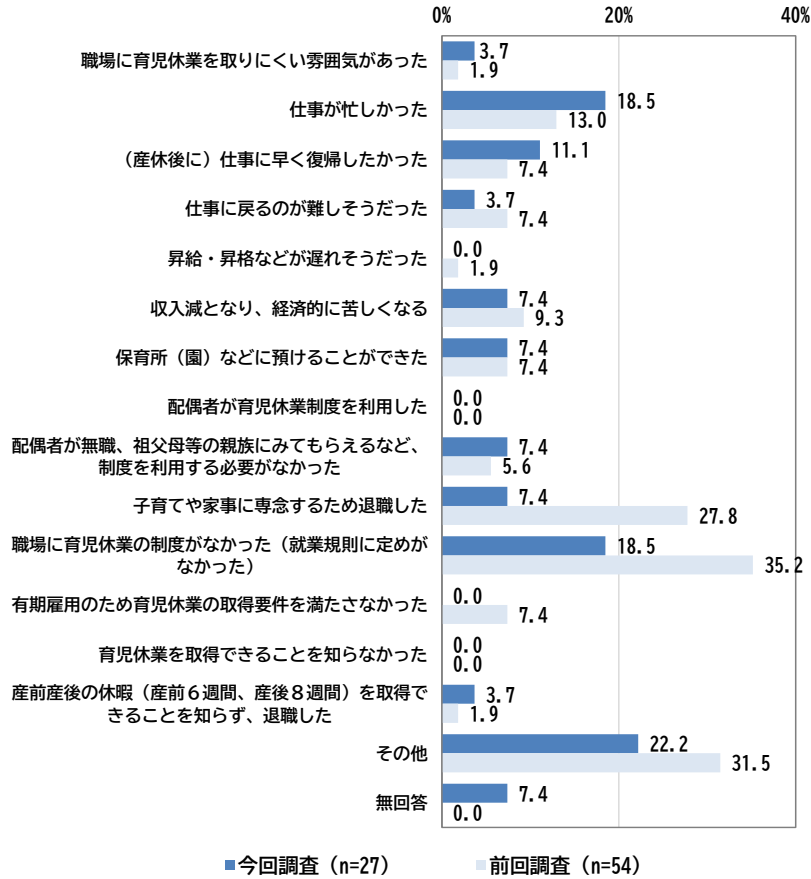
しかし、父親についてみると、育児休業を取得した割合は、前回調査と比較して1.9ポイント増えてはいるものの、4.0%に留まります。

育児休業を取得しなかった理由は、母親では「仕事が忙しかった」「職場に育児休業制度がなかった」がともに18.5%で最も高く、父親では「仕事が忙しかった」が42.0%で最も高くなっています。母親における「職場に育児休業の制度がなかった」の割合は、前回調査の35.2%から18.5%となり16.7ポイント減少し、職場の育児休業制度が整備されていないと回答する人は減っている一方、「仕事が忙しかった」の割合も前回の13.0%から18.5%となり5.5ポイント増加しており、企業に向けた職場環境の改善に関する周知・啓発は今後も推進していくことが必要です。

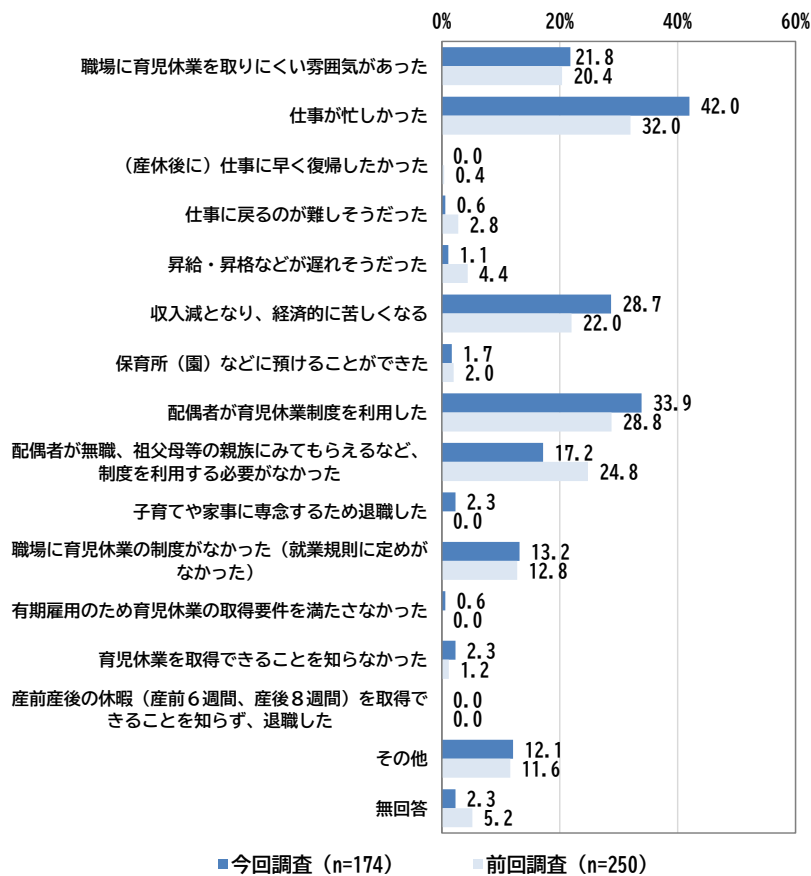
## ■育児休業の取得状況



## ■ 母親の育児休業をとっていない理由



## ■ 父親の育児休業をとっていない理由



## (4) 教育・保育施設等の利用状況と利用意向

就学前児童の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は87.0%で、前回調査から3.8ポイント増加しています。

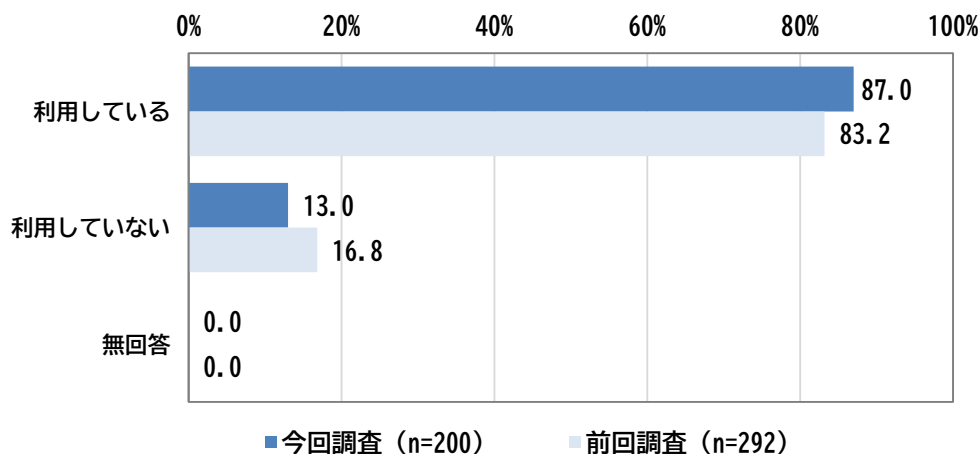
現在利用している施設は、「認可保育所（園）」（47.7%）、「認定こども園」（21.8%）、「幼稚園」（21.3%）の割合が多くなっています。

現在利用していない人も含めて、今後の教育・保育事業に対する利用意向をたずねたところ、「認可保育所（園）」が53.5%、「幼稚園」が34.5%となっています。現在「幼稚園」を利用している人は21.3%で実態より13.2ポイント高く、次いで「幼稚園の預かり保育」で8.9ポイント、「認定こども園」で7.7ポイント希望する人の割合が高くなっています。これら利用状況よりも利用意向が多くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であると考えられ、事業内容や利用方法の周知を更に進めていくことが重要です。

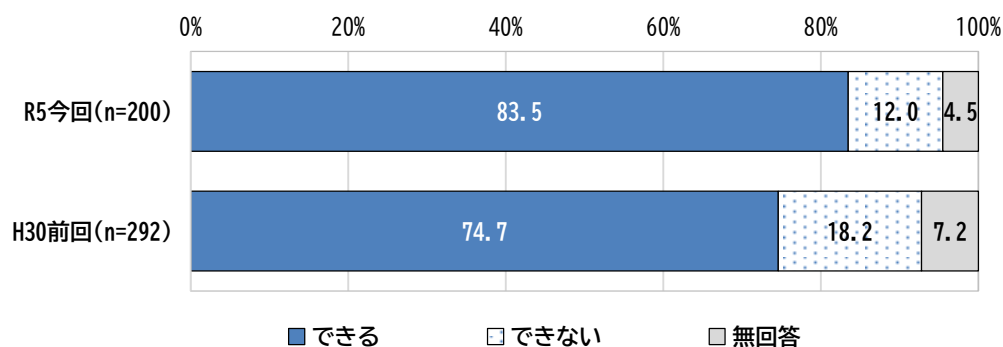
教育・保育サービスの利用する理由は、「就労しているから」「子どもの教育や発達を促すため」が前回調査と比べると増加しています。土日の保育所利用希望については、「土曜日の月に1~2回利用したい」が30%程度ありました。

就学前児童の保護者が希望した時期や時間に教育・保育サービスが利用できるかについて、「できる」と回答した割合は83.5%で、前回調査より8.8ポイント増加しています。

### ■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

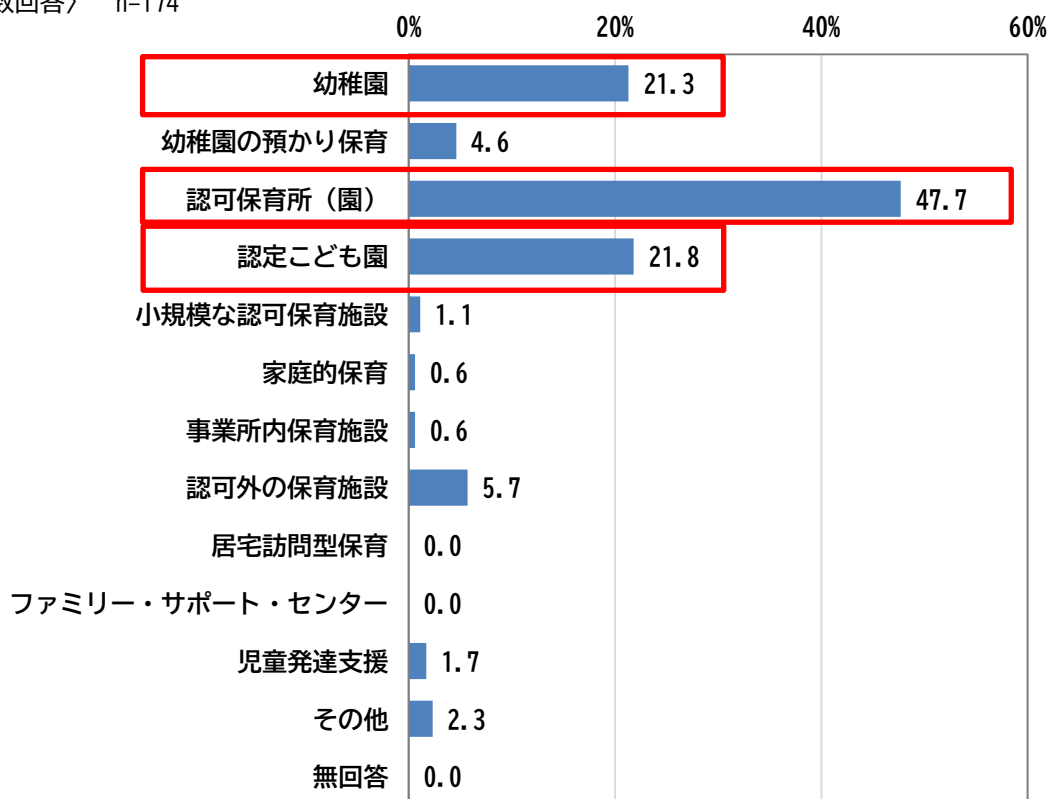


### ■ 希望した時期や時間での教育・保育サービスの利用状況



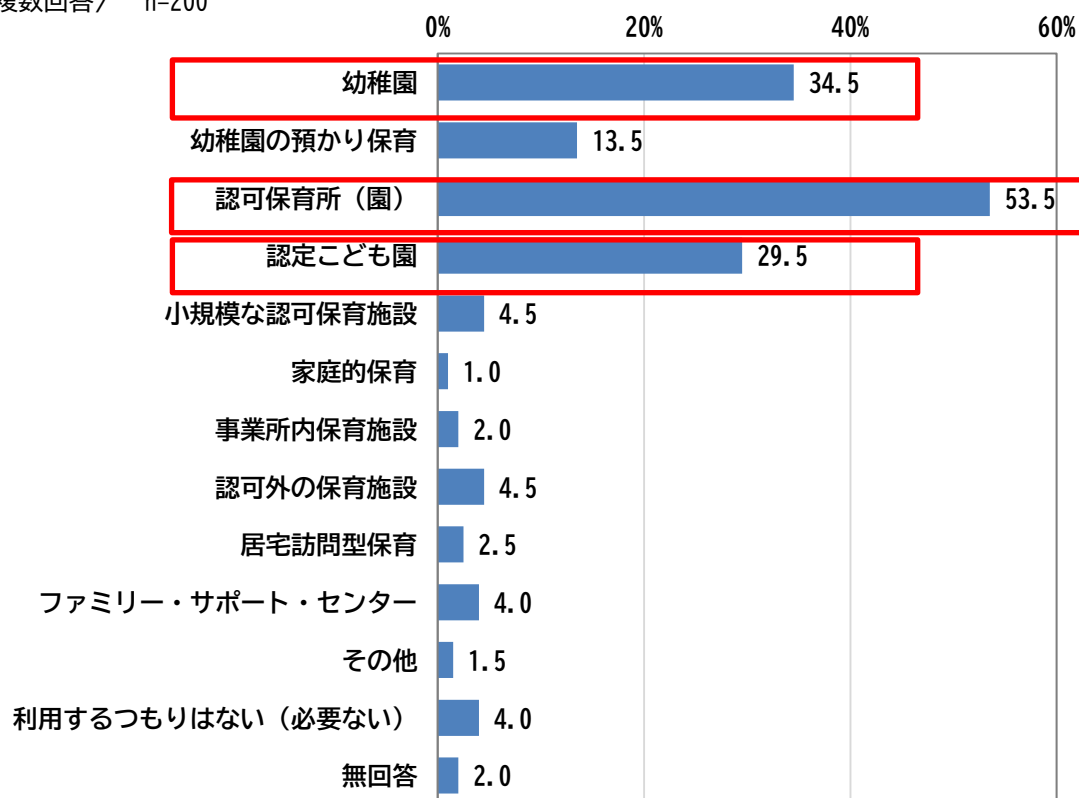
■現在利用している日常的な教育・保育事業

〈複数回答〉 n=174



■「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業

〈複数回答〉 n=200



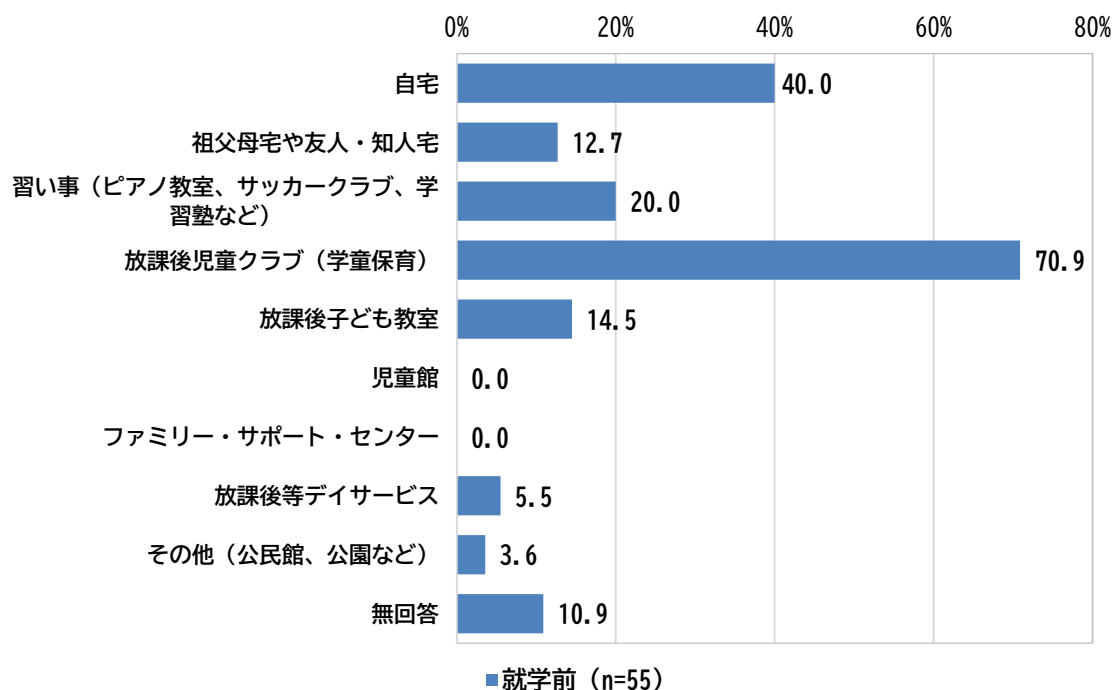
## (5) 小学校における放課後の過ごし方

就学前児童の保護者の「小学校入学後における放課後の過ごし方」の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が70.9%と最も高く、次いで「自宅」が40.0%、「習い事」が20.0%の順となっています。一方、小学生の保護者の「放課後の過ごし方」の希望は、「自宅」が60.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が53.5%、「習い事」が35.3%の順となっており、就学後の放課後の過ごし方のイメージに違いがあります。

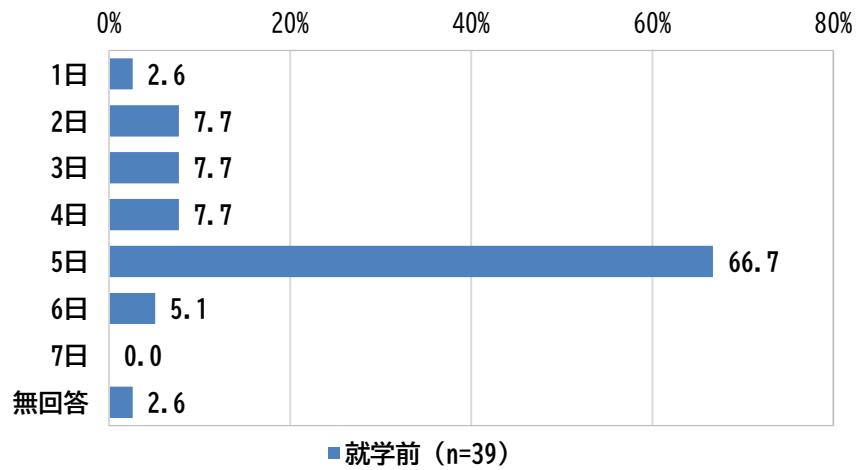
また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の希望する週あたり利用日数について、小学生の保護者の低学年（1～3年生）時の希望は、「5日」が55.6%となっていますが、高学年（4～6年生）時の希望は、「5日」が21.6%となり、学年が上がるにつれて利用を希望する日数は少なくなる傾向にあることがうかがえます。

働く保護者にとって、放課後児童クラブは重要な社会資源です。今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った放課後児童クラブを維持していくことが求められます。

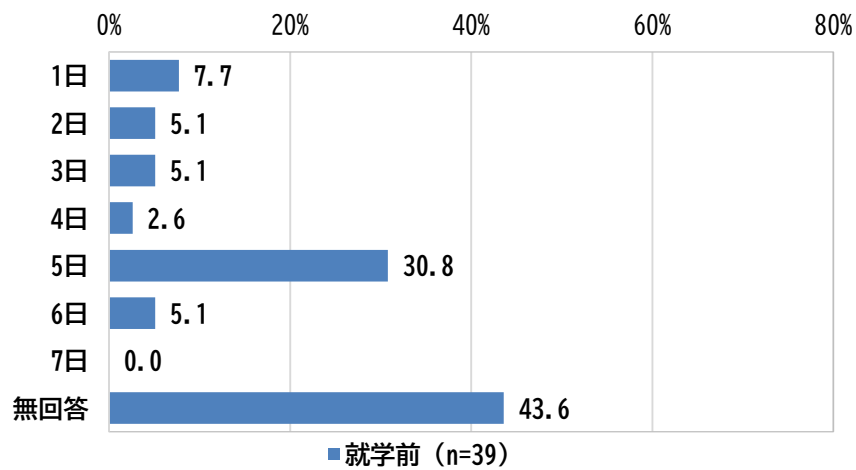
### ■ 就学前児童保護者が希望する小学校入学後の放課後の過ごし方



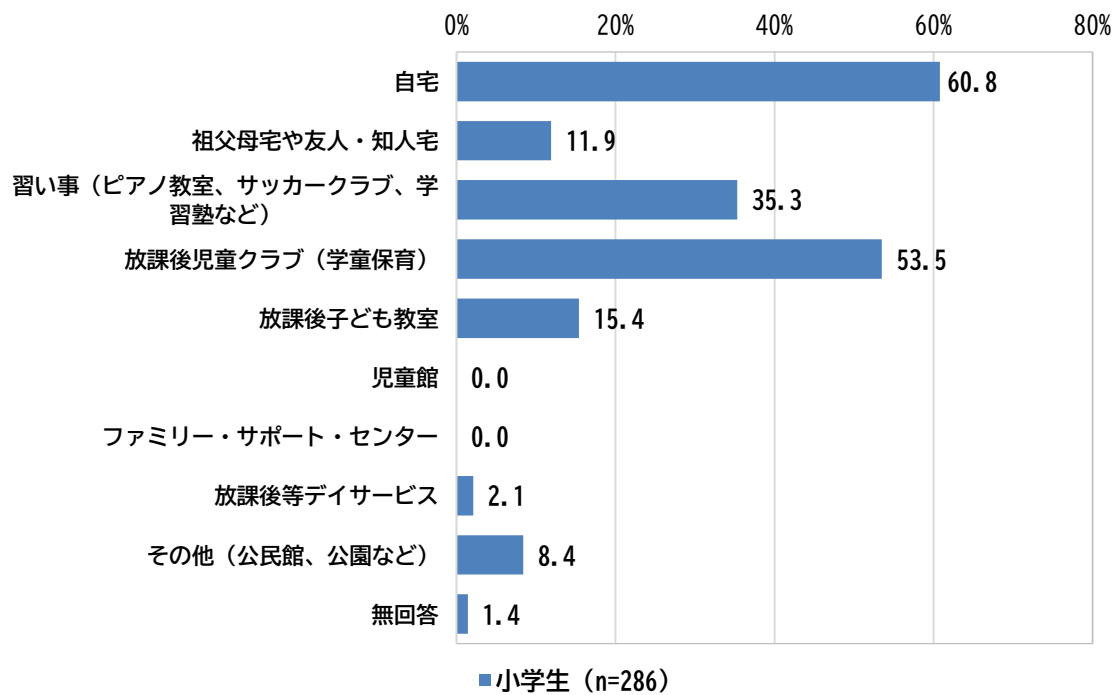
■就学前児童保護者が希望する低学年時の放課後児童クラブ週あたり日数



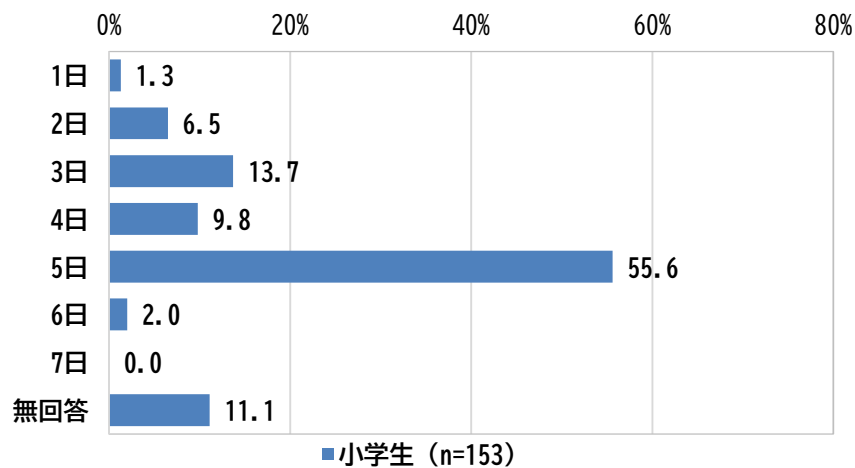
■就学前児童保護者が希望する高学年時の放課後児童クラブ週あたり日数



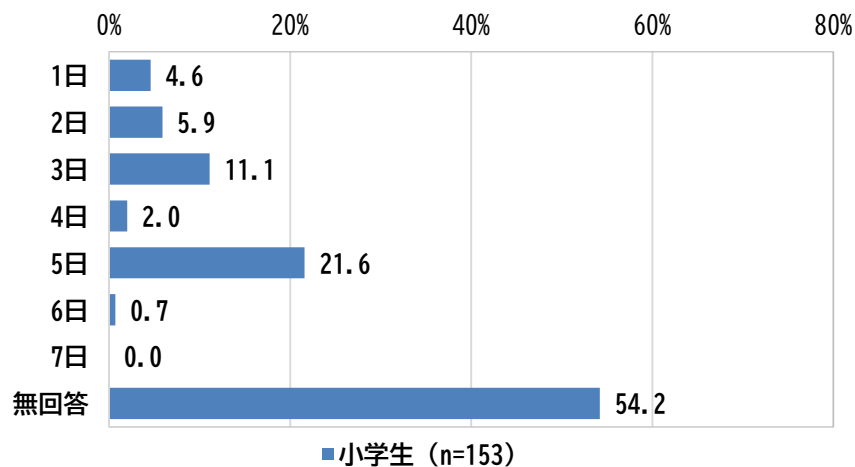
■小学生保護者が希望する放課後の過ごし方



■小学生保護者が希望する低学年時の放課後児童クラブの週あたり日数



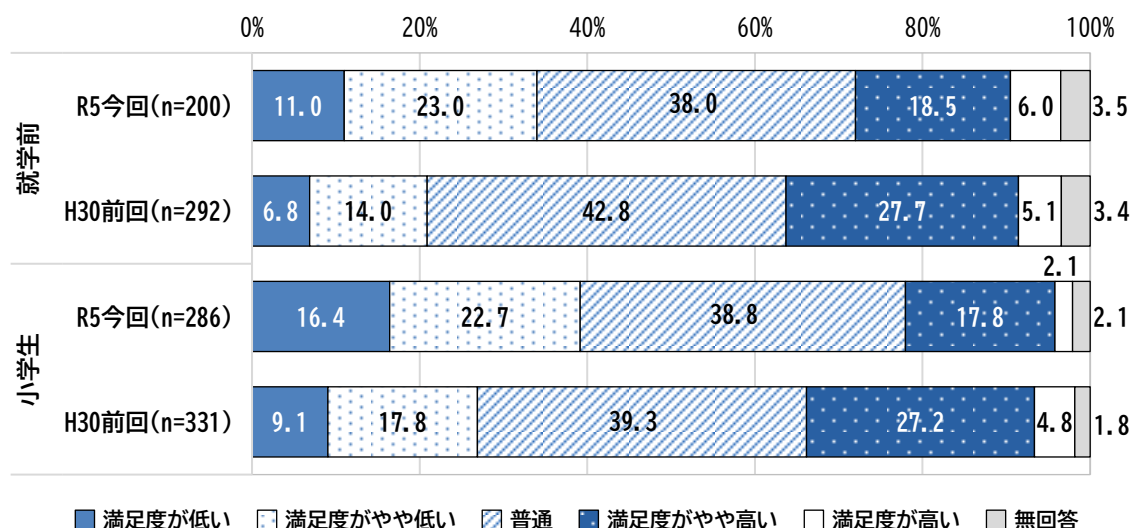
■小学生保護者が希望する高学年時の放課後児童クラブの週あたり日数



## (6) 市や地域社会における子育て支援について

市の子育ての環境や支援の満足度の平均値を前回調査と比較すると、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに満足度が『低い・やや低い』の割合が増え、平均も前回調査からやや低くなっています。「普通」と回答した保護者の割合は最も多く、就学前児童、小学生の保護者の双方とも40%近くを占めていることから、より多くの保護者が満足に感じられる特色ある支援を行うことが求められています。

### ■ 居住地域における子育て環境や支援への満足度

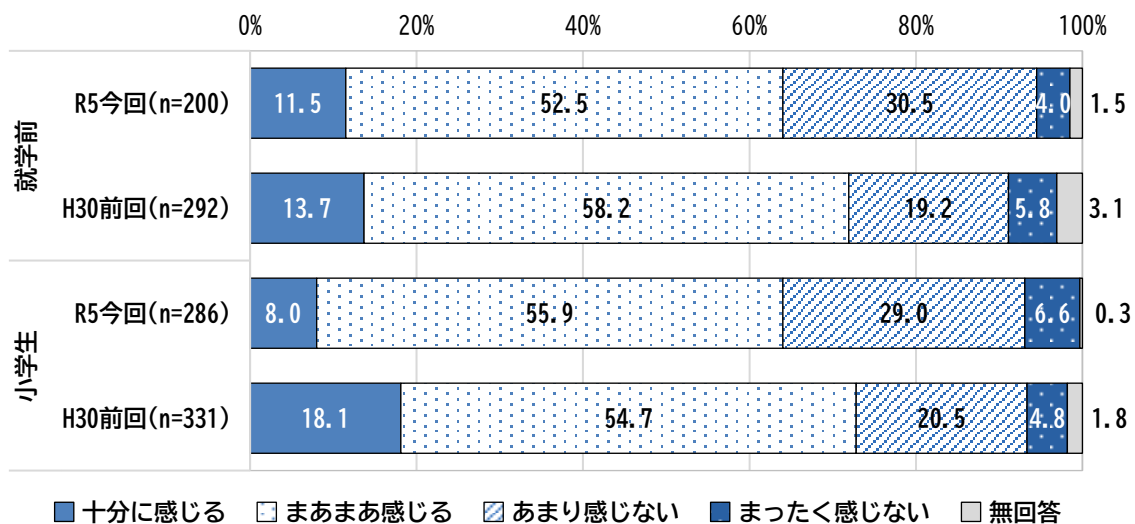


満足度が低い 1点、やや満足度が低い 2点、普通 3点、やや満足度が高い 4点、満足度が高い 5点として、点数化しました。

			満足度が低い	やや満足度が低い	普通	やや満足度が高い	満足度が高い	合計	平均
就学前	今回調査	回答者数	22	46	76	37	12	193	<b>2.85</b>
		評点	22	92	228	148	60	550	
	前回調査	回答者数	20	41	125	81	15	282	<b>3.11</b>
		評点	20	82	375	324	75	876	
			満足度が低い	やや満足度が低い	普通	やや満足度が高い	満足度が高い	合計	平均
小学生	今回調査	回答者数	47	65	111	51	6	280	<b>2.66</b>
		評点	47	130	333	204	30	744	
	前回調査	回答者数	30	59	130	90	16	325	<b>3.01</b>
		評点	30	118	390	360	80	978	

子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるかについて、「十分に感じる」「まあまあ感じる」と回答した割合は、就学前児童の保護者では64.0%で前回調査より7.9ポイント減少しています。また、小学生の保護者においても63.9%で、前回調査より8.9ポイント減少しており、世代間交流やイベントの充実など、地域住民同士の良好な関係づくりを推進していくことが重要であると考えられます。

■子育てが地域や社会で支えられていると感じるか



## (7) こどもとの関わり、こどもの生活習慣について

こどもとの関わりについて、就学前児童の母親では「ほぼ毎日遊んだ（週6～7日）」とする割合が55.0%で最も高く、次いで「ときどき遊んだ（週4～5日）」が22.5%となっています。小学生の母親では、「あまり遊んでいない（週2～3回）」とする割合が41.3%で最も高く、次いで「ときどき遊んだ（週4～5日）」が30.5%となっています。

また、就学前児童の父親では「ほぼ毎日遊んだ（週6～7日）」とする割合が29.5%で最も高く、次いで「ときどき遊んだ（週4～5日）」が27.5%となっています。小学生の父親では、「あまり遊んでいない（週2～3回）」とする割合が34.3%で最も高く、次いで「ほとんどまたはまったく遊んでいない（週1回以下）」が26.6%となっています。

なお、就労時間とこどもと遊んだ頻度に相関関係は認められていません。

こどもと保護者の会話については、ほとんどの家庭がほぼ毎日会話をしていました。

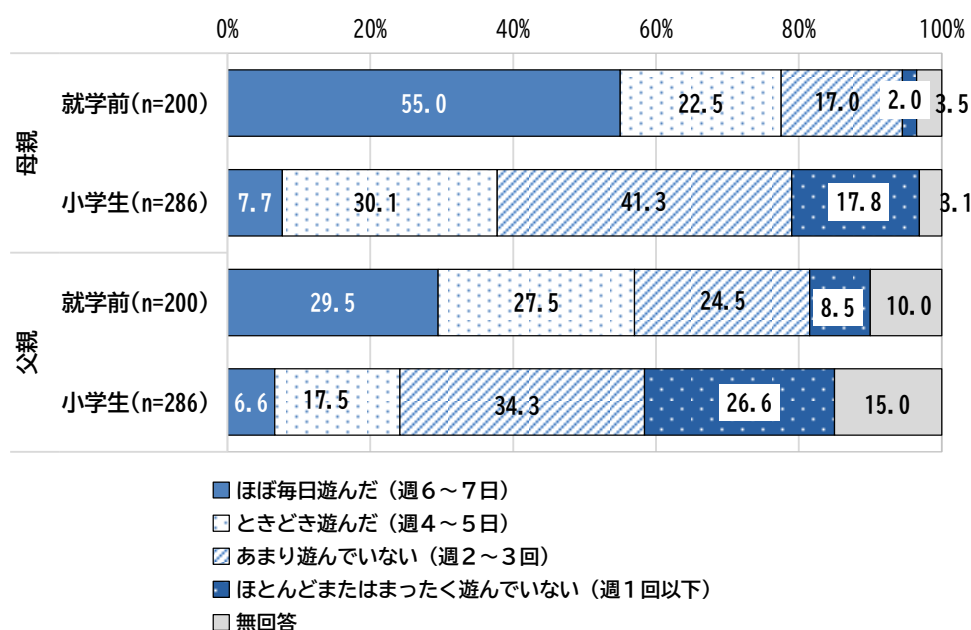
小学生の睡眠については、平日の睡眠時間が「8～9時間睡眠」の割合は83.9%となっている一方で、「8時間未満」の割合が7.6%ありました。スマホ・タブレットの使用については、「1時間以上3時間未満」とする割合が63.3%で最も高かった一方で、「全く見ない」の割合が1.0%や「3時間以上」の割合が19.6%となるなど家庭によってばらつきがみられます。

「大分県のこどもの生活実態調査」では、朝食を週に5日以上食べる割合は小学5・6年生では90.6%、中学生では93.3%でほとんどのこどもが朝食を食べている一方で、週2日以下の割合が小学5・6年生で7.0%、中学生で4.0%あり、その理由として「時間がない」「お腹がすいていない」「食べる習慣がない」がありました。

1日にするはみがきの回数では、1日1回以下の割合が小学5・6年生で24.7%、中学生で16.0%となっています。従来から小学校等で歯の健康について課題があがっていましたが、はみがき習慣の確立が要因であると考えられます。

お風呂については、中学生でほぼ毎日入浴している一方、小学5・6年生で週に4日以下の入浴割合が3.6%いるなど基本的な生活習慣における課題がみえてきました。

### ■ こどもと先週どの程度一緒に遊んだか

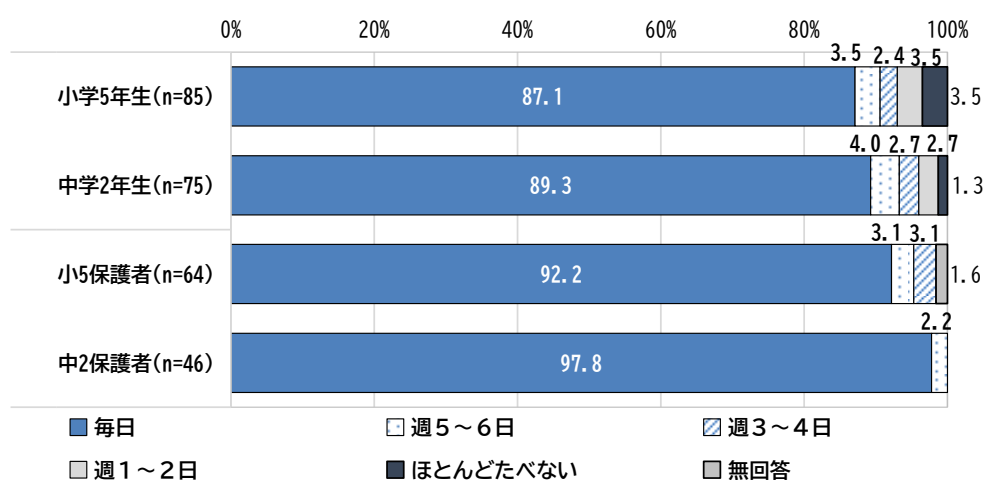


学校の授業でわからないことがあるかについては、「よくある」「ときどきある」が小学5年生で58.8%、中学2年生で65.3%となっており、「ない」「あまりない」より高くなっています（小学5年生41.2%、中学2年生33.3%）。

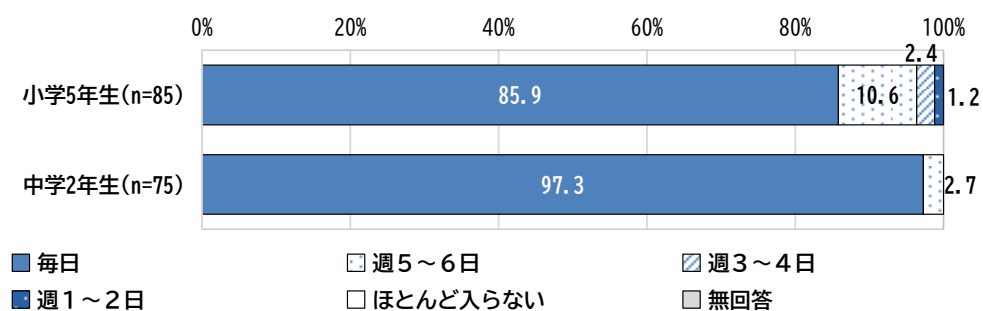
生活保護については、「利用したことはないが知っている」が小5保護者で79.7%、中2保護者で80.4%と約8割が認知しています。また、「利用している・利用したことがある」とする中2保護者が2.2%となっています。

就学援助費については、「利用したことはないが知っている」が小5保護者で56.3%、中2保護者で69.6%と最も高くなっています。また、「利用している・利用したことがある」とする回答の割合が、小5保護者では28.1%、中2保護者が17.4%となっています。

### ■朝食を週に何日食べているか



### ■お風呂にどのくらい入るか



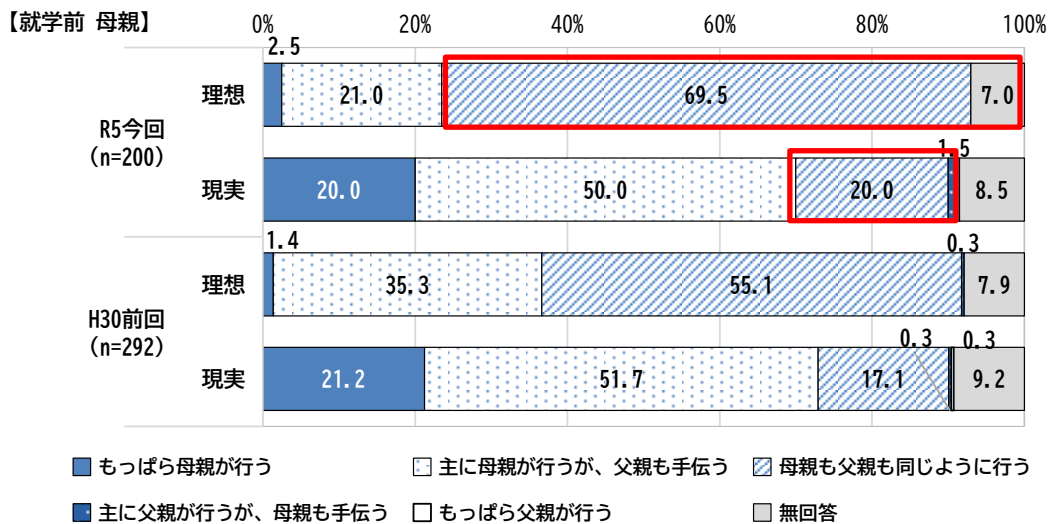
## (8) 子育てに関する役割分担や価値観について

子育てに関する役割分担について、理想として最も多かったのは就学前児童の父母、小学生の父母とも「母親も父親も同じように行く」でしたが、就学前児童の母親では、理想では69.5%、現実では20.0%であり、理想と現実には49.5ポイントの開きが生じています。更に就学前児童の父親では39.5ポイントの開き、小学生の母親では51.0ポイントの開き、小学生の父親では32.9ポイントの開きが生じています。前回調査と比べ、就学前の母親・父親とも、理想と現実の開きが大きくなっています。

一方現実で最も多かった「もっぱら母親が行う」「主に母親が行うが、父親も手伝う」の割合は、就学前児童の母親では、70.0%であり、就学前児童の父親、小学生の母親、父親のいずれも半数以上が主に母親が行っていると回答しています。

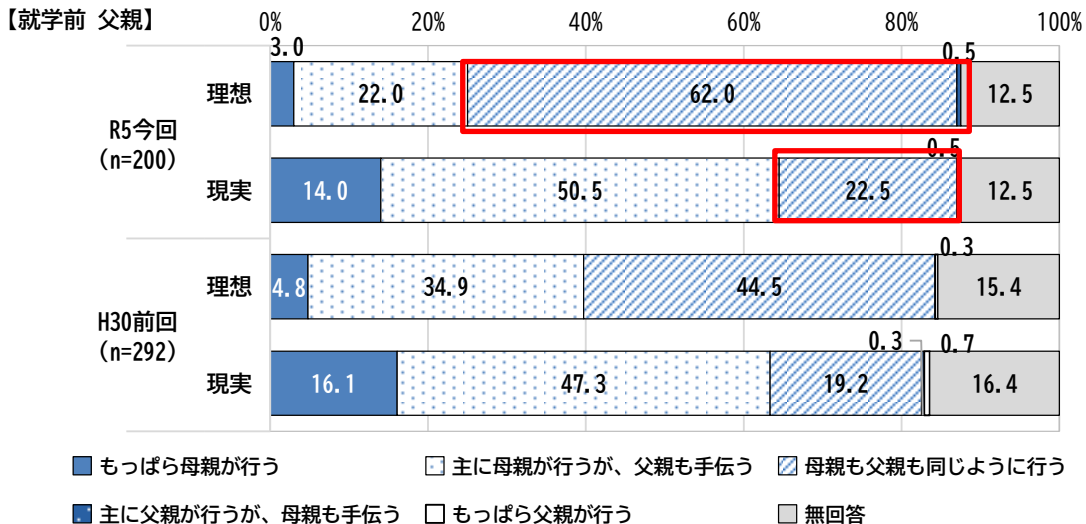
依然として母親の育児に携わる割合は高く、母親の方がより強く負担を感じていることがうかがえ、役割分担に関する思い込みの改善や、ワーク・ライフ・バランスの周知等を進めていくことが求められます。

### ■ 就学前児童の母親の子育てに関する役割分担の理想と現実



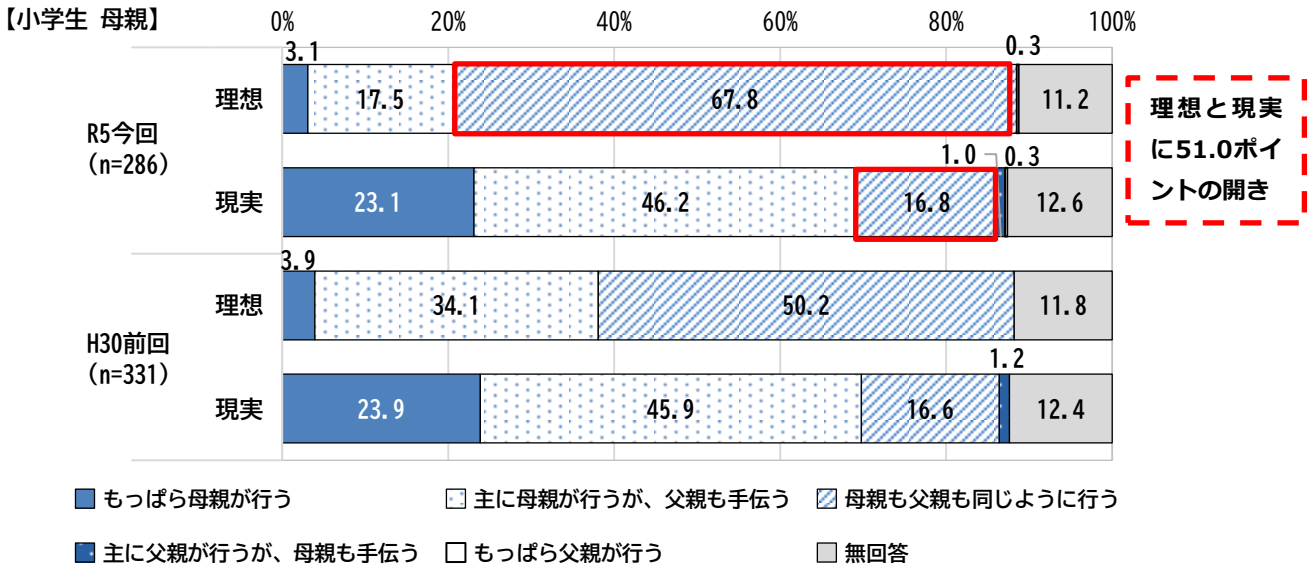
理想と現実  
に49.5ポイ  
ントの開き

### ■ 就学前児童の父親の子育てに関する役割分担の理想と現実

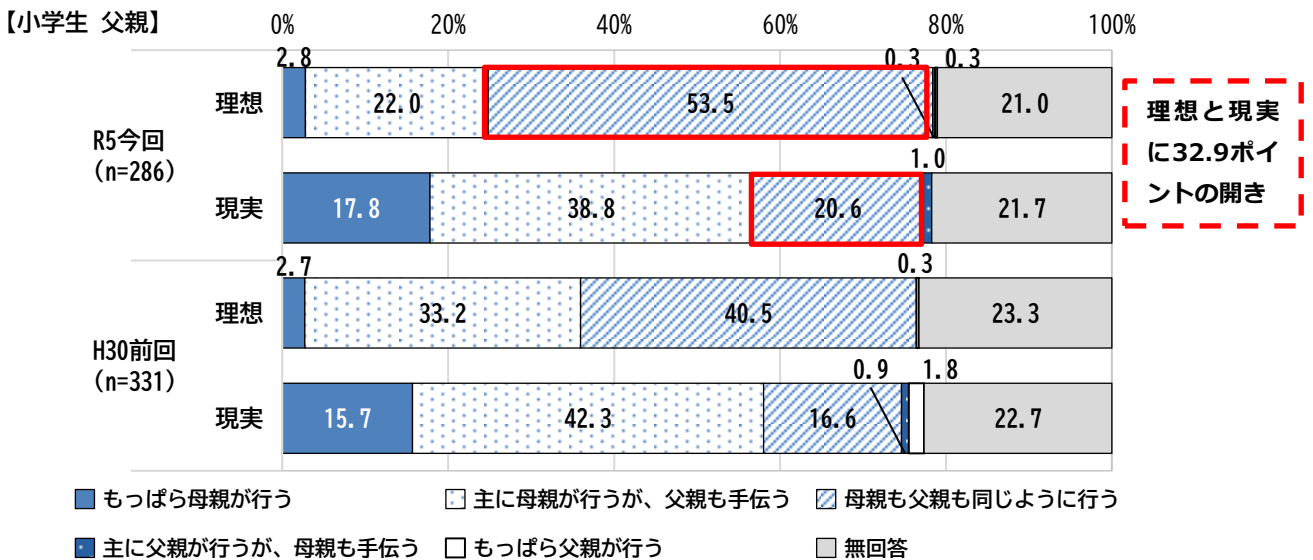


理想と現実  
に39.5ポイ  
ントの開き

■小学生の母親の子育てに関する役割分担の理想と現実



■小学生の父親の子育てに関する役割分担の理想と現実



子育てに関する価値観について、「子どもを見て喜びを感じる」「子どもがいることで、毎日の生活に張り合いが出る」「子育てをすることで自分自身も成長できていると感じる」と回答した保護者はいずれも90%以上となっています。

一方で、「子育ても大事だが自分の生き方も大切にしたい」と回答した保護者は就学前児童・小学生ともに80%を超えており、「親は子ども中心の生活をすべきである」と思わない保護者が約20%、「親は子どものためなら自分のやりたいことは後回しにするものだ」と思わない保護者が約30%となるなど、子育てに喜びも感じつつも、自分自身の生き方を大切にしたいと強く思う方が多い傾向がみられました。

また、「子育てのために自分のやりたいことができない」「子育てによる身体や精神的な疲れが大きい」と考えている保護者は、就学前児童で60%近く、小学生で40%程度あり、特

に就学前児童で高くなっています。また、就学前児童・小学生の保護者の約 15%が「子育てにつらさを感じるときのほうが多い」と回答しています。

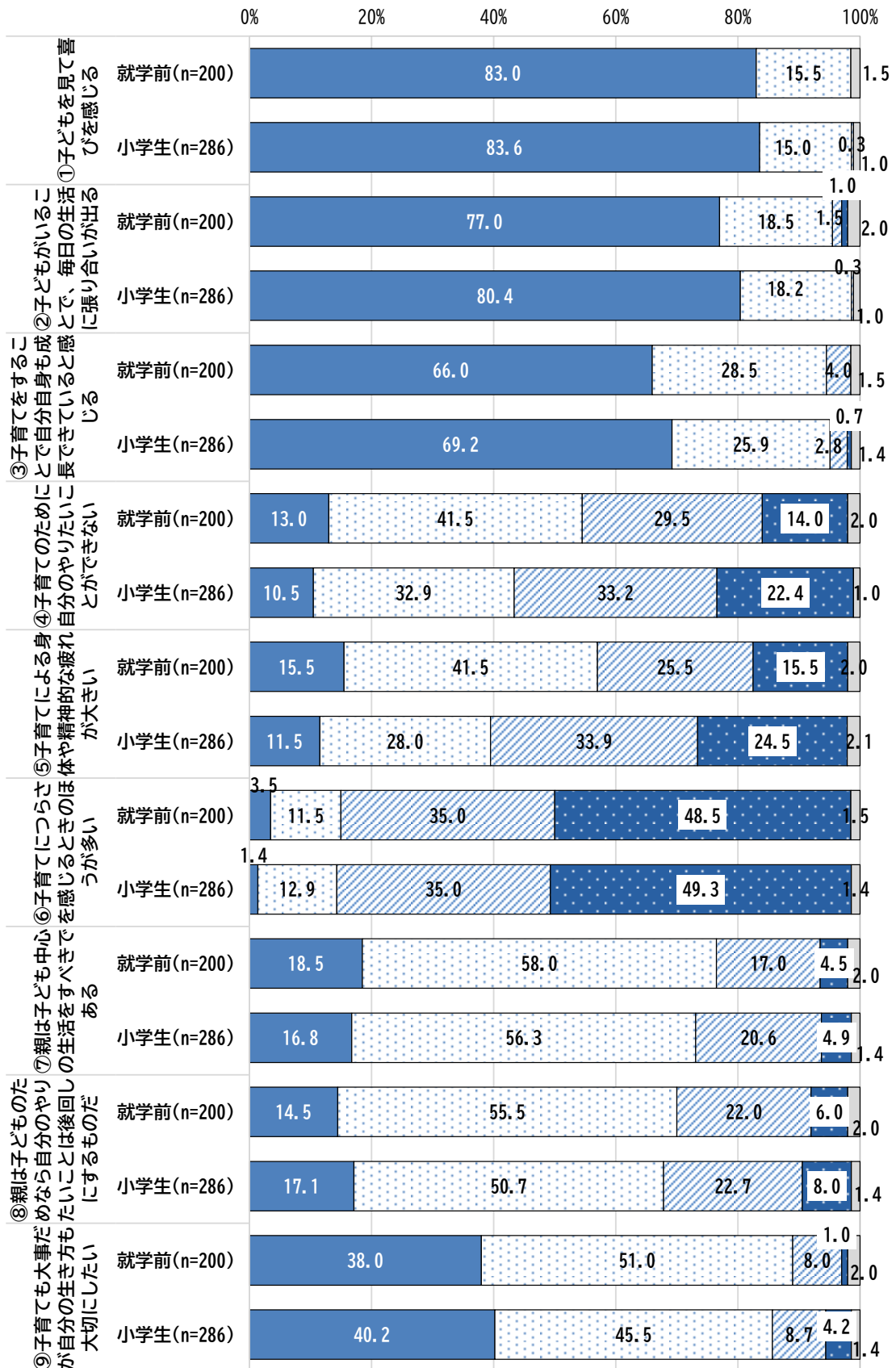
「子どもを見て喜びを感じる」「子どもがいることで、毎日の生活に張り合いが出る」「子育てをすることで自分自身も成長できていると感じる」の項目については、就学前児童・小学生の保護者ともに強い関係があり、こどもを見て喜びを感じる人は毎日の生活に張り合いが出ると思っており、さらに自分自身も成長できていると感じていました。

一方、「子育てのために自分のやりたいことができない」「子育てによる身体や精神的な疲れが大きい」「子育てにつらさを感じるときのほうが多い」の項目についても、就学前児童・小学生の保護者ともに強い関係があり、子育てのために自分のやりたいことができないと感じている人は、子育てによる身体や精神的な疲れが大きいと感じ、さらには子育てにつらさを感じるときのほうが多いと考えている傾向がみられました。

さらに、「親は子ども中心の生活をすべきである」と回答している人ほど、親はこどものためなら自分のやりたいことは後回しにするものだと考えている傾向がみられました。

これらのことから、現代の保護者の価値観として、自分自身の生き方を大切にしたいと強く思う方が多い傾向があること、こどもを見て喜びを感じる人は子育てを前向きに捉えている一方で、子育てのために自分のやりたいことができない・こどものために自分のやりたいことを後回しにできないと思う人ほど子育てによる疲れやつらさを感じているという実態がみえてきました。

■ 子育てに関する価値観



■ そう強う □ どちらかといえばそう思う ▨ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない □ 無回答

## (9) 妊娠、出産、子育て期における気になり・困りごとについて

妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感について、「十分あった」「まあまああった」と回答した割合は、就学前児童の保護者で78.5%、小学生の保護者で74.1%と、前回調査（就学前児童保護者82.9%、小学生保護者80.7%）よりやや減少しています。令和3年度から豊肥地域で分娩施設がなくなったことも一因であると考えます。

就学前児童保護者の妊娠・出産の時期に気になったことや困りごとについては、「妊娠・出産に関しての体調（つわり、切迫早産など）」とする割合が49.2%と最も高く、次いで「きょうだい児の育児」が42.5%となっています。

就学前児童保護者の産院退院後から産後1年までの時期に気になったことや困りごとについては、「産婦が十分に睡眠や休養がとれない」とする割合が50.5%と最も高く、次いで「経済面」が35.4%となっています。

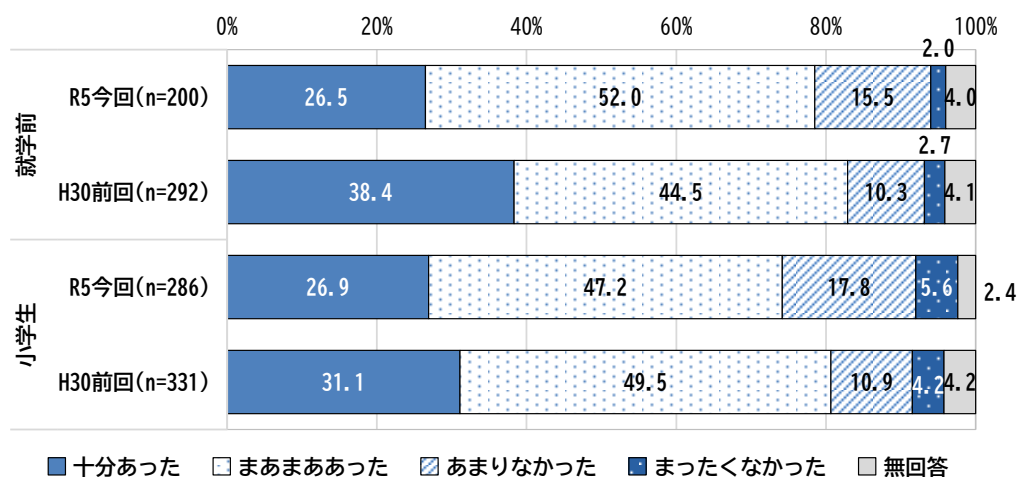
第2子出産の方は、妊娠期および出産後継続支援が必要になりやすい傾向があり、その背景には出産した児ときょうだい児の育児を同時に行うことによる身体的・精神的・経済的負担が影響していることが考えられます。

こどもの成長発達・育児について気になったことや困りごとは、「メディアとのつきあい方」「こどもの病気や予防接種」「トイレトレーニング」の順に高くなっています。

小学生のこどもの健康においては、「睡眠や食事に気をつけている」が80%を超えており、「メディア・ゲームとのつきあい方」「生活リズム」「歯の健康に気をつけている」の割合も60%以上ありました。一方、「二次性徴やたばこに関することは気をつけている」の割合が低くなっていました。困っていることは「メディア・ゲームとのつきあい方」の割合が58.4%で特に高くなっていました。

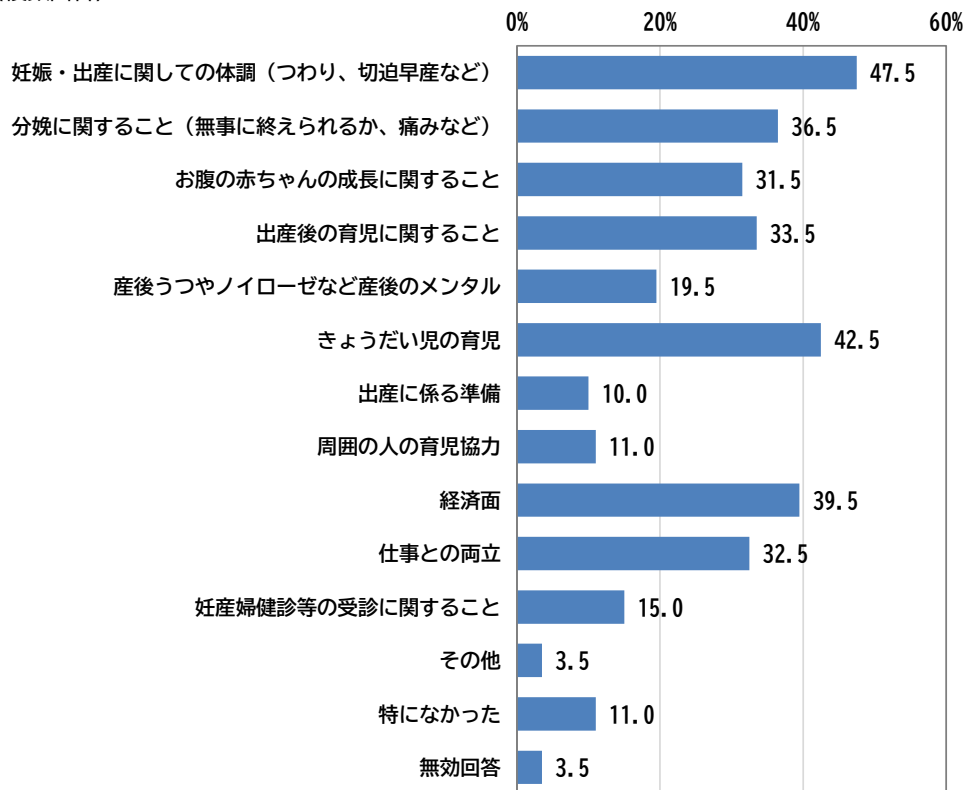
本市の取り組みで力を入れている「睡眠」「食事」「歯の健康」については、啓発の効果が表れている一方、「二次性徴」「たばこ」についてはさらに今後力を入れていく必要があります。また、「メディア・ゲームとのつきあい方」については、乳幼児期から思春期に至るまで幅広い年代で課題になっていることから、現代の生活様式に合わせた取り組みが必要と考えます。

### ■ 妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感



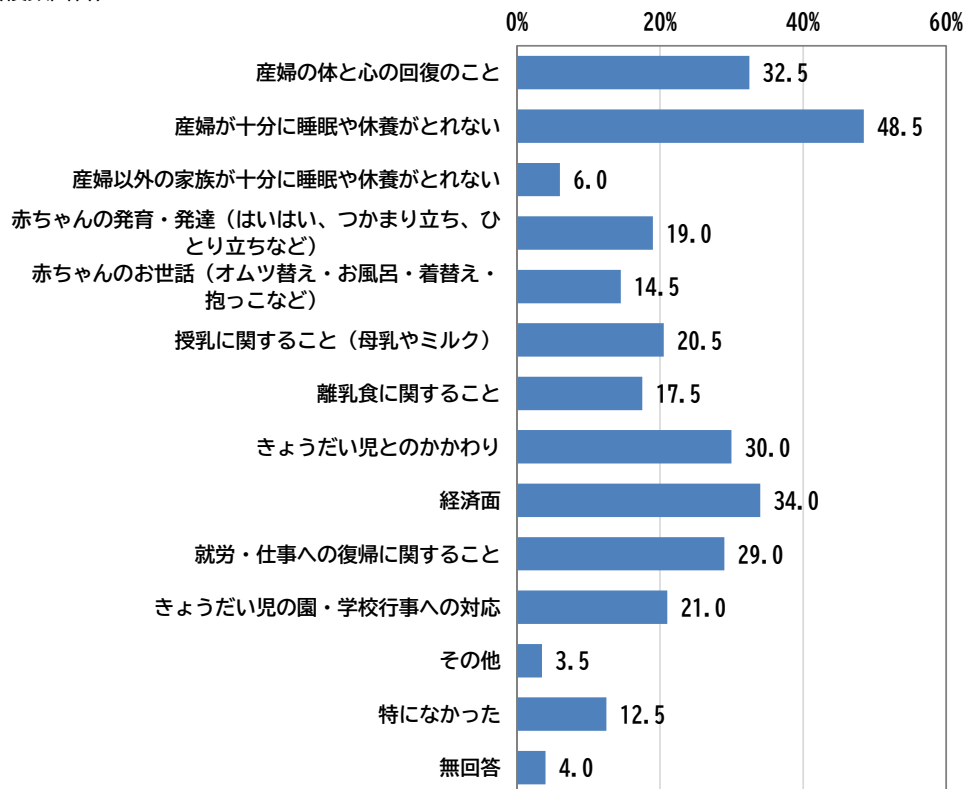
■ 就学前児童保護者の妊娠・出産の時期に気になったことや困りごと

〈複数回答〉 n=200



■ 就学前児童保護者の産院退院後から産後1年までの時期に気になったことや困りごと

〈複数回答〉 n=200



## (10) ヤングケアラーについて

ヤングケアラーの認知度については、「知っているし、内容も知っている」が就学前児童の保護者で71.7%、小学生保護者で79.4%となっており、ともに最も高い割合となっています。

また、ヤングケアラーという言葉はどこで知ったかについては、就学前児童の保護者では「テレビや新聞、ラジオ」とする割合が82.6%で最も高く、次いで「SNSやインターネット」が40.7%となっています。小学生の保護者においても同様に「テレビや新聞、ラジオ」が84.2%で最も高く、次いで「SNSやインターネット」が34.0%となっています。

自身の周囲のこどもの中で、「ヤングケアラーに該当する」と感じるこどもの有無については、「いる」とする回答の割合が、就学前児童の保護者では9.7%となっており、小学生の保護者では10.3%となっています。

家族の中にお世話をしている人がいるかについては、「いる」とする回答の割合が、小学生では14.4%、中学生では7.0%、高校生では2.9%となっています。

お世話をしていることで出来ていないことについては、小学生及び高校生では「自分の時間がとれない」が27.3%で最も高く、中学生では「学校に行きたくても行けない」「授業に集中したくても、居眠りしてしまう」がともに23.1%と最も高くなっています。

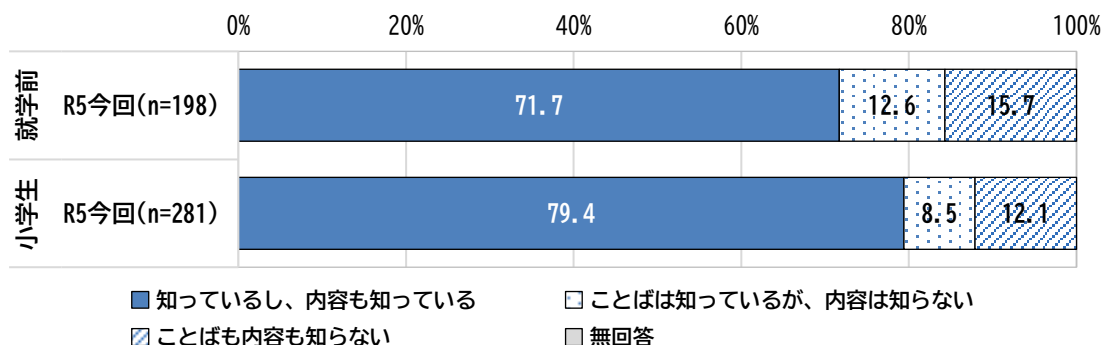
お世話をすることにきつさを感じるかについては、「感じている」とする回答の割合が、小学生では25.9%、中学生では38.5%、高校生では36.4%となっています。

どのようなきつさを感じるかについては、最も高い回答の割合は、小学生では「気持ちや心がきつい」「遊びや勉強の時間がない」で42.9%、中学生では「体がきつい」で60.0%、高校生が「遊びや勉強の時間がない」で75.0%となっています。

お世話の悩みを相談したことの有無については、「ある」とする回答の割合が、小学生では37.0%、中学生では38.5%、高校生では36.4%となっています。

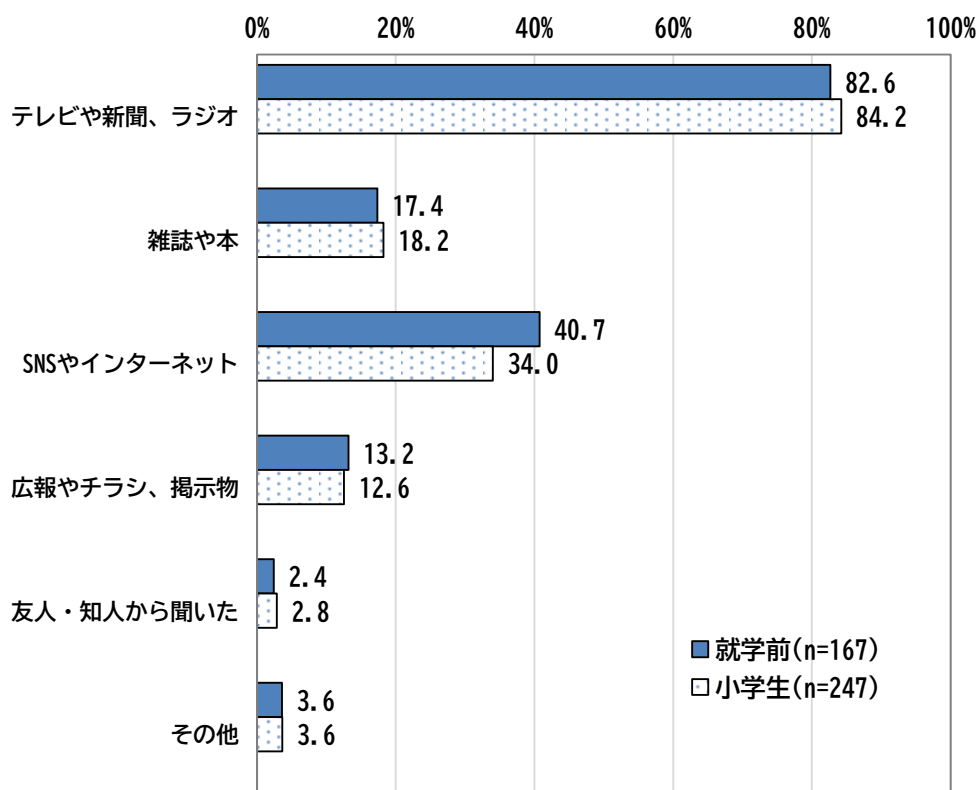
ヤングケアラーの認知度は徐々に高くなっていますが、知らない保護者も一定数あることから、引き続き広報・啓発をしていく必要があります。また、こども自身がヤングケアラーかもしれないと気づき、周囲に相談できるようにこどもに対しても啓発をしていく必要があります。

■ ヤングケアラーの認知度

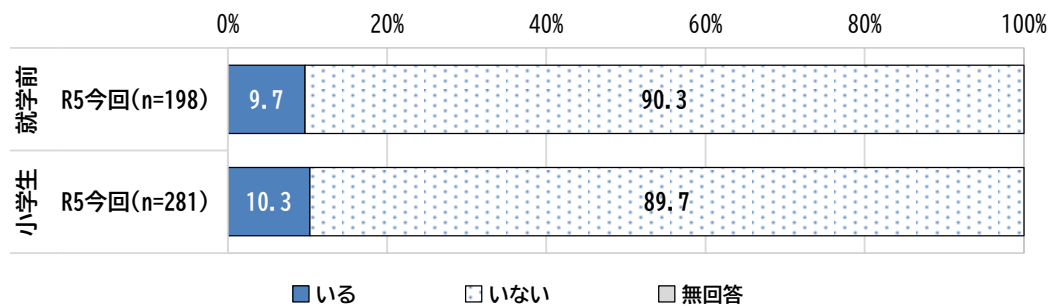


■ ヤングケアラーという言葉を知った経緯

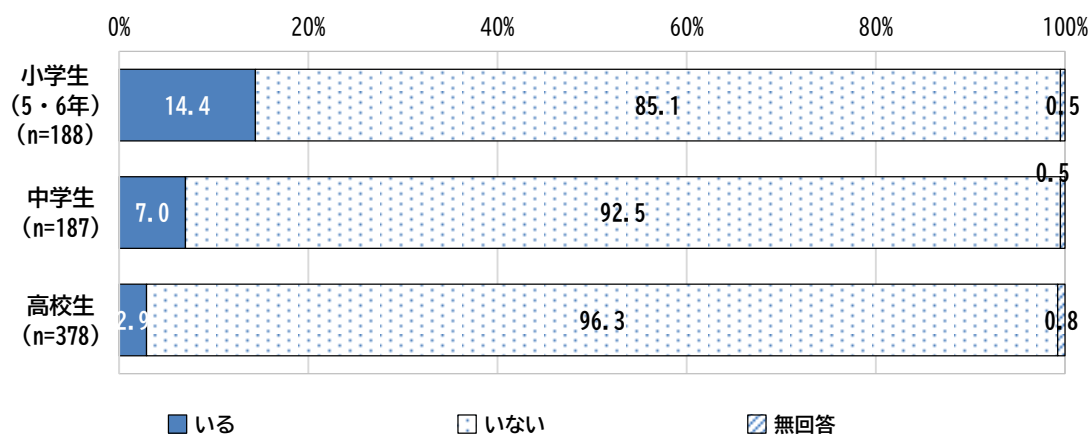
〈複数回答〉 n=200



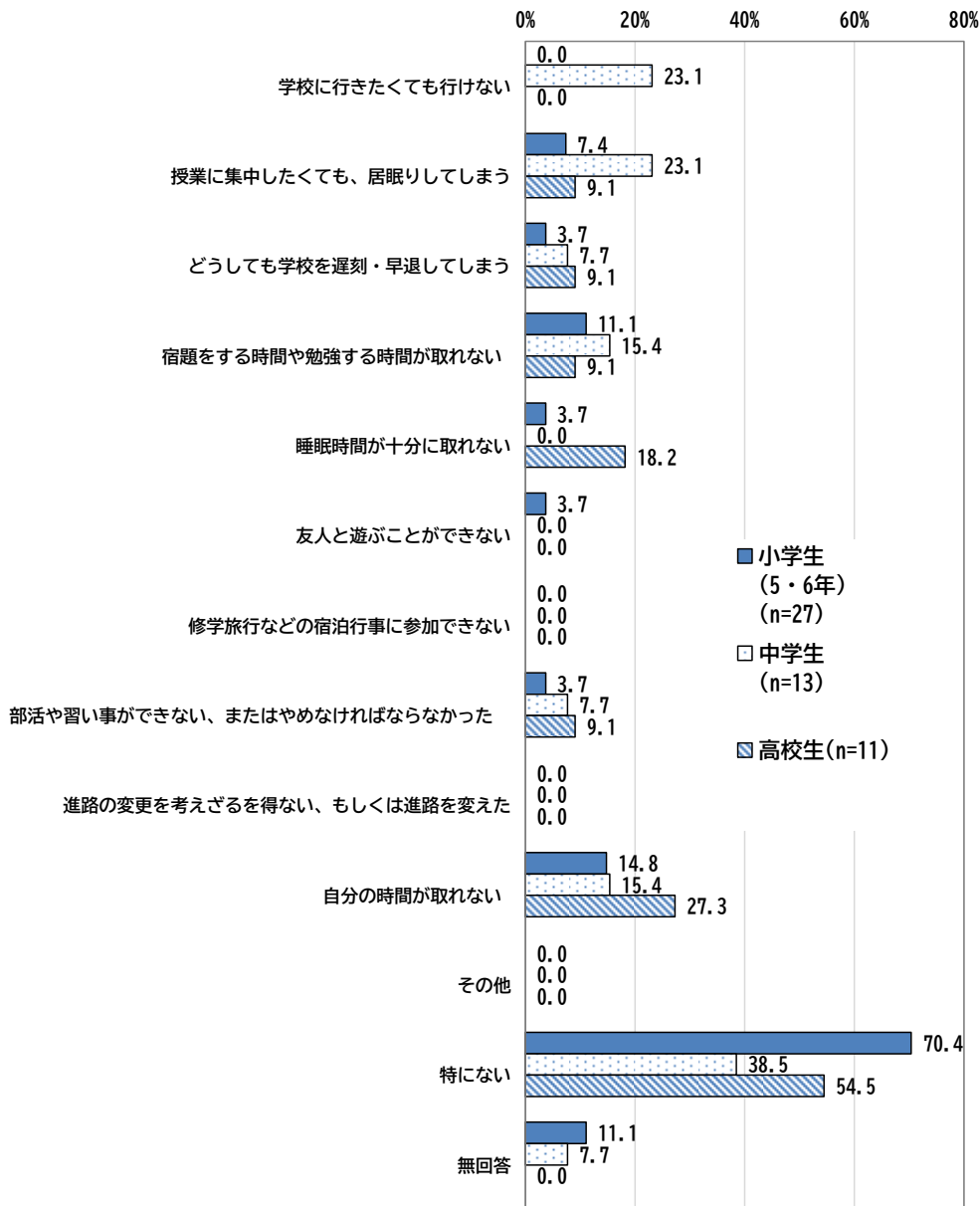
■ 自身の周囲における「ヤングケアラーに該当する」こどもの有無



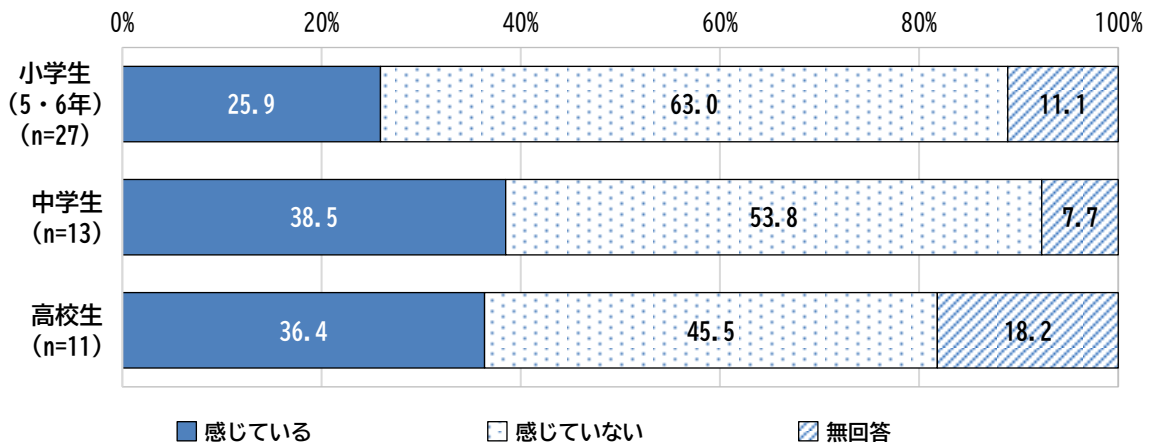
■ 家族の中にお世話をしている人の有無



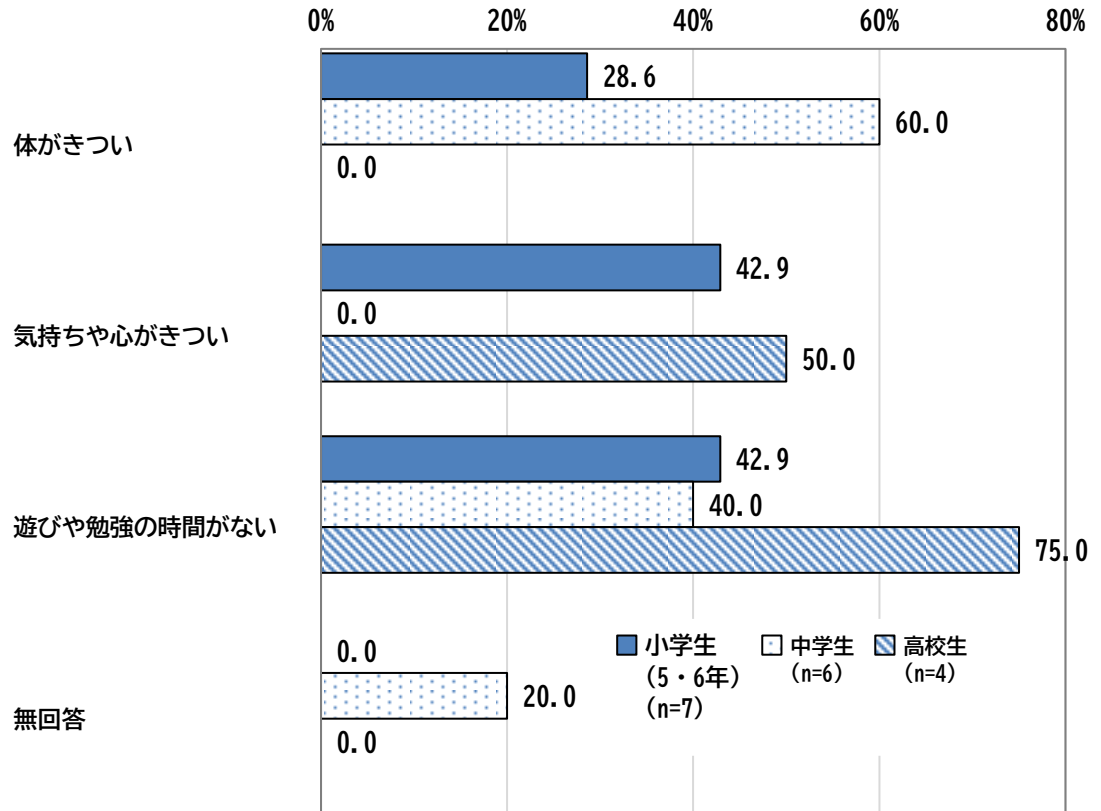
■ お世話をしていることで出来ていないこと



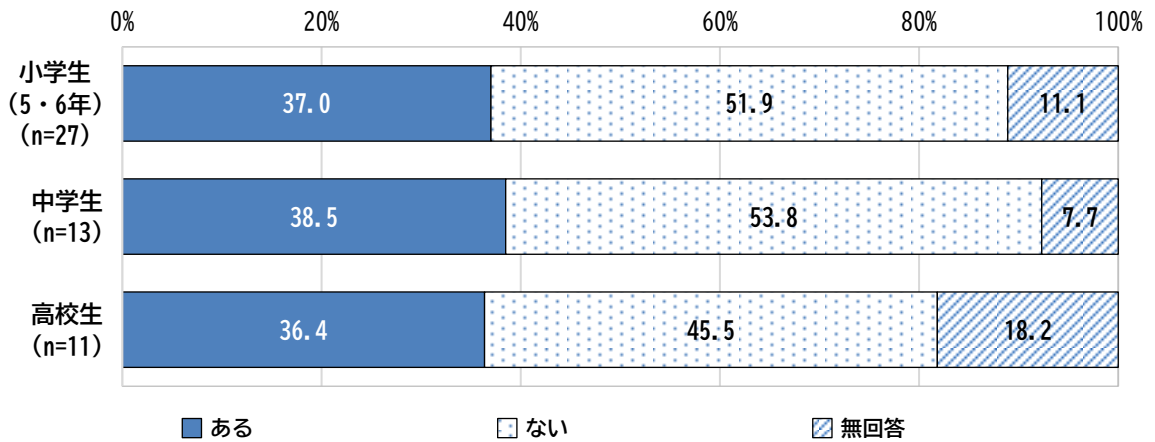
■ お世話をすることによってきつさを感じるか



■ どのようなきつさを感じるか



■ お世話の悩みを相談したことの有無

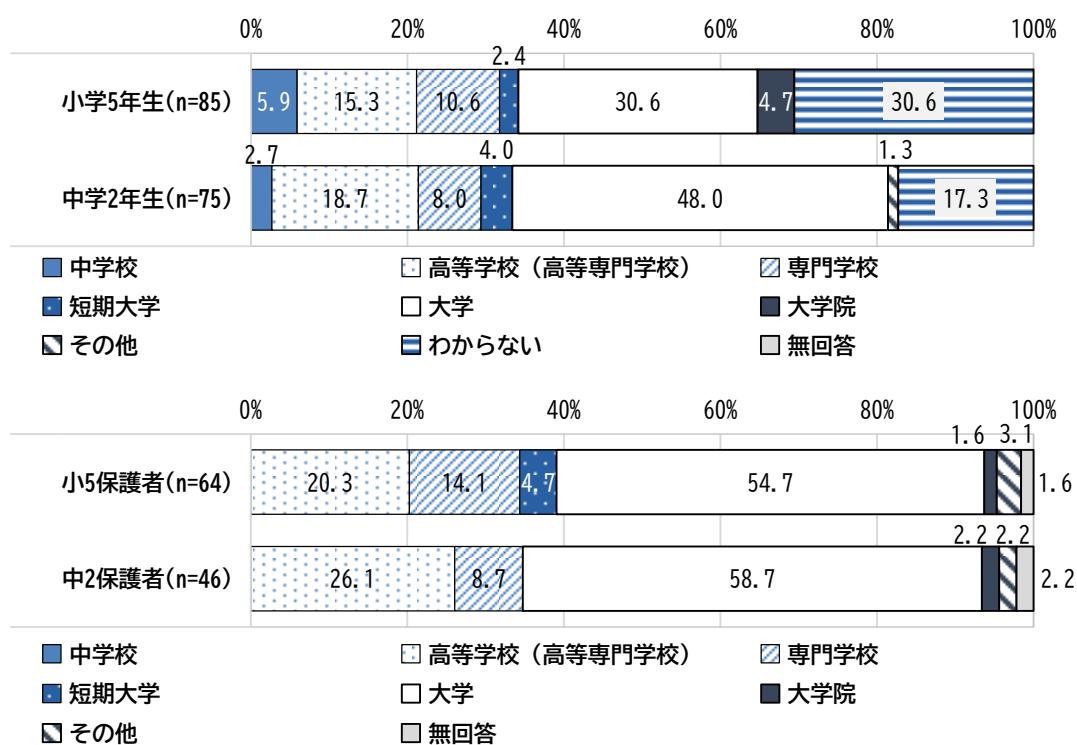


## (11) こども・若者の意識について

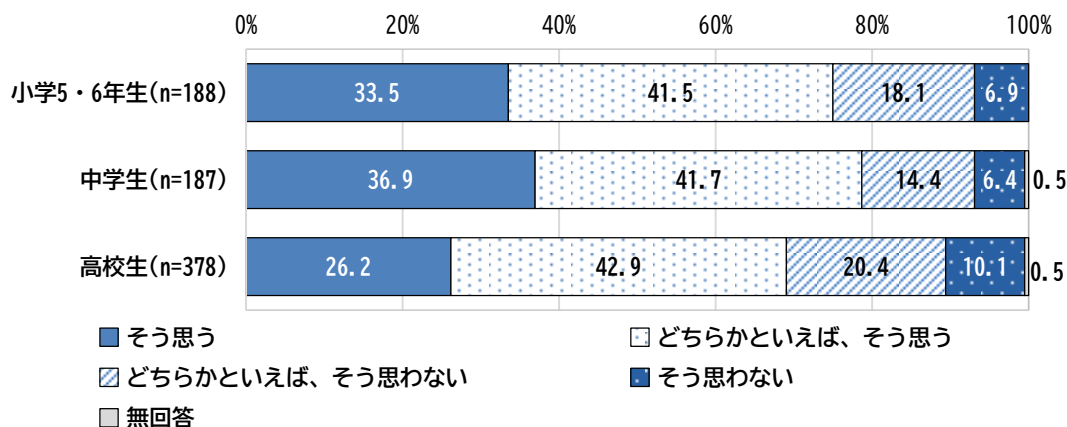
将来どの学校まで進学したいかについては、小学5年生では「大学」「わからない」がともに30.6%、中学2年生では「大学」が48.0%と最も高くなっています。保護者では「大学」が5割を超えて高くなっています。

意識に関して、「自分のことを好きだと思うか」については、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」が小学5・6年生で75.0%、中学生で78.6%、高校生で69.1%となっており、「そう思わない」「どちらかといえば、そう思わない」より高くなっています（小学5・6年生25.0%、中学生20.8%、高校生30.5%）。自己肯定感を持つことは、心身ともに成長段階にあるこどもにとって大変重要です。普段の生活の中で、こどもが自分を肯定することができるように、子どもと接する大人の意識を変えていくことも重要であると考えられます。

### ■ 将来の進路希望



### ■ 自分のことを好きだと思うか



### 3. 中学生・高校生ヒアリング調査報告

こどもの意見を計画に反映させるために、市内の中学生と高校生各1校にヒアリング調査を行いました。

#### ①竹田市は子どもにとって住みやすいか

##### 住みやすいと感じるところ

住みやすいと感じるところについては、「自然が多い」「水がおいしい」「空気がおいしい」といった自然環境面についての意見が多く挙がりました。また、「地域の方々が優しい」「犯罪が少ない」「住民同士の仲がいい」といった地域の環境に関する意見も多く挙がっており、豊かな自然と地域のぬくもりに住みやすさを感じている様子がうかがえます。

中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然が多い (14件)</li> <li>・水がおいしい、きれい (5件)</li> <li>・公園が多い (竹の子ひろば等) (3件)、公園が大きい (1件)</li> <li>・お店が多い (3件)</li> <li>・木がいっぱいある、山がいっぱいある (2件)</li> <li>・コンビニが近くにある (2件)</li> <li>・犯罪率が少ない、殺人事件とかがなくて平和だから (2件)</li> <li>・住民同士が仲がいい</li> <li>・温泉が多い</li> <li>・人混みがない</li> <li>・おばあちゃんを預けれる施設がたくさんあっておばあちゃんも元気にすごせること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の方々が優しい (10件)</li> <li>・おいしいものがたくさんある (4件) やさい、サフラン、丸福</li> <li>・空気がおいしい、きれい (3件)</li> <li>・いろいろな行事が季節によってある (竹楽) (3件)</li> <li>・歴史的なものがある (岡城等) (2件)</li> <li>・川がきれい (2件)</li> <li>・近くにスーパーも服屋も本屋あるところ (2件)</li> <li>・遊び場が多い</li> <li>・図書館が大きい</li> <li>・町がきれい (ゴミがない)</li> <li>・安心してすごせる</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空気がきれい、おいしい (4件)</li> <li>・地域の人優しい (あいさつをしてくれる) (3件)</li> <li>・学校が近い (2件)</li> <li>・交通量が少ない</li> <li>・静か、騒音が少ない</li> <li>・通学路がきれい</li> <li>・充実した授業を受けることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然が多い、豊か (3件)</li> <li>・公園などがある (2件)、多い (1件)</li> <li>・安く買い物ができる (2件)</li> <li>・水がきれい</li> <li>・運動しやすい (施設、外)</li> <li>・定期的に除草してくれる</li> <li>・登校時に地域の人交通指導してくれる</li> </ul>

### 住みにくいと思うことや不便と感ずること

住みにくいと思うことや不便と感ずることについては、「娯楽が少ない」「店が少ない」「飲食店が少ない」といった自身の楽しみや利便性に関する意見や、「交通手段が少ない」「街灯がすくなくて夜道が暗い」といった日常生活や防犯に関する意見も挙がりました。

中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・娯楽が少ない、施設がない（17件）</li> <li>・バス・電車（交通手段）が少ない（7件）</li> <li>・どこに行くにも遠い（4件）</li> <li>・街灯がすくなくて夜道が暗い（3件）</li> <li>・都市からはなれている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店が少ない（16件）</li> <li>・飲食店が少ない（6件）</li> <li>・若い人が少ない（3件）</li> <li>・基本的な施設しかない</li> <li>・坂が多い</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊べる場所が少ない（6件）</li> <li>・家の近くに店がない（コンビニ含む）（4件）</li> <li>・買い物が不便（2件）</li> <li>・一つ一つの場所が遠い（2件）</li> <li>・通学路の道が狭く、（軽車両一台通れるくらい）しかも、車が通るので少し危険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通が不便、バスや電車の数が少ない、最終が早い（6件）</li> <li>・飲食店が少ない（3件）</li> <li>・学校が少ない（2件）</li> <li>・お店が閉まるのが早い</li> <li>・市内ではあまり人がいない所もあり、防犯などの面から助けを呼ぶのは難しい</li> </ul>

### ②竹田市が子どもにとって住みやすいまちになるためにはどうしたらよいと思うか。

「意見を言えるサイトをつくる」「掲示板や意見箱を設置する」「こどもが意見を言える場所をつくる」といった意見を表明する場所を求める意見が多く挙がりました。また、「大人と子どもの交流の機会を増やす」といった、大人との直接的な対話を望む意見も多くありました。

中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人と子どもの交流（会話、会議、レクリエーション等）の機会を増やす（6件）</li> <li>・（誰でも意見を出せる）掲示板や意見箱を設置する（2件）</li> <li>・竹田にしかない観光地を紹介する</li> <li>・交通を良くする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（ネットを利用した）意見を言えるサイトをつくる（5件）</li> <li>・竹田市にしかない魅力、ものをアピールして人を呼びこむ</li> <li>・こどもが意見を言える場所をつくる</li> <li>・学校で意見をまとめて市にもっていく</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使いやすい交通機関があつたらいい</li> <li>・歩道を広くしてほしい</li> <li>・飲食店を増やす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスなどの便を増やす、</li> <li>・大きいショッピングモールを造る</li> <li>・コンビニを増やす。</li> </ul>

### ③こどもの意見が言いやすいまちとなるためにはどうしたらよいと思うか。

「話し合いの場を設ける」「市役所に行く（言う）」「（校長）先生に相談する」「市長に伝える」といった直接的に対話する機会を望む意見が多く挙がりました。また、アンケートの実施やポスターの作成など、広く意見を集めたり、意見を発信したりする手段についても意見が挙がりました。

中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（ホームページ、SNS 等）ネットをつかう（3件）</li> <li>・市役所に行く（言う）（2件）</li> <li>・（学校など）アンケートをとる（2件）</li> <li>・ポスターか絵で伝える</li> <li>・イベントを作る（話せる機会を作る）</li> <li>・子どもの意見に耳を傾ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長に伝える（会う、手紙や SNS）（3件）</li> <li>・（校長）先生に相談する（2件）</li> <li>・直接会って話す</li> <li>・目安箱みたいなものを作る</li> <li>・会議を開く</li> <li>・専用のポストを作る</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間を集める</li> <li>・話し合いの場を設ける</li> <li>・子どもの意見を聞いて行動したことをポスターなどで示す。</li> <li>・なるべく意見を取り入れる活動をする（子どもでも意見を集められるように箱を準備するなど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの意見を聞く機会を作る</li> <li>・公園などに箱を設置し、子どもが自由に意見を伝えられるようにする</li> <li>・竹田市内の学校で、定期的にアンケート調査を行ってみる</li> <li>・子ども達に竹田のことをよく知ってもらって、そこから課題探求を行い、興味・関心をもてるようにする</li> </ul>

## 4. 指標の達成状況

設定した指標の達成度と評価は以下のとおりです。これまでの評価方法と合わせるため、ニーズ調査から算出する実績値は無回答を除いて算出しています。

評価基準	
A	達成率が80%以上
B	達成率が60%以上
C	達成率が60%未満
D	取組を未実施、もしくは実施困難
E	実績値を出すことが困難

### ■ 施策レベルの評価指標と目標（アウトカム）

基本方針	指標	単位	R6目標	実績値	達成率	評価		
1	子育てが地域の人に（もしくは社会に）支えられていると感じる	就学前児童保護者	%	80	65.0	81.3%	A	
		小学生保護者			64.2	80.3%	A	
2	希望した時期や時間に保育サービスが利用できる	就学前児童保護者	%	85	87.4	102.8%	A	
		小学生保護者			-	-	-	
3	妊娠期から出産までの期間に満足感・充実感を感じる	就学前児童保護者	%	87	81.8	94.0%	A	
		小学生保護者			76.0	87.4%	A	
4	居住地における子育て環境や支援に対し満足している	就学前児童保護者	%	50	25.4	50.8%	C	
		小学生保護者			20.3	40.6%	C	
5	父親と母親の子育てに関する役割分担は同等と感じる	就学前児童母親	%	60	74.7	124.5%	A	
		就学前児童父親			70.9	118.2%	A	
		小学生母親			76.4	127.3%	A	
		小学生父親			67.7	112.8%	A	
6	この地域で子育てしたいと思う親の割合	4か月児健診受診者	%	95	86.2	90.7%	A	
		1歳6か月児健診受診者			90.6	95.4%	A	
		3歳児健診受診者			88.6	93.3%	A	
7	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある	4か月児健診受診者	%	98	96.9	98.9%	A	
		1歳6か月児健診受診者			98	88.5	90.3%	A
		3歳児健診受診者			60	86.1	143.5%	A

※ R 6 目標値とR5実績値で達成率を算出しています。

## ■事業レベルの評価指標と目標（アウトプット）

### 基本方針1 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり

No.	担当課	方針	施策	取組	指標	単位	現状値	令和5年度		達成率 (R5)	評価
								目標	実績		
1	人権・部落差別解消推進課	1	(1)	①人権意識啓発	(人権講演会の参加者数)	人	400	410	258	62.9%	B
					(下段3支所)	人	428	440	278	63.2%	B
2	人権・部落差別解消推進	1	(1)	②人権教育の充実、講演会の実施	(人権に関するDVD貸出対象者数)	人	301	400	516	129.0%	A
3	学校教育課	1	(1)	③人権尊重の意識を育てる人権教育の推進	(研修開催回数)	回	2	2	3	150.0%	A
4	学校教育課	1	(1)	④いじめ見逃し0(ゼロ)と早期対策の推進	(いじめ対策連絡協議会の実施回数)	回	1	1	1	100.0%	A

### 基本方針2 安心して結婚・妊娠・出産ができる環境づくり

No.	担当課	方針	施策	取組	指標	単位	現状値	令和5年度		達成率 (R5)	評価
								目標	実績		
1	社会福祉課	2	(1)	①思春期保健講演会	(教室開催回数)	回	1	1	3	300.0%	A
2	学校教育課	2	(1)	②生についての学びの充実	道徳の授業で実施する小中学校数 ※竹田市立小中学校は令和元年度18校、令和2年度以降は17校	校	18	15	15	100.0%	A
3	社会福祉課	2	(1)	③相談体制の整備	(啓発回数)	回	1	1	1	100.0%	A
4	社会福祉課	2	(2)	①子育て講演会	(子育て講演会の参加者数)	人	160	160	100	62.5%	B
5	学校教育課	2	(2)	②情報リテラシー教育の推進	(情報リテラシー研修や学習会を実施した学校数)	校	14	15	15	100.0%	A
6	生涯学習課	2	(2)	③青少年健全育成事業	(講座開設回数)	回	0	1	1	100.0%	A
7	社会福祉課	2	(3)	①母子健康手帳の交付、妊娠・出産にかかる相談	(妊娠時アンケートの実施割合)	%	100	100	100	100.0%	A
8	社会福祉課	2	(3)	②新生児訪問・乳児訪問	(出生児に対する訪問件数の割合)	%	100	100	100	100.0%	A
9	社会福祉課	2	(3)	③不妊・不育治療費の助成	(広報回数)	回	1	2	2	100.0%	A

### 基本方針3 子どもの健やかな成長・発達を支える環境づくり

No.	担当課	方針	施策	取組	指標	単位	現状値	令和5年度		達成率 (R5)	評価
								目標	実績		
1	社会福祉課	3	(1)	①乳幼児健診	(①1歳6か月児の健診受診率)	%	97.5	100	98.2	98.2%	A
					(②3歳児の健診受診率)	%	91.3	100	96.7	96.7%	A
2	社会福祉課	3	(1)	②相談会の開催	(育てにくさを感じたときに対処できる保護者の割合①1歳6か月児)	%	75	81	77.8	96.0%	A
					(育てにくさを感じたときに対処できる保護者の割合②3歳児)	%	91.7	93	84	90.3%	A
3	社会福祉課 学校教育課	3	(1)	③歯科保健事業	(むし歯の保有率①1歳6か月児)	%	0.8	0	1.9	0.0%	C
					(むし歯の保有率②3歳児)	%	26.1	21	12.5	168.0%	A
4	社会福祉課	3	(1)	④母子保健推進委員会 子育てボランティア	(母子保健推進員の声かけ件数)	人	408	400	211	52.8%	C
5	保険健康課	3	(2)	①食育推進事業	(①朝食を毎日食べている小学生の割合)	%	90.8	96.5	81.1	84.0%	A
					(②おおいた食育人材バンクの登録者)	人	4	12	3	25.0%	C
6	社会福祉課	3	(2)	②乳幼児の栄養事業	(啓発回数)	回	24	24	24	100.0%	A
7	保険健康課	3	(3)	①市立こども診療所の安定的な運営	(①代診医の派遣医療機関)	か所	5	6	4	66.7%	B
					(②こども診療所の休診時間(年間))	時間	135	105	1420	0.0%	C
					(③アレルギー外来及び講演会の開催回数(年間))	回	5	7	2	28.6%	C
8	社会福祉課	3	(3)	②相談窓口や応急処置の啓発	(乳児健診で子ども医療電話相談(#8000)を知っている保護者の割合)	%	95.8	97.5	93.9	96.3%	A
9	保険健康課	3	(3)	③地域医療の推進	(休日診療実施率)	%	100	100	28	28.0%	C
					(乳児健診問診でかかりつけ医がいると回答した保護者の割合)	%	97.9	99.5	78.8	79.2%	B
10	社会福祉課	3	(3)	④予防接種の実施	(MR接種率①第1期)	%	93.2	95	85.7	90.2%	A
					(MR接種率②第2期)	%	108.4	95	91.8	96.6%	A

基本方針4 子どもを支えるための地域における子育ての支援

No.	担当課	方針	施策	取組	指標	単位	現状値	令和5年度		達成率 (R5)	評価
								目標	実績		
1	社会福祉課	4	(1)	①医療費等の経済的支援	(出生時や転入時における説明の徹底)	%	100	100	100	100.0%	A
2	社会福祉課	4	(1)	②教育・保育施設の利用軽減事業	(広報回数)	回	1	2	1	50.0%	C
3	社会福祉課	4	(1)	③児童手当給付事業	(市報において3月、6月の年2回告知の実施)	市報 (6月)		市報 (3月・6月)	0	0.0%	D
4	社会福祉課	4	(1)	④竹田市子育て応援事業 おおいた子育てほっとクーポン事業	(協賛企業・団体数)	店舗	57	61	60	98.4%	A
5	社会福祉課	4	(2)	①子育てに関する情報提供	(「すまいるキッズ」の更新回数)	回	12	12	12	100.0%	A
6	社会福祉課	4	(2)	②ホームスタート事業	(ホームスタート事業の利用人数)	人	1	5	0	0.0%	D
7	社会福祉課 生涯学習課	4	(3)	①親子で参加できるイベントの充実	(①親子教室の開催件数)	回	2	2	2	100.0%	A
					(②1歳6か月児・3歳児健診における父親の育児参加「よくしている」の割合)	%	49.8	57.5	60.8	105.7%	A
8	生涯学習課	4	(3)	②さとうよしみ童謡祭	(童謡祭の参加人数)	人	100	120	100	83.3%	A
9	生涯学習課	4	(3)	③家族の日、家族の週間の周知啓発	(広報啓発の回数)	回	1	1	1	100.0%	A
10	社会福祉課 学校教育課	4	(4)	②地域の特色ある幼児教育・保育の提供体制の充実	(①情報提供の回数)	回	2	2		0.0%	D
					(②竹田市公式ホームページの情報更新)	回	0	1	1	100.0%	A
11	社会福祉課	4	(5)	①子育て支援者研修会	(子育て支援者研修会出席者の人数)	人	55	75	25	33.3%	C
12	学校教育課	4	(5)	②幼稚園職員の資質向上	(幼稚園職員研修の回数)	回	2	2	4	200.0%	A
13	社会福祉課	4	(5)	③保育士確保のための処遇改善	(帳簿等の確認回数)	回	1	1	1	100.0%	A
14	学校教育課 社会福祉課	4	(5)	⑤いじめ、不登校対策	(連携会議の回数。月1回)	回	12	12	12	100.0%	A
15	学校教育課	4	(5)	⑥学力・体力の向上	(実施小中学校数)	校	8	12	12	100.0%	A
16	社会福祉課 学校教育課	4	(5)	⑦教育施設と保育施設の連携強化	(①会議の開催回数)	回	4	4	4	100.0%	A
					(②合同研修会の開催回数)	回	0	2	8	400.0%	A
17	社会福祉課	4	(6)	⑤子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事	(子育てサポーター登録者数の増加)	人	7	7	6	85.7%	A
18	学校教育課	4	(7)	②特別支援ネットワーク会議	(①特別支援ネットワーク会議の開催回数)	回	2	2	2	100.0%	A
					(②ケース会議の開催回数)	回	2	2	4	200.0%	A
19	社会福祉課 生涯学習課	4	(7)	④子育て講演会 家庭教育講演会	(①保護者に対する講演会開催回数)	回	1	1	2	200.0%	A
					(②地域を対象とした講演会の開催回数)	回	2	2	1	50.0%	C

基本方針5 子育ても仕事もしやすい環境づくり

No.	担当課	方針	施策	取組	指標	単位	現状値	令和5年度		達成率 (R5)	評価
								目標	実績		
1	人権・部落差別解消推進課	5	(1)	②男女共同参画啓発活動の推進	(男女共同参画推進大会講演会の参加者数)	人	80	100	144	144.0%	A

基本方針6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

No.	担当課	方針	施策	取組	指標	単位	現状値	令和5年度		達成率 (R5)	評価
								目標	実績		
1	社会福祉課	6	(1)	②母子・父子自立支援事業	(配置人員数)	人	1	1	1	100.0%	A
2	社会福祉課	6	(1)	③保育所や幼稚園、学校における施設支援	(施設支援回数)	回	14	14	16	114.3%	A
3	社会福祉課	6	(1)	④障がいのある子どもの日中の支援	(タイムケア事業利用者数)	人	11	13	1	7.7%	D
4	社会福祉課	6	(1)	⑤障がいのある子どもへの学習の場の確保と就労の支援	(就労支援部会開催回数)	回	6	6	4	66.7%	B
5	社会福祉課	6	(1)	⑥障がいのある児童の保護者との相談体制の整備	(派遣回数)	回	2	3	2	66.7%	B
6	社会福祉課	6	(2)	①児童虐待防止対策の充実	(会議開催数)	回	12	12	12	100.0%	A

基本方針7 ふるさとを愛する心をはぐくむ環境づくり

No.	担当課	方針	施策	取組	指標	単位	現状値	令和5年度		達成率 (R5)	評価
								目標	実績		
1	まちづくり文化財課	7	(1)	①文化財資料活用モデル校事業	(出前授業(展示替え)の回数)	回	2	2	3	150.0%	A
2	まちづくり文化財課	7	(1)	②文化財市民講座	(地域学講座開催回数)	回	5	6	14	233.3%	A
3	まちづくり文化財課	7	(2)	②世代間交流の推進	(活動団体数)	団体	3	3	3	100.0%	A
4	学校教育課	7	(2)	③竹田郷土学の推進	(連携会議を実施した中学校区数)	校区	1	3	3	100.0%	A

基本方針8 子どもにとって安全・安心なまちづくり

No.	担当課	方針	施策	取組	指標	単位	現状値	令和5年度		達成率 (R5)	評価
								目標	実績		
1	総務課	8	(1)	③交通安全対策事業の推進	(18歳未満の子どもが交通事故の被害者になった件数)	件	1	0	0	100.0%	A
2	社会福祉課	8	(1)	④安全性の向上	(点検回数)	回	1	1	1	100.0%	A
3	総務課	8	(1)	⑤防犯対策の推進	(防犯灯設置か所数)	か所	25	25	148	592.0%	A
4	教育総務課	8	(1)	⑥通学路合同点検	(通学路合同点検回数)	回	1	1	1	100.0%	A
5	総務課	8	(2)	②子どもを犯罪から守る活動	(犯罪発生件数)	件	2	0	30	0.0%	D
6	総務課 学校教育課	8	(3)	①交通安全教室の開催	(実施した小学校数)	校	12	11	11	100.0%	A
7	学校教育課	8	(3)	④健全な心身の育成	(実施小中学校数)	校	9	15	15	100.0%	A
8	生涯学習課	8	(3)	⑤青少年健全育成事業	(講演会の開催回数)	回	2	2	1	50.0%	C

## 5. 第2期計画の評価と課題の整理

竹田市のこどもを取り巻く状況やニーズ調査の結果、ヒアリング結果、指標の達成状況等から、以下のように第2期計画の評価とこども・子育て支援の充実に向けての課題を整理します。

### (1) 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり

こどもの人権を守るといった面から、人権啓発や人権教育の推進、こどもに対する虐待やいじめに対して、相談体制の充実と関係機関の連携による虐待やいじめ等を受けたこどもたちの心身のケア、家庭へのきめ細かな支援、再発防止に向けた継続的かつ総合的な支援を行ってきました。事業の評価指標はおおむね達成できていますが、子育てが地域の人に（もしくは社会に）支えられていると感じる保護者は5年前と比較して減少しています。

アンケート調査から、今の保護者の子育て価値観として、「自分の生き方を大切にしたい、こども中心の生活をすべきで自分のやりたいことは後回しにするべきだと思わない」という考え方が基礎にあると考えられます。そのため、こどもをみて喜び、毎日の張り合い、自分自身の成長は感じているが、子育てのために自分のやりたいことができなかつたり（それが当たり前と思えない）子育ての身体的・精神的な疲れが大きかつたりすると、それがつらさにもつながっているなど価値観・ニーズが変化してきています。

こどもの権利の保障を進めるためには、こどもが権利の主体であることを現代の価値観・ニーズに沿うように普及啓発していく取り組みが必要です。

また、こども自らが権利について学ぶことはもとより、自主的に意見を表明できたり、権利侵害を受けたこどもが適時適切にSOSを発信できたりというように、こどもの学ぶ機会・意見を表明できる機会の創出や、こどもの権利に関する相談窓口のさらなる周知を図っていく必要があります。

### (2) 安心して結婚・妊娠・出産ができる環境づくり

平成30年度から子育て世代包括支援センター「すまいる」、令和6年度からこども家庭センター「すまいる」として、妊娠・出産・子育ての窓口を一本化し、妊娠期から子育て期（18歳）までの切れ目のない重ね着型の支援に取り組んできました。

しかし、最近の状況をみると女性の社会進出、若い人材の確保など「働き手」として社会的にも求められており、「就労している妊婦」が通常となっている一方で「出産週数が早い人」「養育医療の対象児」は増加しています。妊娠期から出産までの満足・充実感が減少した背景として、産科施設が遠いなどのハード面に加えて、急な出産のため、思い描いたような産休に至らなかった等「産休後の過ごし方の充実度」が影響していることも考えられます。さらには、思春期から正しく「生」を理解し、「性」を学ぶなど、若年妊娠や望まない妊娠を防ぎ、自分のライフプランが考えられるようプレコンシャスケアのさらなる推進が必要です。

近年、こども家庭センターで関わる対象者は、自己に関係する有益な情報をネット等で得ることはできますが、その情報は自分のパーソナリティと合致する情報のみにとどまり、必要な支援に対して拒否的になる傾向の方もいます。そのため、支援をプラスのイメージで受け入れてもらえ

るような情報や多様な選択肢の提供、それらが可能となるような環境整備、や「安心して出産を迎える」ための対策が必要と考えます。

### **(3) 子どもの健やかな成長・発達を支える環境づくり**

こどもの成長・発達には、生活習慣や親の心身状態といった養育環境、保護者のこどもとの関わり、こどもと保護者を囲む関係機関や地域住民の支援や関わりなど様々な要因が影響しており、それぞれを向上させるための取り組みを実施してきました。本基本方針では他の基本方針に比べて事業の評価指標の達成率が低い項目が多くなっています。安心して医療が受けられる体制づくりの維持が困難になったことも影響していますが、家庭環境や保護者の価値観もこの5年間で大きく変化してきています。

こどもとの関わりについては、両親の就労時間とこどもと遊んだ時間に相関関係は認められないことから、「遊ぶ」の概念が人それぞれであり、結果にばらつきがみられた可能性も考えられます。保護者が考える「こどもとの遊び」がどのようなものであるかを捉えることが必要であり、特に小学校以降の愛着形成・児と保護者のかかわり方について伝えることが必要と考えられます。

保護者の価値観として子育ての身体的・精神的な疲れが大きかったりすると、それがつらさにもつながります。働く母が増えている背景は、経済的な理由だけでなく自分の存在意義もあると思われる。子育ての手間については、小学生になると自分でできることが増えるため、「つらさ・疲労感」が低くなる傾向があります。

子育ての悩みは、こどもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

### **(4) 子どもを支えるための地域における子育ての支援**

少子高齢化が進展する中、就学前児童数は減少していく見込みですが、共働き世帯の増加、女性の就労率の上昇などにより、今後も、保育を必要とする保護者の割合は高くなると想定されます。その時々状況や各地区のニーズの変化に応じた取り組みが必要です。また、保護者の就労形態の多様化に伴い、1号認定における長時間の預かりや長期休みの際の預かり、延長保育、病児・病後児保育のニーズが高まっており、今後も保護者が幼児期の教育・保育を幅広く選択できるような、柔軟な供給体制を整える必要があります。更に、人間形成の重要な時期である乳幼児期には質の高い乳幼児期の教育・保育を実践することが求められています。

ニーズ調査結果において放課後児童クラブの利用及び今後の利用意向はともに高くなっており、働く保護者にとって、放課後児童クラブとは重要な社会資源であると言えます。

放課後健全育成事業については、受入学年の拡充などにより利用希望が年々増加しているため、保育所等を利用してこどもが小学校に進学した際も利用できるよう、供給体制を確保する必要があります。また、要望の多い利用料の軽減や日曜日や祝日の開所についても検討していく必要があります。

今後さらなる、質の維持・向上のため、職員の確保や育成を行うとともに、こどもの発達段階に応じたきめ細かな対応が求められています。また、障がいのある児童など特別な配慮を必要とする児童への対応として教育委員会などの関係機関と連携するなど支援の強化が求められています。

子育て中の保護者の負担感や不安感を軽減するため、リフレッシュの機会や一時的な保育二一ズに応える預かり保育の場の拡充や地域子育て拠点事業の充実に取り組む必要があります。

また、市が実施している事業で認知度、利用が少ない事業があることから、事業の周知、認知から経験に至るまでのきっかけづくりなど推進するとともに、利用意向に対応できる供給体制の確保が必要となっています。

## **(5) 子育ても仕事もしやすい環境づくり**

就労時間や就労状況は多様化に合わせて、子育てと仕事の両立が図られる雇用環境・職場環境の整備、公的サービスの提供に努めてきました。事業の評価指標において目標値を達成しているだけでなく、社会環境も変化してきています。アンケート結果から、働き方改革や経済的安定を求めて、両親ともにフルタイムの家庭が増加し、残業しない代わりに朝早く出勤していることが考えられます。これらを背景に、父母間に対等意識が芽生え、子育ての理想において「父も母も同じように行うもの」と思っている家庭が増えています。実際は母が主に子育てしていますが、こどもが病気の際の対応においては、父が休暇を取得する家庭が増加傾向にあり、職場の子育て支援のあり方の変化もうかがえます。

また、育休利用者が増えていることから職場環境も整ってきていると考えますが、職場の配慮は母親（女性）のほうが配慮や支援があると感じており、実際、育児休業制度や声掛け、健診の休み、配置など配慮されています。一方で、父親（男性）のほうは、出産時の休みや対応に配慮はあるもののそれ以上の制度や配慮は母親ほどない状況がうかがえます。

このような状況を改善していくためには、共働き、共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大、企業等の意識啓発及び職場環境の改善のための支援が必要となっています。

また、男女間の固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を大人になってから変えることは容易ではないことから、こどもの頃から男女共同参画への理解を促進するため、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図る必要があります。

## **(6) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援**

障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て世帯を対象とし、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを保障することを目指して取り組みを進めてきました。子育て支援員、助産師、家庭相談員、子育て相談員、母子・父子自立支援員を配置して、子育て相談から児童虐待や養育相談まで対応してきました。社会福祉課の課内室としてセンターを位置づけたことで、障がい福祉係、生活保護係とも連携がしやすく、複

合的な課題を抱えた家庭への支援がしやすい体制ができています。

一方で、特性をもつこどもの増加、保護者自身の特性や精神状態による養育不安者の増加、それらによるこどもとの愛着形成や子育て自体がうまくいかない家庭が増加している印象があります。保護者自身は頑張っているが「余裕がない」「方法がわからない」といった場合もあります。全国的にこどもの数に対して虐待数が増加していることから、保護者の価値観が多様化している中で「こどもは親が育てるもの」との考えを押しつけるのではなく、家庭の状況に合わせた支援がより必要です。

## **(7) ふるさとを愛する心をはぐくむ環境づくり**

竹田市は、緑豊かな、「祖母・傾」や「くじゅう連山」に囲まれ、棚田等の田園風景が広がり、良質な温泉と豊富な水資源を持つ、水と緑があふれる自然豊かなまちです。高齢化率は県・全国の中でも上位に位置していますが、大分県が設定した健康指標では何度も1位となるなど健康なひとが多く暮らすまちです。中高生のヒアリング結果においても、市のよいところに「自然豊かなところ」や「地域のひとがやさしい」ことが多く挙げられています。

こども達がふるさとのすばらしさを知り、ふるさとを愛する心を育むためには、豊かな心を育み、家庭や地域で協力してこどもを育てるといった認識の下、様々な地域行事等への参加促進や地域における教育の充実が必要となります。しかし、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、こどもと地域がかかわる行事が中止・休止となり、コロナ禍後に復活した行事もあるものの、なくなってしまった行事も多くあります。一部の教育・保育施設ではこどもと地域がふれあう機会の必要性を感じているとの声もあがっています。既存施設や高齢者や女性の人材など地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出することが求められています。

## **(8) 子どもにとって安全・安心なまちづくり**

こどもが安全安心に過ごすために地域での見守りや警察等との連携を強化し、事件・事故の防止に努めるとともに、こどもや保護者自身の防犯意識が向上できるような仕組みづくりを推進してきました。事業の評価指標では防犯灯設置か所数の実績値が目標値を大きく上回るなど取り組みを進めている一方で、犯罪発生件数は多くなっています。

中高生のヒアリング結果では、交通の不便さについての意見が多く、「市内ではあまり人がいない所もあり、防犯などの面から助けを呼ぶのは難しい」との声もありました。また、中高生が求めるものとして「娯楽施設（ゲームセンター、プリクラ、映画館など）」や「ネット環境」「流行のものが得られること」と回答するなど、それ自体は問題ではないが、使い方や利用の仕方を誤ると安全・安心が脅かされるものを求める声が聞かれました。

安全・安心なまちづくりのためにハード面の整備だけでなく、こどもや保護者自身の防犯意識のさらなる向上や地域での見守り強化が必要です。

## (9) こどもの貧困

親の経済的貧困は、こどもから学習や体験の機会を奪うことにつながります。これらの教育機会の格差はこどもの学力格差や進学格差を生み、将来的には職業選択にも影響を及ぼすことが考えられます。大分県が実施した子どもの生活実態調査においても、保護者の経済状況は、日常生活習慣や学校以外での学習時間、将来の進学意向に影響を及ぼしていることがわかります。

このような貧困の世代間連鎖を解消するためにも、市が実施する経済的な支援のほか、地域の力を借りつつ自発的な学習習慣を身に付けることができる教育の支援が求められています。

また、保護者の精神的な状況はこどもに与える影響も大きいと考えられることから、信頼できる包括的な相談体制が求められています。

さらに、親の経済面における安定に向けて、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援が必要となります。

## (10) ヤングケアラー

ヤングケアラーは、家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。まずは、ヤングケアラーの認知度を高めるために保護者や地域に向けて引き続き広報・啓発をしていく必要があります。また、こども自身の気づきにつながり、周囲に相談できるようにするためにもこどもに対しても啓発を強化していく必要があります。

ヤングケアラーやその家族が置かれている状況は多岐にわたるため、教育、福祉、介護等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを含む家族の支援を行う必要があります。

今後、訪問による家事支援を行っていく上では、要保護児童対策地域協議会等との連携、関係サービス機関との情報共有とサービス提供体制の構築など、官民一体となる施策が必要です。



### 第3章 計画の基本理念と基本方針



## 第3章 計画の基本理念と基本方針

### 1. 計画の基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をこども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次世代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

こどもは、私たちに喜びと活力を与えてくれる宝であり、将来の竹田市を担う大切な財産です。

全てのこどもが健やかに育ち笑顔を絶やさないことは誰もが願うことで、そのための最適な環境をつくることは私たちの責務です。世代間交流を図り、子育て経験者や地域の人とふれあうことにより、こどもは社会の中で生きる力を、親は次代に伝えるべき子育ての知恵を身につけていくことができます。

地域における住民同士の関わりが希薄になりつつあるなか、思いやりなど豊かな心を抱くことができる人づくり（人育て）のためには、市民・事業所・行政など地域を構成するメンバーが互いに連携、協力し合う必要があります。

こどもを安心して生み育てることができ、将来竹田市にこどもたちが住み続けることができるよう、地域で助けあい、支えあうことができる仕組みづくりが重要です。

こどもが生まれ、育っていく過程で、地域やたくさんの市民の温かい思いやりや配慮、大きな愛に感謝しながら、親も子どもともに成長していくことのできる竹田市を将来に展望することとします。

竹田市では、政策に健康一直線「子育て一番宣言」を掲げ、子育てしやすい環境づくりと一人ひとりのこどもを大切に育てる機運の醸成を図っています。

こうしたことを踏まえて、「第3期竹田市すこやか支援計画」では「こどもも大人も共に成長する 育みのまち」を基本理念とし、すべてのこどもが笑顔で包まれ育つ地域を目指して子育て支援の充実を図ります。

【基本理念】

**～こどもも大人も共に成長する 育みのまち～**

すべてのこどもが笑顔で包まれ育つ地域を目指して

## 2. 計画の基本目標

基本理念である「こどもも大人も共に成長する 育みのまち」を実現するために、基本目標と基本方針を下記のように定め、こども・子育て支援の施策を推進します。

### 〈基本目標〉

#### 1. こどもの育ちと子育てをみんなで支えるまち

こどもの権利が尊重され、こども自身も意見を表明できる人権意識の高揚とともに子育てしやすい環境づくりとこどもたちが温かい愛情に包まれ、他者への愛情を育むことができるような地域づくりを図ります。

#### 2. 安心して妊娠・出産・子育てができるまち

福祉、母子保健、教育の視点で切れ目のない支援、相談体制の強化、地域ネットワークの整備を推進し、命の芽生えから、産み、生まれたことに喜びを感じられるよう様々な支援の充実を図ります。

### 〈基本方針〉

1 こどもの権利が尊重される社会全体の意識づくり

2 こどもを安心して生み、育てられる支援

3 子育てを応援するための支援

4 支援が必要なこどもと家庭への支援

5 こどもにとって安心・安全な地域づくり

### 3. 計画の体系

**【基本理念】** ～こどもも大人も共に成長する 育みのまち～  
すべてのこどもが笑顔で包まれ育つ地域を目指して

**【基本目標】** ◎こどもの育ちと子育てをみんなで支えるまち  
◎安心して妊娠・出産・子育てができるまち

1. こどもの権利が尊重される  
社会全体の意識づくり

- (1) すべてのこどもの人権が尊重される
- (2) こどもが参画できる機会を充実させる

2. こどもを安心して生み、  
育てられる支援

- (1) 思春期のこどもが「生」と「性」について学び、ライフプランを考える環境づくりを推進する
- (2) 思春期の子育てについて学ぶ機会を提供する
- (3) 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実する
- (4) 心身の健やかな成長・発達を支援する
- (5) 豊かな食生活を実践できるよう食育を推進する
- (6) 安心して医療が受けられる体制づくりを推進する

3. 子育てを応援するための支援

- (1) 子育て世帯への経済的支援を図る
- (2) 幼児教育・保育の一体的提供を図る
- (3) すこやかに育ち学べる環境づくりを推進する
- (4) 地域における子育て支援を推進する
- (5) 子育てしやすい職場環境づくりを支援する
- (6) 家族の愛情を感じることができる
- (7) 複合的な困りに対する支援の充実及び体制を整備する

4. 支援が必要なこどもと家庭への支援

- (1) 親になることや子育ての責任意識の形成を図る
- (2) 配慮を要するこどもや家庭を支援する
- (3) こどもへの虐待防止対策を推進する
- (4) こどもの貧困対策を推進する
- (5) ヤングケアラーへの支援を推進する

5. こどもにとって安心・安全な  
地域づくり

- (1) 地域について学びふるさとを知る機会がある
- (2) 世代間交流を図り、文化を学ぶ機会がある
- (3) こどもが安全に過ごせる環境を整備する
- (4) 社会や地域全体で子育てを支援する体制を整備する
- (5) こどもを事故や犯罪から守る

〈ライフステージによる施策の展開〉

基本方針	施策	0～2歳	3～5歳	小学生 (6～11歳)	中学生 (12～14歳)	高校生以上 (15歳以上)	
1. こどもの権利が尊重される社会全体の意識づくり	(1) すべてのこどもの権利が尊重される	① 人権意識啓発					
		② 人権教育の充実、講演会の実施					
						③ 人権尊重の意識を育てる人権教育の推進	
		④ いじめ見逃し0と早期対策の推進					
	(2) こどもが参画できる機会を充実させる	① こども・若者の意見聴取とその仕組みづくり					
2. こどもを安心して生み、育てられる支援	(1) 思春期のこどもが「生」と「性」について学び、ライフプランを考える環境づくりを推進する						① 思春期保健講演会
						② 生についての学びの充実	
						③ 相談体制の整備	
	(2) 思春期の子育てについて学ぶ機会を提供する						① 子育て講演会
							② 情報リテラシー教育の推進
						③ 青少年健全育成事業	
	(3) 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実する	① 母子健康手帳の交付、妊娠・出産にかかる相談					
		② 新生児訪問・乳児訪問					
		③ 不妊・不育治療費の助成					
	(4) 心身の健やかな成長・発達を支援する	① 乳幼児健診					
		② 相談会の開催					
		③ 歯科保健事業					
		④ 母子保健推進委員会 子育てボランティア					
	(5) 豊かな食生活を実践できるよう食育を推進する	① 食育推進事業					
		② 乳幼児の栄養事業					
	(6) 安心して医療が受けられる体制づくりを推進する	① 相談窓口や応急処置の啓発					
		② 地域医療の推進					
		③ 予防接種の実施					

基本方針	施策	0～2歳	3～5歳	小学生 (6～11歳)	中学生 (12～14歳)	高校生以上 (15歳以上)	
3. 子育てを応援するための支援	(1)子育て世帯への経済的支援を図る	①医療費等の経済的支援					
		②教育・保育施設の利用軽減事業					
		③児童手当給付事業					
	(2)幼児教育・保育の一体的提供を図る	①幼児教育・保育の一体的提供の推進					
		②地域の特色ある幼児教育・保育の提供体制の充実					
	(3)すこやかに育ち学べる環境づくりを推進する	①子育て支援者研修会					
				②幼稚園職員の資質向上			
		③保育士確保のための処遇改善					
				④幼児教育から小学校教育への円滑な接続			
		⑤教育環境の整備					
						⑥いじめ、不登校対策	
						⑦学力・体力の向上	
					⑧教育施設と保育施設の連携強化		
	(4)地域における子育て支援を推進する				①放課後児童クラブ		
					②放課後子ども教室		
		③利用者支援事業の充実					
		④子育て支援拠点事業の充実					
		⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）					
	(5)子育てしやすい職場環境づくりを支援する	①企業への周知・啓発					
		②男女共同参画啓発活動の推進					
		③子育てしやすい職場環境づくりの支援					
		④仕事と子育ての両立のための制度の周知・啓発					
	(6)家族の愛情を感じることができる	①親子で参加できるイベントの充実					
		②家族の日、家族の週間の周知啓発					
	(7)複合的な困りに対する支援の充実及び体制を整備する	①切れ目のない支援体制					
				②特別支援ネットワーク会議			
		③総合的な支援の推進					
④子育て講演会 家庭教育講演会							

基本方針	施策	0～2歳	3～5歳	小学生 (6～11歳)	中学生 (12～14歳)	高校生以上 (15歳以上)	
4. 支援が必要な子どもと家庭への支援	(1)親になることや子育ての責任意識の形成を図る	①子育てに関する情報提供					
	(2)配慮を要する子どもや家庭を支援する	①ひとり親家庭への支援					
		②母子・父子自立支援事業					
		③保育所や幼稚園、学校における施設支援					
		④障がいのあるこどもの日中の支援					
					⑤障がいのある子どもへの学習の場の確保と就労の支援		
		⑥障がいのある児童の保護者との相談体制の整備					
		⑦医療的ケア児への支援					
		⑧外国の子どもへの支援					
	(3)子どもへの虐待防止を推進する	①児童虐待防止対策の充実					
(4)子どもの貧困対策を推進する	①教育の支援						
	②生活の安定に資するための支援						
	③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援						
	④経済的支援						
	⑤重層的支援体制の整備と推進						
(5)ヤングケアラーへの支援				①ヤングケアラーの早期発見・把握			
				②相談支援体制の整備			
5. 子どもにとって安心・安全な地域づくり	(1)地域について学びふるさとを知る機会がある			①文化財資料活用モデル校事業			
				②文化財市民講座			
	(2)世代間交流を図り、文化を学ぶ機会がある	①教育・保育施設での世代間交流の推進					
		②世代間交流の推進					
					③竹田郷土学の推進		
	(3)子どもが安全に過ごせる環境を整備する	①道路・公共施設等のバリアフリー化の推進					
		②良質な居住環境の確保					
		③交通安全対策事業の推進					
		④安全性の向上					
		⑤防犯対策の推進					
(4)子どもを事故や犯罪から守り、地域全体で支援する体制を整備する	①子どもを守る活動						
			②交通安全教室の開催				
			③健全な心身の育成				
			④青少年健全育成事業				



## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本方針1 こどもの権利が尊重される社会全体の意識づくり

#### ◆方向性

こども・若者は、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在です。人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

また、こども・若者の視点を尊重し、その意見を述べる場や機会をつくり、対話しながら、施策に反映させる仕組みをつくります。

さらに、こどもの人権を守るといった面から、こどもに対する虐待やいじめに対して、相談体制の充実と関係機関の連携による虐待やいじめ等を受けたこどもたちの心身のケア、家庭へのきめ細かな支援、再発防止に向けた継続的かつ総合的な支援が必要です。今後、関係課と連携しながら相談体制の周知を図ります。

#### ◆施策目標ごとの取組

##### (1) すべてのこどもの人権が尊重される

取組	内容						関係課
①人権意識啓発	市民が「こどもの人権」について理解を深めると同時に、自身の人権意識を再確認するため、人権教育への積極的参加を促します。人権侵害の予防と早期発見に努めます。 今後はPTAをはじめこどもを包む関係各所を通じて、広報紙・チラシ・HP・SNS等を利用して講演会の周知を行っていきます。						人権・部落差別 解消推進課
目標 (指標)	年1回開催している人権講演会（人権を守る市民の集い）・3支所で開催している（人権講演会）の参加を推進します。 （人権講演会の参加者数）						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値 (下段3支所)	258人 278人	400人 400人	400人 400人	400人 400人	400人 400人	400人 400人	

取組	内容						関係課
②人権教育の充実、講演会の実施	<p>人権意識の定着は、幼少期からの経験や学びが重要であることから、保育の場で人権アニメの視聴等、年齢に応じた取り組みを行っています。今後も継続し対象施設の拡大を図っていきます。</p> <p>さまざまな困難を抱える家庭や子どもを含めて、生命の大切さは平等であることが理解される環境整備のため、全市民を対象とした「人権を守る市民の集い」や「地域人権講演会」を開催するとともに、啓発パンフレットの配布等に努め、「子どもまんなか社会」「子どもの権利条約」等の重要課題の周知と市民全体の人権意識の高揚を図ります。</p>						人権・部落差別解消推進課
目標 (指標)	人権に関する DVD の貸出を継続して行います。 (人権に関する DVD 貸出対象者数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	516人	600人	600人	650人	650人	700人	

取組	内容						関係課
③人権尊重の意識を育てる人権教育の推進	市内の全小・中学校の教職員に対して、部落問題学習に係る研修を行い、人権教育に取り組みます。						学校教育課
目標 (指標)	部落問題学習に係る教職員研修を継続して実施します。 (研修開催回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	3回	3回	3回	3回	3回	3回	

取 組	内 容						関係課
④いじめ見逃し 0(ゼロ)と早期対策の推進	学校におけるいじめは人権侵害であり、教育の権利を奪うものであるため、「竹田市いじめ防止基本方針」に沿って相談体制の強化と他機関との適切な連携を図ります。						学校教育課
目標 (指標)	いじめ対策連絡協議会を継続して行います。 (いじめ対策連絡協議会の実施回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	1回	1回	1回	1回	1回	1回	

## (2) こどもが参画できる機会を充実させる

取 組	内 容						関係課
⑤こども・若者の意見聴取とその仕組みづくり	こども・若者がこども施策についての意見表明を行う方法や意見表明に積極的に参加できるような仕組みづくりを検討し、こども・若者の意見を聴取するためのワークショップ等の開催を推進します。						社会福祉課
目標 (指標)	こども・若者の意見を聴取するためのワークショップ等を開催します。 (こども・若者の意見を聴取するためのワークショップ等の実施回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	1回	1回	1回	1回	1回	1回	

## 基本方針 2. こどもを安心して生み、育てられる支援

### ◆方向性

核家族化や共働き世帯、ひとり親家庭の増加といった家族形態の変化に伴い、思春期・妊娠・出産・子育て等の環境も変化し、価値観の多様化が進んでいます。

こどもたちが心身ともに健やかに育ち、豊かな愛情を育み、あたたかい家庭を築いていけるよう、ライフサイクルに応じた切れ目のない支援が必要になっています。本市においては保健・福祉・医療・教育等の支援を一体的に推進します。

各期への対応として思春期においては、市民に向けた学びの場の提供及び学校に配置したスクールカウンセラーとの連携等により、いのちの大切さや性に関する正しい知識の普及を推進し、こども・若者が心身の健康や性に関する正しい知識と適切な意思・行動選択が得られるよう支援します。

妊娠・出産・子育て期においては、各種事業を通じて母親に寄り添い、個人のニーズに対応した支援を提供するとともに、こどものすこやかな成長・発達や食育を支援する母子保健施策を展開します。

### ◆施策目標ごとの取組

#### (1) 思春期のこどもが「生」と「性」について学び、ライフプランを考える環境づくりを推進する

取組	内容					関係課
①思春期保健講演会	自分の結婚・妊娠・出産等のライフプランを考えることができるよう、学校等と連携し正しい情報提供やプレコンセプションケアの普及啓発に努めます。 高校期においては、次代のこどもを生み育てるための準備期間と位置づけ、思春期保健教室の開催により「生」と「性」について学ぶ機会を提供することで、自分を大事にする気持ちを育みます。					社会福祉課
目標 (指標)	思春期の「生」と「性」を考えます。 (教室開催回数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	2回	2回	2回	2回	2回	2回

取組	内容						関係課
②生についての学びの充実	自分と同じように他者を大切にすることを育み、個性を尊重し合いながら、多様な文化や価値観を受け入れ、お互いに思いやりと優しさを持って接することができるよう、取り組みを行います。						学校教育課
目標 (指標)	命の大切さを考える授業を行います。 (道徳の授業で実施する小中学校数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	全校	全校	全校	全校	全校	全校	

取組	内容						関係課
③相談体制の整備	子ども自身が思春期を迎えた戸惑いや、性の悩みをひとりで抱えることなく相談できるよう相談窓口を周知するとともに、スクールカウンセラー等と連携して相談体制の充実を図ります。						社会福祉課
目標 (指標)	相談窓口を啓発します。 (啓発回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	1回	2回	2回	2回	2回	2回	

## (2) 思春期の子育てについて学ぶ機会を提供する

取組	内容						関係課
①子育て講演会	保護者が正しい知識を持ち、子どもの悩みを受け止めて解決へ導くことができるよう、思春期の特性等について学ぶ機会や情報の提供を行います。その際に、保護者のニーズや社会情勢に応じて、学校や家庭での性・生教育の方法について学習できる場となるよう取り組みます。						社会福祉課
目標 (指標)	保護者が子どもの悩み等について学ぶ機会や情報提供を行います。 (子育て講演会の参加者数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	30人	100人	100人	100人	100人	100人	

取 組	内 容					関係課
②情報リテラシー教育の推進	こどもの心身が損なわれることのないよう、正しい知識により氾濫する情報に惑わされることのない判断力を育むことができるよう、研修や啓発の機会を設けます。家庭、学校、地域が一体となって、こどもたちの支援体制づくりに努めます。					学校教育課
目標 (指標)	氾濫する情報に惑わされることのない判断力を育むため、情報リテラシー教育を推進します。 (情報リテラシー研修や学習会を実施した学校数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	全校	全校	全校	全校	全校	全校

取 組	内 容					関係課
③青少年健全育成事業	情報や情報機器の利用法、使用に伴う危険性等を周知し、家庭や学校等でこどもや保護者が学ぶ機会を設けます。 また、関係機関と連携して家庭の健全化、青少年をとりまく社会環境の改善に関する事業の助成、広報、広聴活動に努めます。					生涯学習課
目標 (指標)	ネット利用に関する啓発講座等の周知を行い、学校やPTA等の研修で学ぶ機会を設けます。また、家庭教育講演会等を通して、未就学児の保護者が学べる機会を設けます。 (講座開設回数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	1回	1回	1回	1回	1回	1回

### (3) 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実する

取組		内容					関係課
①母子健康手帳の交付、妊娠・出産にかかる相談		<p>妊娠期から切れ目のない支援を行うため、母子健康手帳交付時に助産師や保健師と面談を行い、妊娠の経過や妊娠中及び出産後の各種制度の説明と健康相談を行っています。</p> <p>助産師を配置し、妊娠期アンケートや電話での体調確認、相談による不安の軽減、必要に応じて家庭訪問等を実施し、出産に向けた準備を支援していきます。</p> <p>引き続き助産師の配置等を周知し、安心して妊娠期が送れるよう支援に努めます。</p>					社会福祉課
目標 (指標)	妊娠届出時に面接し状況を把握することで不安の軽減に努めます。 (妊娠時アンケートの実施割合)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

取組		内容					関係課
②新生児訪問・乳児訪問		<p>すべての出生児を対象に、家庭訪問を実施しています。こどもや産後の母親の健康状態、支援者の有無等を把握し、相談や情報提供を行っています。</p> <p>出産に伴う体の負担や生活の変化による母親の不安に対応するため、対象者の状態に合わせて訪問するように努めます。</p> <p>産後ケア・ホームスタート等各種サービスにつなぎ、安心して子育てできるよう支援を行います。</p>					社会福祉課
目標 (指標)	出生児全員を対象に家庭訪問を行います。 (出生児に対する訪問件数の割合)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

取 組		内 容					関係課
③不妊・不育治療費の助成		<p>不妊・不育治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、治療費を助成しています。</p> <p>国・県の制度に加え、市独自の取り組みとして治療内容に関わらずすべての治療を対象に助成を行います。</p> <p>今後は、若い世代にも制度や妊娠力等について周知・啓発をするとともに、相談しやすい環境づくりに努めます。</p>					社会福祉課
目標 (指標)	不妊症や不育症及びそれらに関する助成制度について、周知を図ります。 (広報回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	1回	2回	2回	2回	2回	2回	

#### (4) 心身の健やかな成長・発達を支援する

取 組		内 容					関係課
①乳幼児健診		<p>こどもの健康の保持増進を目的に乳児健診、1歳6か月児、3歳児及び5歳児を対象に健康診査を実施しています。こどもの心身の健康状態を把握するとともに、保護者の健康状態、養育状況等に沿って必要な支援を行っています。</p> <p>健康診査未受診児等については、関係機関と連携し、受診勧奨・状況把握を行い、子育てについて悩む保護者への支援や幼児虐待の早期発見につなげます。</p> <p>引き続き、関係機関と連携して受診率の向上及び未受診者の把握に努めます。</p>					社会福祉課
目標 (指標)	1歳6か月児健診、3歳児健診の健診受診率の向上を目指します。 (①1歳6か月児の健診受診率 ②3歳児の健診受診率)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	①97.5% ②91.3%	100%	100%	100%	100%	100%	

取組	内容					関係課
②相談会の開催	<p>医療・保健・福祉・教育などの関係機関と連携し、こどもの疾病や障がいに対する気づきから受容、療育、就学まで、成長・発達に応じた切れ目ない適切な支援の提供に努めます。</p> <p>今後は、さらに子育てについての相談窓口を周知し、保護者の相談にタイムリーに対応できる体制整備を行い、保護者に寄り添った支援を行います。</p>					社会福祉課
目標 (指標)	<p>こどもの成長や発達に関する相談窓口の周知を図ります。 (育てにくさを感じたときに対処できる保護者の割合①1歳6か月児 ②3歳児)</p>					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	①77.8% ②84.0%	①85.0% ②95.0%	①85.0% ②95.0%	①85.0% ②95.0%	①85.0% ②95.0%	①85.0% ②95.0%

取組	内容					関係課
③歯科保健事業	<p>健診や各種イベントを活用し、歯の大切さや手入れ方法、フッ化物応用等について正しい知識を提供し、口腔衛生の向上に努めます。妊娠期は、妊婦歯科健診の実施、乳幼児期は健診での啓発に加え、フッ素塗布券の交付、学童期は各学校での歯科保健教室を行っています。</p> <p>小学校・中学校でフッ化物洗口を実施しています。むし歯だけでなく歯周病の症状がみられるこどももいることから、こども自身が適切に自己管理できるように啓発することが必要です。</p> <p>引き続き、あらゆる機会を活用した啓発及び学校と連携した歯科保健対策に取り組みます。</p>					社会福祉課 学校教育課
目標 (指標)	<p>むし歯保有率の減少を目指します。 (むし歯の保有率①1歳6か月児 ②3歳児)</p>					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	①0.0% ②20.0%	①0.0% ②18.0%	①0.0% ②18.0%	①0.0% ②15.0%	①0.0% ②15.0%	①0.0% ②15.0%

取 組		内 容					関係課
④母子保健推進員会 子育てボランティア		<p>妊婦や子育て世帯に対し、地域での支援者である母子保健推進員や子育てボランティア「しゃぼんだまの会」と連携し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行います。</p> <p>母子保健推進員は赤ちゃん訪問や健診等の声かけを通じて、しゃぼんだまの会は健診の機会等を活用して遊びの場を提供することで子育て世帯の孤立を防ぎ、保護者の不安軽減に努めます。</p> <p>今後も引き続き、各種団体と連携し地域での見守りや声かけを行います。</p>					社会福祉課
目標 (指標)	子育て世帯の孤立を防ぎ、不安を軽減します。 (母子保健推進員の声かけ件数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	211人	250人	250人	250人	250人	250人	

## (5) 豊かな食生活を実践できるよう食育を推進する

取組	内容					関係課
①食育推進事業	<p>こどもの頃からの食習慣は一生涯影響するため、「竹田市健康づくり計画(食育推進計画)」に基づき、家庭・地域・学校・行政が連携して食育の推進を図ります。</p> <p>竹田市食育推進委員会や竹田市食育推進庁内連絡会議(保険健康課・社会福祉課・学校給食調理場・学校教育課・生涯学習課・環境課・農政課・商工観光課・総合政策課)で協議し、各組織・機関・学校等と連携しながら保育所・幼稚園や小中高校で研修・体験・講演等を行います。特に共食や世代間交流の機会をうまく活用し、よりよい食習慣の形成や食文化の継承につなげます。</p> <p>教育・保育施設では、こどもの栄養と食育の観点から担当で献立会議を開催し、地産地消を心掛けた安全な食材による給食を提供します。また、各学校に栄養教諭が出向き、食に関する指導も行います。</p>					保険健康課 社会福祉課 学校給食調理場
目標 (指標)	食育を推進します。 ①朝食を毎日食べている小学生の割合(全国学力・学習状況調査から小学6年生) ②保育所・幼稚園・学校等での食育活動回数					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	①81.1% ②16回	①83.0% ②17回	①86.0% ②18回	①89.0% ②19回	①92.0% ②20回	①95.0% ②20回

取組	内容					関係課
②乳幼児の栄養事業	<p>乳幼児健診時にこどもの食生活について講話を行い、食生活の基本や年齢に応じたポイント等の啓発に努めます。また、偏食や少食等の困りに対して個別に相談に応じ、食に関する悩みの軽減を図ります。</p> <p>保護者もこどもも、ともに食に関心をもち、食事の楽しさや感謝を感じられるよう食育に関しても啓発を行います。</p>					社会福祉課
目標 (指標)	乳幼児健診を通じて、啓発活動の充実を図ります。 (啓発回数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	16回	16回	16回	16回	16回	16回

## (6) 安心して医療が受けられる体制づくりを推進する

取組	内容						関係課
①相談窓口や応急処置の啓発	<p>こども医療電話相談窓口（#8000）の啓発や、病気の対処法等について情報提供に努めます。</p> <p>引き続き、周知活動を充実させ、安心して医療が受けられるように努めます。</p>						社会福祉課
目標 (指標)	<p>こども医療電話相談窓口の啓発に努めます。</p> <p>(乳児健診でこども医療電話相談（#8000）を知っている保護者の割合)</p>						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	93.9%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	

取組	内容						関係課
②地域医療の推進	<p>安心して子育てができるよう、一般小児医療を受けられる環境と初期救急、二次救急体制の維持に努めます。</p> <p>また、あらゆる機会を通じて、日頃から安心につながる「かかりつけ医」を決めておくことを推進します。</p>						保険健康課
目標 (指標)	<p>①一般小児医療を受けられる環境を整えます。 (一般小児医療を受けられる医療機関の数)</p> <p>②休日、夜間における診療体制を整えます。 (休日、夜間当番医療機関の数/日)</p> <p>③二次救急医療体制を整えます。 (二次救急応需率)</p> <p>④かかりつけ医がいる家庭を増やします。 (乳児健診問診でかかりつけ医がいると回答した保護者の割合)</p>						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	①1か所 ②1か所 ③66.1% ④78.8%	①1か所 ②1か所 ③80% ④90.0%	①1か所 ②1か所 ③80% ④92.0%	①1か所 ②1か所 ③80% ④92.0%	①1か所 ②1か所 ③80% ④95.0%	①1か所 ②1か所 ③80% ④98.0%	

取 組		内 容					関係課
③予防接種の実施		<p>出生時や健診時に予防接種の目的や接種時期等について正しい情報を提供し、感染症の発症予防・重症化予防に努めます。</p> <p>未接種者に対し受けなかった理由を確認しながら、接種勧奨を行います。</p>					社会福祉課
目標 (指標)	<p>定期予防接種受診率の向上を目指します。 (MR 接種率①第1期 ②第2期)</p>						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	①95.0% ②95.0%	①98.0% ②98.0%	①98.0% ②98.0%	①98.0% ②98.0%	①98.0% ②98.0%	①98.0% ②98.0%	

## 基本方針 3. 子育てを応援するための支援

### ◆方向性

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境が変化する中、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。また、子育てをしている保護者の就労時間や就労状況は多様化しており、それに伴う子育てへの援助を公的サービスに求める家庭が増えています。男女共同参画や女性労働者の労働環境整備のため、産前産後休暇や育児休業の制度は充実されてきましたが、家事や育児は主に女性が行うものという意識や、育児休暇取得率の男女差等は依然として大きい状況です。

こども・若者、そして子育て家庭が不安等を抱え、地域で孤立することがないように、「こどもの最善の利益」や「こどもまんなか社会」の視点を大切にしながら、子育てを地域全体で支える機運の醸成や職場環境づくりを健康・福祉・教育関係各課や関係機関との連携をしながら推進していくことが重要です。

子育て世代の経済的な支援とともに研修の充実や公開保育への支援等を通じて保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。また、保育士等の人材確保の取組の推進、一時預かりや病児保育等の多様なニーズに応じる環境整備と児童クラブ等、地域における子育て支援施策を推進します。

### ◆施策目標ごとの取組

#### (1) 子育て世帯への経済的支援を図る

取組	内容					関係課
①医療費等の経済的支援	子ども医療費の助成制度や行政措置予防接種の実施等により、経済的支援と安心して医療を受けられる体制整備を行います。 子どもの医療費は、本市では県の助成制度に加え、高校生までの入院・通院医療費、入院時食事療養費も助成しており、引き続き事業の周知を図ります。					社会福祉課
目標 (指標)	医療費助成や予防接種に関する各種事業について、周知します。 (出生時や転入時における説明の徹底)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

取 組	内 容						関係課
②教育・保育施設の利用 軽減事業	<p>保育料については、幼児教育・保育の無償化制度により、3歳以上児の保育料が無償化されました。また、令和元年10月から「にこにこ保育支援事業」を拡充し、3歳未満で第2子以降の児童の保育料を無償化しています。</p> <p>国の徴収基準額に対する助成による負担軽減や多子軽減を引き続き実施するとともに、就学前児童の教育・保育施設の利用料を平準化する支援策を検討します。</p> <p>また、特定子ども・子育て支援施設等（認可外保育施設等）を利用する児童の利用料軽減事業について、利用者に対し周知していきます。</p>						社会福祉課
目標 (指標)	保育料軽減事業について周知・広報します。 (広報回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	1回	2回	2回	2回	2回	2回	

取 組	内 容						関係課
③児童手当給付事業	<p>児童手当の給付手続きについて申請手続きを勧奨します。</p> <p>また、市報等を活用して児童手当の周知を行い、支給漏れを防ぎます。</p>						社会福祉課
目標 (指標)	児童手当の申請や現況届の手続きについて、周知・広報を行います。 (市報において10月における告知の実施)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	市報 (10月)	市報 (10月)	市報 (10月)	市報 (10月)	市報 (10月)	市報 (10月)	

## (2) 幼児教育・保育の一体的提供を図る

取組	内容	関係課
①幼児教育・保育の一体的提供の推進	幼児教育・保育の一体的提供を図るため、引き続き保育所からの移行の支援や、情報交換を推進します。 また、必要に応じて、認可外保育施設の認可保育施設への移行を支援します。	社会福祉課

取組	内容	関係課				
②地域の特色ある幼児教育・保育の提供体制の充実	幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づく適切かつ地域の特色ある幼児教育・保育を提供し、保護者や児童が幼児教育や保育を必要に応じて選択できる環境整備等推進を図ります。 各施設の特色を紹介するパンフレットの配布や、子育て支援アプリ「母子モ」で施設を紹介するなど保護者への情報提供がスムーズに行えるよう努めます。	社会福祉課 学校教育課				
目標 (指標)	チラシや携帯サイトで、幼児教育施設に関する情報提供を行います。 (①情報提供の回数) 公立幼稚園に関する情報提供を行います。 (②竹田市公式ホームページの情報更新)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	①実績なし ②1回	①2回 ②1回	①2回 ②1回	①2回 ②1回	①2回 ②1回	①2回 ②1回

## (3) すこやかに育ち学べる環境づくりを推進する

取組	内容	関係課				
①子育て支援者研修会	すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう、関係機関と連携して職員の資質向上に向けた研修会を実施します。 また、県が実施する各種研修会に積極的に参加するよう促します。	社会福祉課				
目標 (指標)	子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう、子育て支援者研修会を行います。 (子育て支援者研修会出席者の人数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	25人	50人	55人	60人	65人	70人

取 組	内 容						関係課
②幼稚園職員の資質向上	就学前のすべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられるよう幼稚園職員の資質向上に向けて研修を実施します。						学校教育課
目標 (指標)	幼稚園職員の資質向上のための研修会を開催します。 (幼稚園職員研修の回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	4回	4回	4回	4回	4回	4回	

取 組	内 容						関係課
③保育士確保のための 処遇改善	保育の質の改善を目的として公定価格に含まれる処遇改善等加算費、チーム保育加算費等が目的に即して活用されていることを社会福祉法人監査等で確認します。入所保留等の課題解消のため、引き続き保育士確保の人材確保の充実を図ります。						社会福祉課
目標 (指標)	経費や賃金に関する確認を、社会福祉法人監査等において行います。 (帳簿等の確認回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	1回	1回	1回	1回	1回	1回	

取 組	内 容						関係課
④幼児教育から小学校 教育への円滑な接続	5歳児から小学校1年生の「架け橋期」において、幼児期の「遊び」を通じた学びの特性を充分認識し、すべてのこどもが質の高い学びへと接続できるよう、幼児教育と小学校教育の連携・協働を図ります。						学校教育課 社会福祉課
目標 (指標)	保育所保育指針、幼稚園教育要領及び小学校学習指導要領を踏まえた「架け橋期のカリキュラム」開発推進に向けて、関係機関との合同会議を開催します。 (①合同会議の実施回数) 作業療法士等の専門家を教育・保育施設及び小学校へ派遣し、「体づくり」の側面から子どもたちの学びを支援します。 (②専門家派遣施設数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	①2回 ②20施設	①2回 ②22施設	①2回 ②22施設	①2回 ②22施設	①2回 ②22施設	①2回 ②22施設	

取 組	内 容	関係課
⑤教育環境の整備	小中学校及び幼稚園の保守点検、施設の修繕・改修、環境衛生検査等を適切に行い、教育環境の維持・改善、管理等を適切に行っています。	教育総務課

取 組	内 容	関係課				
⑥いじめ、不登校対策	不登校やいじめ等で教育の権利が奪われることがないよう、「不登校対策プラン」に基づき、不登校対策コーディネーターやスクールカウンセラーとの連携を図り、早期発見、早期支援、発生防止に取り組むとともに、いじめの見逃し0（ゼロ）、早期発見を推進します。	学校教育課 社会福祉課				
目標 (指標)	早期発見、早期支援、発生防止に取り組むために、関係機関と連携の強化をします。 (連携会議の回数。月1回)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	12回	12回	12回	12回	12回	12回

取 組	内 容	関係課				
⑦学力・体力の向上	学力・体力の向上のため、教育内容の充実と指導力の向上を図ります。	学校教育課				
目標 (指標)	学力向上、体力向上のための授業公開を実施します。 (実施小中学校数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	全校	全校	全校	全校	全校	全校

取組	内容						関係課
⑧教育施設と保育施設の連携強化	教育・保育を安心して受けることができる環境づくりのため、教育施設及び保育施設を「子育て最前線 地域ネットワーク」の拠点と位置づけ、連携と情報交換を図り、教育施設、保育施設及び地域の連携を図る仕組みづくりを推進します。						社会福祉課 学校教育課
目標 (指標)	教育・保育施設長会議を定期的開催します。 (①会議の開催回数) 保育所、幼稚園、小学校合同研修会を開催します。 (②合同研修会の開催回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	①4回 ②12回	①4回 ②12回	①4回 ②12回	①4回 ②12回	①4回 ②12回	①4回 ②12回	

#### (4) 地域における子育て支援を推進する

取組	内容	関係課
①放課後児童クラブ	児童の安心、安全な居場所の確保を図るため、小学校との連携体制を構築するとともに、放課後児童支援員の研修会参加を促します。	社会福祉課

取組	内容	関係課
②放課後子ども教室	関係機関と連携を図り、放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的提供可能な校区数の増加に努めます。 また、放課後こども教室の指導者・見守り等の人材の確保に努め、すべての小学校区を対象として放課後こども教室が開催されるよう取り組みます。	生涯学習課

取組	内容	関係課
③利用者支援事業の充実	利用者支援事業「基本型」を平成28年度に開始、児童福祉法の改正に伴い、令和6年度より「母子保健型」から「こども家庭センター型」に変更し開始しました。これに伴いこども家庭センター「すまいる」が課室内に設置され児童福祉と母子保健事業が一体となった包括的な相談支援体制が再構築されました。より一層身近に感じられる相談機関として、環境整備（ベビーケアルームの設置等）を含め相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉課

取 組	内 容	関係課
④子育て支援拠点事業の充実	<p>地域の子育ての拠点として、子育て中の親子が気軽に集い交流を深める場を設けて、仲間づくりや子育てについての相談、情報交換、情報提供、その他の必要な支援を行っています。</p> <p>現在、出張広場を含め市内5か所で実施しており、子育て中の親子が参加しやすいよう、身近な地域で参加できる体制づくりに努めます。</p>	社会福祉課

取 組	内 容	関係課				
⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	<p>地域の子育てを支える子育てサポーター（まかせて会員）の育成を図るため、養成研修を行います。</p> <p>また、子育てサポーターの高齢化に伴い登録者数の減少が見込まれることから、市報等を活用してサポーター希望者を募ります。</p> <p>さらに、事故防止ガイドラインに沿った支援ができるよう、フォローアップ研修の更なる強化に努めます。</p>	社会福祉課				
目標 (指標)	安定した支援体制を維持するために、子育てサポーターの登録者を確保します。 (子育てサポーター登録者数の増加)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	5人	7人	7人	7人	7人	7人

## (5) 子育てしやすい職場環境づくりを支援する

取組	内容	関係課
①企業への周知・啓発	引き続き関係機関と連携し、育児休業制度等の周知ならびに利用促進を図る	商工観光課

取組	内容	関係課				
②男女共同参画啓発活動の推進	性別にとらわれることのない、それぞれの家庭に応じたワーク・ライフ・バランスを支援する意識、男性が育児に関わることを当然と感じる意識の醸成に努めます。男女共同参画推進啓発活動、男女共同参画推進大会について広報、チラシ、ホームページなどを活用し、周知を行います。	人権・部落差別解消推進課				
目標 (指標)	ワーク・ライフ・バランスを支援する意識の醸成をします。 (男女共同参画推進大会の参加者数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	144人	150人	150人	150人	150人	150人

取組	内容	関係課
③子育てしやすい職場環境づくりの支援	引き続き関係機関と連携し、子育てしやすい職場環境整備の周知ならびに利用促進を図る	商工観光課

取組	内容	関係課
④仕事と子育ての両立のための制度の周知・啓発	引き続き関係機関と連携し、両立支援等助成金の周知ならびに利用促進を図る	商工観光課

## (6) 家族の愛情を感じることができる

取組	内容					関係課
①親子で参加できるイベントの充実	関係機関と連携し、親子参加型イベントや、教育・保育施設で実施する各種行事への参加を促し、親も子どもとともに楽しむこと、協力することの大切さを啓発します。佐藤義美記念館等を活用し、親子での読み聞かせ等を実施するとともに、大人も子供も楽しめる「さとうよしみ童謡祭」を開催。広報やSNSを効果的に使用し、市内外からの集客ができるよう取り組む。					社会福祉課 生涯学習課
目標 (指標)	各種親子教室を通じて、親子でイベントに参加をする機会を提供します。 (①親子教室の開催件数) 親子参加型のイベント等を通じて、父親の育児参加を推進します。 (②1歳6か月児・3歳児健診における父親の育児参加「よくしている」の割合)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	①2回 ②60.0%	①2回 ②62.0%	①2回 ②64.0%	①2回 ②66.0%	①2回 ②68.0%	①2回 ②70.0%

取組	内容					関係課
②家族の日、家族の週間の周知啓発	家庭内でのコミュニケーションを図り、家族の絆が深めることができるよう、「家族の日」や「家族の週間」について市報やメディアを活用し、周知、啓発に努めます。					生涯学習課
目標 (指標)	「家族の日」「家族の週間」について市報等を活用し、周知・啓発に努めます。 (広報啓発の回数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	1回	1回	1回	1回	1回	1回

## (7) 複合的な困りに対する支援の充実及び体制を整備する

取組	内容					関係課
①切れ目のない支援体制	こども家庭センター「すまいる」を中心に、出産、乳幼児期、義務教育期間、高校の期間を通して漏れなく切れ目のない支援ができるよう、関係機関との連携体制を強化します。					社会福祉課

取 組	内 容						関係課
②特別支援ネットワーク会議	相談体制の充実を図り、こどもや家庭の抱える問題を一元的に把握して適切な支援を提供するため、関係機関の職員等の研修参加を促進し、スキルアップを図ります。						学校教育課
目標 (指標)	関係機関の職員等のスキルアップに向けた会議を開催します。 (①特別支援ネットワーク会議の開催回数 ②ケース会議の開催回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	①2回 ②4回	①2回 ②4回	①2回 ②4回	①2回 ②4回	①2回 ②4回	①2回 ②4回	

取 組	内 容						関係課
③総合的な支援の推進	<p>経済的な問題がこどもや家庭の問題の根底となっているケースが多く、就労支援、経済的支援、子育て支援を併用し総合的支援を推進します。支援を適切に提供するため、生活困窮者自立相談支援事業所と連携して、必要な情報提供と支援に努めます。</p> <p>また、必要に応じて、こどもの高校進学の際に支援員による親への助言や教育に対する悩み相談、生活習慣の獲得、学習の場の提供などを通して、貧困によるこどもの高校中退の防止対策を行います。</p>						社会福祉課

取 組	内 容						関係課
④子育て講演会 家庭教育講演会	<p>保育所や幼稚園、小学校等と連携し、地域全体で子育てについて学習する機会を提供します。他の行事の協賛や託児を設けることでより多くの方に学習する機会を提供できるよう努めています。</p> <p>今後も各種団体と連携を図り、内容や参集範囲を検討しながら取り組んでいきます。</p>						社会福祉課 生涯学習課
目標 (指標)	家庭、地域に対して子育てについて学習する機会を提供します。 (①保護者に対しての講演会開催回数 ②地域を対象とした講演会の開催回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	①2回 ②1回	①2回 ②2回	①2回 ②2回	①2回 ②2回	①2回 ②2回	①2回 ②2回	

## 基本方針 4. 支援が必要な子どもと家庭への支援

### ◆方向性

国は「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て世帯を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障することを目指しています。

本市では、ひとり親家庭の保護者及び子ども等の生活の安定と自立の促進に向けて、母子父子自立支援員が窓口となって、関係機関と連携を図りながら、様々な困りごとの相談に応じ、適切な助言や必要に応じた自立に向けた支援を行います。

また、障がいや発育・成長に遅れがある子ども・若者、その保護者に対し、より専門的で総合的な支援ができるよう、「竹田市障がい者計画」及び「竹田市障がい福祉計画・障がい児計画」に基づき、障がい（児）福祉サービス等による支援の充実を図ります。

さらに、支援が必要な子どもと他の子どもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための環境整備と、一人ひとりの教育・支援ニーズに応じた学びの場の整備・充実を図るとともに、支援が必要な子ども・若者、その家族が希望する将来を実現できるよう、子どもたちの達成感・自己肯定感を高める教育と支援を推進します。

### ◆施策目標ごとの取組

#### (1) 親になることや子育ての責任意識の形成を図る

取 組	内 容					関係課
①子育てに関する情報提供	出産や子育てに関する制度をはじめ、地域活動の案内、イベント・行事、相談窓口等の情報を母子手帳アプリ「母子モ」や公式LINE等を活用し様々な方法で提供していきます。毎月情報を更新し情報提供に努めます。					社会福祉課
目標 (指標)	子育て携帯サイト「母子モ」により情報提供を行います。 (「母子モ」の更新回数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	12回	12回	12回	12回	12回	12回

## (2) 配慮を要するこどもや家庭を支援する

取組	内容	関係課
①ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等のニーズを把握し、各種事業における優先利用の考慮や、利用料の負担軽減等の施策を検討します。 また、児童扶養手当の適正な給付と高等職業訓練促進給付金等の給付により職業訓練資格取得等を支援し、経済的自立を促進します。	社会福祉課

取組	内容	関係課				
②母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の子育てに関する悩みや不安、親自身の悩みや不安に柔軟に対応できる総合的な相談体制の整備と、いつでも気軽に相談できる体制に努め、各種相談に対応します。	社会福祉課				
目標 (指標)	母子・父子自立支援員の配置を行います。 (配置人員数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	1人	1人	1人	1人	1人	1人

取組	内容	関係課				
③保育所や幼稚園、学校における施設支援	保育所や幼稚園、学校、こどもに関わる機関と行政の連携を強化し、発達に課題のあるこどもの支援について情報提供し、一貫した支援を行います。専門職による助言も得ながら、関係機関での横断的支援に努めます。	社会福祉課				
目標 (指標)	関係機関と情報を共有して支援を行うため、施設支援を行います。 (施設支援回数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	16回	18回	18回	18回	18回	18回

取 組	内 容						関係課
④障がいのある子どもの通所支援事業	小人数での療育的支援や生活能力向上のための訓練等を行う児童発達支援、放課後等デイサービスを実施します。						社会福祉課
目標 (指標)	児童発達支援、放課後等デイサービスを実施します。 (実施施設数) ①児童発達支援 ②放課後等デイサービス						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	①3カ所 ②4カ所	①3カ所 ②4カ所	①3カ所 ②4カ所	①3カ所 ②4カ所	①3カ所 ②4カ所	①3カ所 ②4カ所	

取 組	内 容						関係課
⑤障がいのあるこどもへの学習の場の確保と就労の支援	障がいのあるこどもが自立できるよう、小中学校及び特別支援学校等の教育機関と連携を図り、学習の場や社会性を習得する場の確保に努めます。 学校卒業後の就労の場を確保するため、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携を図り、就業に必要な情報提供を行うとともに、一般事業所へ障がいに関する理解促進を図ります。						社会福祉課
目標 (指標)	関係機関と情報を共有しながら、制度の周知を図っていきます。 (就労支援部会開催回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	4回	4回	4回	4回	4回	4回	

取 組	内 容						関係課
⑥障がいのある児童の保護者との相談体制の整備	障がいのある児童の就学や療育に関する保護者の不安、悩みに対応するため基幹相談支援センター等と連携して相談体制の整備に努めます。 また、学校等関係機関との情報共有・連携を図ります。						社会福祉課
目標 (指標)	継続して巡回支援専門員派遣事業を実施します。 (派遣回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	4回	5回	5回	5回	5回	5回	

取 組	内 容	関係課
⑦医療的ケア児への支援	医療的ケアが日常的に必要なこどもの保護者が相談できる体制を強化し、ニーズに対応できるよう支援の検討を行います。	社会福祉課 教育総務課 学校教育課

取 組	内 容	関係課
⑧外国のこどもへの支援	国際化の進展に伴い、外国から帰国したこどもや外国人のこども、両親の国際結婚のこどもなど、外国につながるこどもが円滑に教育・保育施設が利用できるような支援の検討を行います。	社会福祉課

### (3) こどもへの虐待防止を推進する

取 組	内 容						関係課
①児童虐待防止対策の充実	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」が設置されました。両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指します。						社会福祉課
目標 (指標)	要保護児童地域対策協議会の開催 (月 1 回) (会議開催数)						
年度	現状値	令和7年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
目標値	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	

### (4) こどもの貧困対策を推進する

取 組	内 容	関係課
①教育の支援	学校をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障等が図られるよう取り組むとともに、就学支援等の充実を図り、家庭の状況にかかわらず、こどもが教育を受けることにより、自分の可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢を持ち、それに挑戦することができるよう支援します。	教育総務課 学校教育課

取組	内容	関係課
②生活の安定に資するための支援	生活の支援においては、生活困窮者自立支援法等に基づき保護者の支援に取り組むとともに、経済的な状況等から社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実や支援施策の広報・周知の強化を図ります。	社会福祉課

取組	内容	関係課
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	保護者の就労支援においては、保護者が働き収入を得ることは、生活の安定が図られるとともに、保護者の働く姿をこどもに示すことにより、こどもに労働の価値や意味を学ぶなど、教育的意義が認められることから、関係機関と連携し、ひとり親家庭を含めた困窮世帯に対する相談支援や職業訓練などの支援に取り組みます。	社会福祉課

取組	内容	関係課
④経済的支援	経済的な支援においては、保育料の負担軽減や放課後児童クラブの利用料減免のほか、児童扶養手当などの各種給付、医療費の助成等により家庭の経済面の下支えに取り組めます。	社会福祉課

取組	内容	関係課				
⑤重層的支援体制の整備と推進	相談支援、参加支援、地域づくりの仕組みを一体的に構築することにより、分野が異なっても断ることのない重層的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指します。	社会福祉課 高齢者福祉課				
目標 (指標)	重層的連絡会議の開催回数					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	6回	6回	6回	6回	6回	6回

## (5) ヤングケアラーへの支援

取 組	内 容	関係課
①ヤングケアラーの早期発見・把握	ヤングケアラーに関する理解を深めるための啓発を行うと共に、各学校及び関係機関との連携を強化し、早期発見・把握に努めます。	社会福祉課 学校教育課

取 組	内 容	関係課
②相談支援体制の整備	こども家庭センターを中心に関係機関と連携し、相談支援体制を強化します。 福祉部門と教育部門に設置している各相談窓口が連携して、相談支援を推進します。	社会福祉課 学校教育課

## 基本方針 5. こどもにとって安心・安全な地域づくり

### ◆方向性

竹田市に生まれ育ったこどもが、自然、歴史、文化等のふるさとのすばらしさを知り、ふるさを愛する心を育むことが大切です。そのためには、豊かな心を育み、家庭や地域で協力してこどもを育てるといった認識の下、様々な地域行事等への参加促進や地域における教育の充実が必要となります。またこどもが安心・安全に日常生活を過ごせるよう、犯罪等からこどもを守り、事故等に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路や公園等の公共施設の構造、設備、配置等について、事故防止に配慮した環境設計に努めるとともに、通学路や公園等における安全灯の整備等、犯罪防止に配慮した防犯設備の整備に努めます。

### ◆施策目標ごとの取組

#### (1) 地域について学びふるさつを知る機会がある

取 組	内 容					関係課
①文化財資料活用モデル校事業	教育の一環として地域学に取り組み、歴史遺産や文化が先人から受け継がれた大切な宝であることを学び、ふるさつがあることの喜びや感動を体験する場を設けます。 毎年学校を選定して校内展示を行い、年に2回の出前授業を実施します。					まちづくり文化財課
目標 (指標)	学校で発掘調査出土品等の展示と出前授業を実施します。 (出前授業(展示替え)の回数)					
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	3回	3回	3回	3回	3回	3回

取組	内容						関係課
②文化財市民講座	住民を対象とした地域学講座等を開催し、地域学の先生となる人材の発掘、育成に努めます。 今後は、市ホームページや市広報を通じて、活動の周知を行います。						まちづくり文化財課
目標 (指標)	地域学講座を通じて、故郷を知り、愛する心を育みます。 (地域学講座開催回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	10回	12回	12回	12回	12回	12回	

## (2) 世代間交流を図り、文化を学ぶ機会がある

取組	内容						関係課
①教育・保育施設での世代間交流の推進	教育・保育施設では、地域行事への参加を通じて地域住民との交流を行っています。 そのひとつとして、「防火クラブ」での火災予防の啓発活動を継続して行っています。						学校教育課 社会教育課

取組	内容						関係課
②世代間交流の推進	地域文化を体験し、先人の知恵を学び感動を共有することができるよう、地域で活動している文化財愛護少年団や子ども神楽等の保存会活動を支援します。 また、活動を通じて郷土の文化や伝統を受け継いでいく心を育て、地域における文化の継承と世代間交流を図ります。						まちづくり文化財課
目標 (指標)	文化財愛護少年団の活動を支援します。 (活動団体数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	3団体	3団体	3団体	3団体	3団体	3団体	

取組	内容						関係課
③竹田郷土学の推進	学校教育全般において、地域の力を活用し、地域と共にある学校、地域と共に学ぶ児童生徒の姿を育む。						学校教育課
目標 (指標)	郷土学の学校全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、各中学校区での相互理解を推進します。 (連携会議を実施した中学校区数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	3校区	全校区	全校区	全校区	全校区	全校区	

### (3) こどもが安全に過ごせる環境を整備する

取組	内容	関係課
①道路・公共施設等のバリアフリー化の推進	竹の子ひろばに隣接する玉来川の河川敷の整備が概ね完了し、竹の子ひろばやグランツたけたなどの周辺の公共施設との連携や一体的に利用できる環境を整えることにより、市内外の人々の憩いと交流を促進します。	建設課

取組	内容	関係課
②良質な居住環境の確保	少子高齢化が進行するなか、福祉施策等との連携し、すべての人が自立して生活できるユニバーサルデザインに配慮した住環境の実現を目指すとともに、安心してこどもを産み育てられる、子育てに配慮した住宅の供給を促進します。	建設課

取組	内容						関係課
③交通安全対策事業の推進	竹田市交通安全対策協議会、竹田警察署、竹田市交通安全協会等関係機関と連携し、交通事故等の発生防止のため、ドライバーの安全運転意識の啓発や横断歩道でのマナーアップの推進を図ります。						総務課
目標 (指標)	こどもの交通事故をなくします。 (18歳未満のこどもが交通事故の被害者になった件数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	0件	0件	0件	0件	0件	0件	

取 組		内 容					関係課
④安全性の向上		<p>保育施設や教育施設における事故等の防止のため、毎年遊具や散歩コース等の安全点検も行っています。</p> <p>通学路については、学校・保護者・教育委員会・警察・道路管理者（国、県、市）合同で通学路の点検を実施し、危険箇所の中で対策が必要な箇所について関係機関と協議し、対策を実施しています。</p> <p>引き続き、こどもの視点に立った施設の安全点検の実施、送迎時の交通事故防止など安全性の向上に努めます。</p>					社会福祉課 教育総務課
目標 (指標)	<p>①教育・保育施設周辺における散歩コースの安全点検を実施します。 (点検回数)</p> <p>②安全のための通学路合同点検を行います。 (通学路合同点検回数)</p>						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	

取 組		内 容					関係課
⑤防犯対策の推進		<p>防犯灯の設置や通学路の安全確保を図り、犯罪の発生防止に努めます。</p>					総務課
目標 (指標)	<p>通学路等の安全を確保するため、自治会等の要望に応じて長寿命な LED 防犯灯の順次設置を行います。 (防犯灯設置か所数)</p>						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	148 か所	30 か所	30 か所	30 か所	30 か所	30 か所	

#### (4) こどもを事故や犯罪から守り、地域全体で支援する体制を整備する

取 組		内 容					関係課
①こどもを守る活動		<p>近年の社会情勢を踏まえ、竹田市内にある5協議会を中心に民間団体や関係機関（地域、学校、PTA、警察、竹田市防犯協会等）と連携した地域防犯パトロール隊による小学校通学路の安全パトロールを行い、地域におけるこどもの安全を図ります。</p> <p>また、地域住民がこどもの安全を守る目となることや、不審者の発見、こどもの安全を脅かす状況を、関係機関に通報する等の適切な対応について学ぶ場を提供し、防犯意識の向上を図ります。</p> <p>各小中学校においては不審者避難訓練を実施するとともに、地域では地域自主防犯パトロール隊等による「ながら見守り」活動を推進します。「まもめーる」の登録を推進し、地域においても不審者の動きへの注意喚起を行います。</p>					総務課 生涯学習課
目標 (指標)	こどもが犯罪に巻き込まれない環境を作ります。 (竹田署管内犯罪発生件数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	30件	0件	0件	0件	0件	0件	

取 組		内 容					関係課
②交通安全教室の開催		こどもが自らを守るための正しい知識習得のため、関係機関と連携して年齢に応じた交通安全教室等を開催し、意識啓発に努めます。					総務課 学校教育課
目標 (指標)	交通安全教室を実施します。 (実施した小学校数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	全校	全校	全校	全校	全校	全校	

取 組		内 容					関係課
③健全な心身の育成		IT機器利用の利便性と危険性についての知識や方法を周知し、家庭でのルール作り等を支援します。					学校教育課
目標 (指標)	情報モラル研修会や学習会を実施します。 (実施小中学校数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	全校	全校	全校	全校	全校	全校	

取 組		内 容					関係課
④青少年健全育成事業		携帯電話やインターネットに関する実態、こどもへの影響、保護者の意識などを中心に講演を行い、就学前の児童の保護者にIT機器、メディア機器利用の利便性と危険性について、知識や方法の周知を行います。					生涯学習課
目標 (指標)	青少年健全育成市民会議等を通して、IT機器利用の利便性と危険性についての知識や方法を周知します。 (講演会の開催回数)						
年度	現状値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標値	1回	1回	1回	1回	1回	1回	

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画



# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1. 教育・保育の提供区域について

### (1) 教育・保育提供区域の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という）を定めることとされました。

竹田市では、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、旧自治体ごとを4つの区域として設定しました。

### (2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none"><li>● 児童数や施設数は適切な規模か</li><li>● 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か</li><li>● 区域ごとに確保策を打ち出せるか</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 居宅より容易に移動することが可能か</li><li>● 区域内で事業の確保が可能か</li><li>● 現在の事業の考え方と合っているか</li></ul>

### (3) 教育・保育提供区域について

竹田市では、【竹田地域】、【荻地域】、【久住地域】、【直入地域】の4区域とします。



## 2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、以下の考え方で保育の必要性を認定したうえで給付する仕組みとなっています。

### ■認定区分：認定は、次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	幼稚園
		認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども(保育の必要性あり)	保育所
		認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども(保育の必要性あり)	保育所
		認定こども園
		地域型保育事業

### ■認定区分：保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受けるこども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして竹田市が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当)
	②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (竹田市では、保育入所のための就労下限時間を1か月当たり64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等

【保育標準時間】 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。  
月120時間以上の就労

1日あたり11時間までの利用に対応するもの。

【保育短時間】 両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。  
月64時間以上120時間未満の就労

1日あたり8時間までの利用に対応するもの。

### 3. 給付対象としての認可と確認

新制度における施設型給付または地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」とあわせて「確認」を受けることが必要となっています。

(参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	大分県	子ども・子育て支援法	市町村
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法			
		保育所型 地方裁量型	保育所部分：児童福祉法			
	幼稚園	学校教育法				
	保育所	児童福祉法				
地域型	小規模保育	児童福祉法	市町村			
	家庭的保育					
	居宅訪問型保育					
	事業所内保育					

## 4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本市では、教育・保育提供区域を4つに設定し、ニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

### (2) 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、こどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

#### ①保育利用率とは

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \frac{\text{3歳未満の利用定員数}}{\text{3歳未満の児童数}}$$

〔子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の二の2（一）〕

保育利用率：満3歳未満のこどもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合。

#### ②保育利用率の目標値の設定

各年度の保育利用率の目標値は、各年度の推計児童数に占める確保策の割合とします。

#### ■保育利用率の目標値

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①保育利用率目標値	79.6%	83.6%	88.4%	93.3%	99.4%
②保育利用率	79.6%	83.6%	88.4%	93.3%	99.4%
確保方策（利用定員数）	153	153	153	153	153
推計児童数(3歳未満)	192	183	173	164	154

## 5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

### (1) 幼児教育・保育需給の現状について

幼児教育・保育需給の現状については、年度当初は確保できているものの、保育士等の十分な確保が難しいことから、途中入所で増加する0歳、1歳、2歳児において、保護者の希望する教育・保育施設への入所が出来ず、入所保留となるケースが発生しています。

また、幼児期の教育・保育は人格形成の基礎を培ううえで重要なものであることから、こどもの発達に合わせた質の高い教育・保育の提供を行う必要があります。

質の高い幼児教育・保育を提供するために、保育士等の確保と処遇改善を支援して課題解決を図りながら、教育・保育の一体的提供を推進していきます。

### (2) 幼児教育・保育需給の確保策について

- ① 幼児期の教育・保育を一体的に提供するため、必要に応じて「認定こども園」への移行を推進します。
- ② 認可外保育施設の認定こども園への移行を支援します。
- ③ 2号認定の教育ニーズについては、幼稚園の定員及び認定こども園の1号認定における預かり保育を活用して確保します。

### (3) 学校教育と幼児教育・保育施設との連携推進について

幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易ではないため、学校教育施設、幼児教育・保育施設はもとより、こどもに関わる全ての関係者が連携・協働することが重要です。

とりわけ、5歳児から小学校1年生までの2年間である「架け橋期」においては、幼児教育・保育施設で育まれた資質・能力を踏まえて低学年の各教科等における学習活動に円滑に接続できることが重要です。そのため、学校教育施設及び幼児教育・保育施設が協働して「架け橋期のカリキュラム」を作成することや合同研修会を開催することで共通認識を図り、すべてのこどもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう連携を推進していきます。

## (4) 量の見込みと確保方策について

### [特定教育・保育事業]

#### ① 1号認定（3～5歳）・・・幼稚園及び認定こども園の利用

##### ■ 量の見込みと確保方策 ■

久住地域には1号認定の幼児教育施設がないことから確保量が不足していますが、市全体での確保に努めます。

(単位：人)

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号認定	23	21	18	18	17
	2号認定の教育ニーズ	68	64	54	54	51
	合計	91	85	72	72	68
②確保方策	特定教育・保育施設	185	185	185	185	185
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	185	185	185	185	185
②－①		94	100	113	113	117

(単位：人)

竹田地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号認定	14	13	11	12	11
	2号認定の教育ニーズ	42	40	34	35	34
	合計	56	53	45	47	45
②確保方策	特定教育・保育施設	155	155	155	155	155
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	155	155	155	155	155
②－①		99	102	110	108	110

(単位：人)

荻地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号認定	3	4	3	3	3
	2号認定の教育ニーズ	10	11	10	10	9
	合計	13	15	13	13	12
②確保方策	特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	15	15	15	15	15
②－①		2	0	2	2	3

(単位：人)

久住地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号認定	4	3	2	2	2
	2号認定の教育ニーズ	11	10	7	7	7
	合計	15	13	9	9	9
②確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
②－①		▲15	▲13	▲9	▲9	▲9

直入地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号認定	3	4	3	3	3
	2号認定の教育ニーズ	10	11	10	10	9
	合計	13	15	13	13	12
②確保方策	特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	15	15	15	15	15
②－①		2	0	2	2	3

## ② 2号認定（3～5歳）・・・保育ニーズ

### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

竹田地域で不足が見込まれますが、市全体での確保に努めます。

(単位：人)

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		156	146	125	123	117
②確保方策	特定教育・保育施設	157	157	157	157	157
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	157	157	157	157	157
②－①		1	9	32	34	40

(単位：人)

竹田地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		93	87	75	73	72
②確保方策	特定教育・保育施設	70	70	70	70	70
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	70	70	70	70	70
②－①		▲23	▲17	▲5	▲3	▲2

(単位：人)

荻地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		23	24	20	20	19
②確保方策	特定教育・保育施設	24	24	24	24	24
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	24	24	24	24	24
②－①		1	0	4	4	5

(単位：人)

久住地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		25	23	17	17	15
②確保方策	特定教育・保育施設	43	43	43	43	43
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	43	43	43	43	43
②－①		18	20	26	26	28

(単位：人)

直入地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		15	12	13	13	11
②確保方策	特定教育・保育施設	20	20	20	20	20
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	20	20	20	20	20
②－①		5	8	7	7	9

### ③ 3号認定（0～2歳）・・・保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用

#### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

1, 2歳児に関しては久住地域で不足が見込まれますが、市全体での確保に努めます。

0歳児に関しては引き続き量の見込みに合わせて全地域で確保できるよう努めます。

【1、2歳】

(単位：人)

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		110	106	99	95	90
②確保方策	特定教育・保育施設	109	109	109	109	109
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	109	109	109	109	109
②－①		▲1	3	10	14	19

(単位：人)

竹田地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		63	63	59	58	55
②確保方策	特定教育・保育施設	64	64	64	64	64
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	64	64	64	64	64
②－①		1	1	5	6	9

(単位：人)

荻地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		20	20	18	16	15
②確保方策	特定教育・保育施設	20	20	20	20	20
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	20	20	20	20	20
②－①		0	0	2	4	5

(単位：人)

久住地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		16	13	13	13	12
②確保方策	特定教育・保育施設	12	12	12	12	12
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	12	12	12	12	12
②－①		▲4	▲1	▲1	▲1	0

(単位：人)

直入地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		11	10	9	8	8
②確保方策	特定教育・保育施設	13	13	13	13	13
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	13	13	13	13	13
②－①		2	3	4	5	5

【0歳】

(単位：人)

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		38	36	34	32	29
②確保方策	特定教育・保育施設	44	44	44	44	44
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	44	44	44	44	44
②－①		6	8	10	12	15

(単位：人)

竹田地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		24	23	21	21	17
②確保方策	特定教育・保育施設	26	26	26	26	26
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	26	26	26	26	26
②－①		2	3	5	5	9

(単位：人)

荻地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		6	5	5	4	5
②確保方策	特定教育・保育施設	6	6	6	6	6
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	6	6	6	6	6
②－①		0	1	1	2	1

(単位：人)

久住地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		5	5	5	4	4
②確保方策	特定教育・保育施設	5	5	5	5	5
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	5	5	5	5	5
②－①		0	0	0	1	1

(単位：人)

直入地域		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		3	3	3	3	3
②確保方策	特定教育・保育施設	7	7	7	7	7
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	7	7	7	7	7
②－①		4	4	4	4	4

## 6. 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業については、区域を全市として事業ごとの見込量と確保策を定め充実を図ります。

### [地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策]

#### ① 利用者支援事業

平成28年度から子育て支援員を配置し、利用者支援事業基本型を実施しています。平成30年度からは助産師を配置して母子保健型にも取り組み、子育て世代包括支援センター「すまいる」を開設しました。平成31年度からは、社会福祉課の課内室としてセンターを位置づけ、保健師を配置して児童福祉と母子保健を一か所に集約、子育て世帯に対して重ね着型の支援を提供できるようになりました。令和6年4月からはこども家庭センター「すまいる」を開設し、「母子保健型」を「こども家庭センター型」に変更し事業を行っています。また、各種手続きの窓口一本化が図られたことから市民の利便性も向上しています。

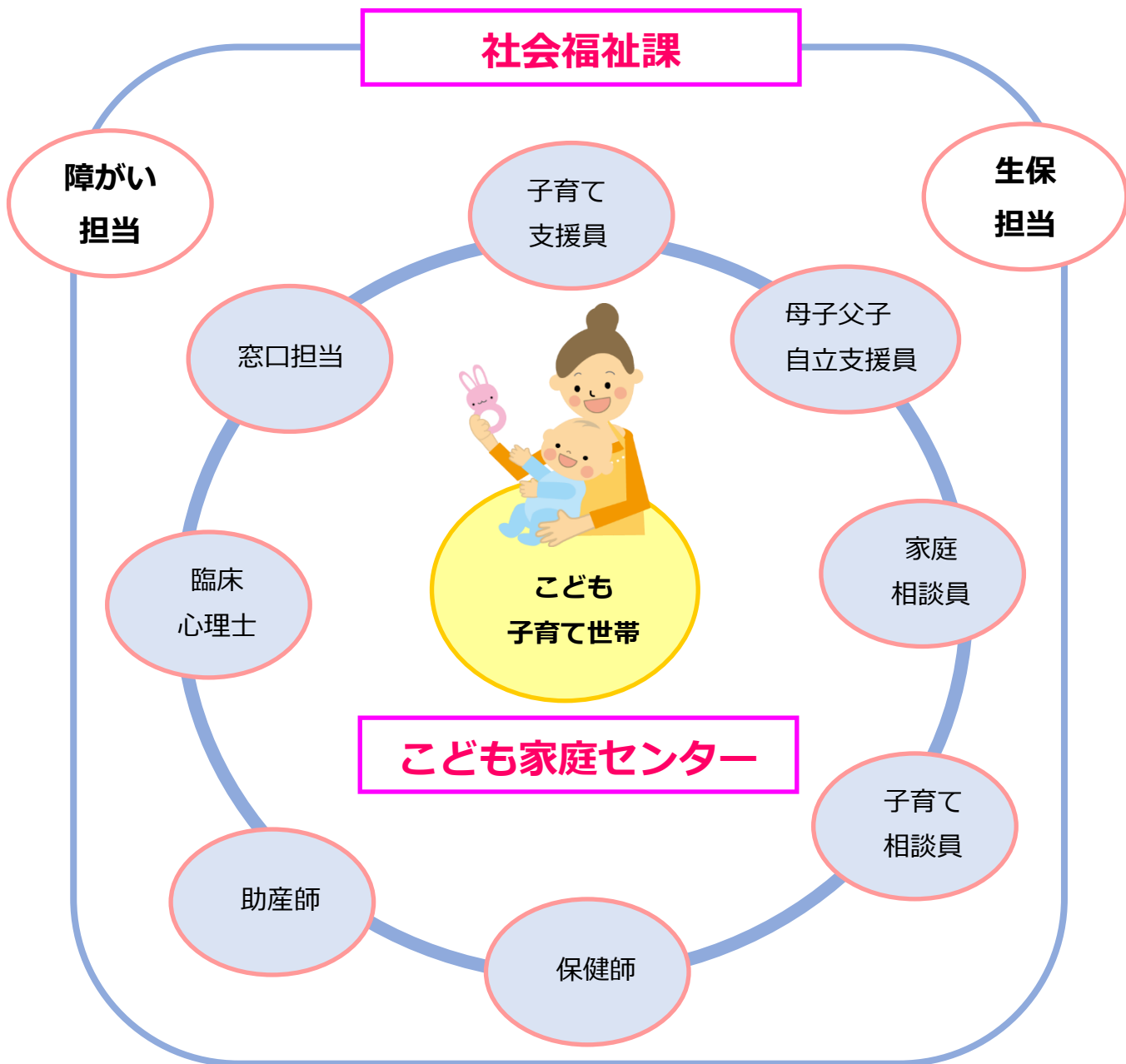
#### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：箇所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
②-①	基本型	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

現在の基本型とこども家庭センターの一体的な運営を維持し、サービス提供体制の充実と相談機能の強化に努めています。



連携・協働



教育委員会・学校・  
特支学校



保育園・幼稚園



地域の支援者  
(拠点施設・ボランティア等)



医療機関



警察



児童相談所等の  
子育て支援関連施設

## ② 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。

竹田地域に拠点2か所、荻地域に拠点1か所、久住地域に出張広場1か所、直入地域に出張広場1か所を開設し、身近な地域で交流、相談の場として提供に努めています。

### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：年間延べ人数)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	4,829	4,554	4,070	3,938	3,729
②確保方策	5,000	5,000	4,500	4,500	4,000
②－①	171	446	430	562	271

#### 【確保の内容】

新型コロナウイルス感染症の影響と、出生者数の減少により利用者数は減少しましたが、対策を講じながら休むことなく開設しました。今後も市民のニーズに対応するとともに、身近な場所で利用しやすい事業の実施に努めます。

## ③ ホームスタート

乳幼児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が無償で訪問し、「傾聴」と「協働」を行う家庭訪問型子育て支援ボランティアです。子育てにおいて地域住民の支えを受けながら、保護者自身が成長できるよう支援体制を整備し、その利用を促進します。今後は、事業の認知度を高め、気軽に利用できるように努めます。

### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：年間利用実人数)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

**【確保の内容】**

利用が望ましい保護者に対して、利用勧奨を行っていますが、産後の支援の充実や保護者の特性等によって利用につながりづらい現状があります。今後も事業の周知や利用勧奨などを行い、利用しやすい事業の実施に努めます。

**④ 妊婦健康診査事業**

医療機関や助産院で妊婦健康診査受診票（14回）を使用して、健診（受診票に記載された項目）を受けることにより、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋がります。また、健診の結果から必要に応じ助産師による個別相談等の支援を行います。

**■ 量の見込みと確保方策 ■**

（単位：延べ件数）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,120	1,060	1,000	950	870
②確保方策	1,120	1,060	1,000	950	870
②－①	0	0	0	0	0

**【確保の内容】**

県内は委託契約による現物給付、県外受診時は償還払いによって健診料金の公費負担を行います。また、妊娠中の異常を早期に発見し安心して出産を迎えられるよう、すべての妊婦に対し母子健康手帳交付時に適切な受診について説明と勧奨を行います。

**⑤ 乳児家庭全戸訪問事業**

子育て世帯の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し適切なサービスにつなげます。長期里帰りを行う家庭には、里帰り先に訪問依頼を行うなど、安心して子育てできるような支援に努めます。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：件数)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	59	56	53	50	46
②確保方策	59	56	53	50	46
②－①	0	0	0	0	0

**【確保の内容】**

母子健康手帳交付時や出生届の際に赤ちゃん訪問について説明し、出生児の全家庭を訪問するように努めます。必要に応じて、医療機関や里帰り先と連携して状況把握、適切な支援を行います。

⑥養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に対して、保健師や助産師の訪問による指導・助言または子育て経験者等による育児・家事の援助を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決を図ります。関係機関との連携を強化し、支援が必要な家庭を継続的に支援するとともに、潜在的ニーズがある家庭についても支援につながるように努めます。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：件数)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	世帯数	18	18	18	18	18
	訪問回数	54	54	54	54	54
② 確保 方策	世帯数	18	18	18	18	18
	訪問回数	54	54	54	54	54
②－①		0	0	0	0	0

**【確保の内容】**

定期的にケース会議を行い支援の方向性について検討、共有を行います。また、母子保健推進員等関係者と連携して複数回の訪問支援を行います。

## ⑦ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭に居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぎます。

### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：件数)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	世帯数	3	3	3	3	3
	訪問回数	18	18	18	18	18
② 確保 方策	世帯数	3	3	3	3	3
	訪問回数	18	18	18	18	18
②－①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

業務受託機関と連携して複数回の訪問支援ができるように体制を整えていきます。また、業務受託機関が増えるよう事業の周知を図っていきます。

## ⑧ 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：延べ件数)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		100	100	100	100	100
②確保方策		100	100	100	100	100
②－①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

妊婦のための支援給付事業と連動した形で妊婦に面談等の相談支援を行うことで、妊娠時から産後まで継続的な支援を行います。

## ⑨ 産後ケア事業

産科病院や助産院で、産後の母親のからだところのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談・育児指導を行う事業です。宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型などさまざまな形態で提供します。

### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：延べ件数)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	宿泊型	10	10	10	10	10
	デイサービス型	36	36	36	36	36
	アウトリーチ型	10	10	10	10	10
②確保方策	宿泊型	10	10	10	10	10
	デイサービス型	36	36	36	36	36
	アウトリーチ型	10	10	10	10	10
②－①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

大分県医師会、大分県助産師と委託契約を行うことで、県内の様々な施設で産後ケアを利用可能となります。令和7年度から市内の助産院でも産後ケアを実施する予定です。

## ⑩ 子育て短期支援事業

ショートステイ：保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設等で短期的に預かります。

トワイライトステイ：上記にかかる平日の夜間や休日の対応を行います。

### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		15	15	15	15	15
②確保方策		15	15	15	15	15
②－①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

市内には対応施設がないため、必要に応じて適切な支援ができるよう市外の乳児院を併設する児童養護施設と毎年委託契約を結んでいます。令和5年度の利用実績はありません。

### ⑪ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

保育所や放課後児童クラブへの送迎を含めて、一時的にこどもを預かってほしい会員（よろしく会員）の依頼に応じて、育児の手助けができるサポーター（まかせて会員）を紹介します。児童数は減少しているものの利用登録会員、利用件数はほぼ横ばいであることから、サポーター養成講座を毎年開講し、サポーターの確保に努めます。

#### ■ 量の見込みと確保方策 ■

（単位：件数）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	520	500	470	450	430
②確保方策	530	520	500	480	450
②－①	10	20	30	30	20

#### 【確保の内容】

本事業は、一時預かりや保護者の急な外出・病気などの預かり対応等について充実が求められている事業です。研修による質の向上、事業の周知、サポーターの確保を推進し、必要な家庭に必要なときに、支援が提供できる体制整備に努めます。

### ⑫-1 一時預かり事業（幼稚園型）

認定こども園、幼稚園において教育時間の前後などに希望する者を対象とする預かり保育事業を行います。本市では、私立幼稚園、認定こども園による1号認定児を対象とした預かり保育事業を実施しています。公立幼稚園児は放課後児童クラブにより対応しています。

#### ■ 量の見込みと確保方策 ■

（単位：人日）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	17,290	16,170	13,790	13,580	12,950
②確保方策	19,000	18,000	15,000	15,000	14,000
②－①	1,710	1,830	1,210	1,420	1,050

#### 【確保の内容】

確保方策については、事業実施予定施設の受入れ見込人数と児童クラブ利用人数から算出しています。公立幼稚園の利用者ニーズについては、これまで放課後児童クラブ（市単独事業）等の実施により確保していますが、引き続き本事業への移行について検討を行う必要があります。

## ⑫-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間、保育所等において、一時的に預かる事業を行います。

### ■ 量の見込みと確保方策 ■

（単位：人日）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	176	166	148	143	136
②確保方策	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
②－①	1,000	1,010	1,028	1,033	1,040

#### 【確保の内容】

実施施設は竹田保育所・久住保育所・小羊保育園・玉来保育園・荻げんきこども園の5施設となっています。保育士確保対策事業等により保育人材の確保を支援していますが、慢性的な保育士不足の解消には至っておらず、実施施設の増加にはつながっていません。今後も保育士の確保に努めるとともに、実施施設の受け入れ体制の維持・拡大を目指します。

## ⑬ 延長保育事業

保護者の就労状況等により、保育所等で、通常の保育時間を延長して保育を行います。開所時間に違いはありますが、市内すべての保育所で延長保育を実施しています。

### ■ 量の見込みと確保方策 ■

（単位：人）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保方策	200	200	200	200	200
②－①	140	140	140	140	140

#### 【確保の内容】

すべての保育所、認定こども園で延長保育事業を実施しています。引き続きすべての施設での実施に努めます。

#### ⑭ 病児・病後児保育事業（病児・病後児対応型）

児童が病気の「回復期」であり、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育します。

#### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人日）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	442	417	373	361	342
②確保方策	850	850	850	850	850
②－①	408	433	477	489	508

#### 【確保の内容】

週6日、3名定員（ただし疾病2種類以内の状態）で病児保育事業を開設しています。令和3年10月からこの事業を行う県内すべての市町村が協定を締結し、市外の病児保育施設の利用が可能となりました。これに伴い竹田市では予約システム「あずかるこちゃん」を導入し、アプリから事前登録なしで利用予約できるようになりました。保護者の負担軽減のため保育資源の少ない本市においては必要な事業であり、引き続き事業の充実に努めます。

### ⑮ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就業等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。今後、放課後子ども教室との一体的提供や小学校との連携強化等にも努めます。

#### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：クラブ数、人数/1日あたり）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	クラブ数	13	13	13	13	13
	人数	366	340	331	299	279
	1年生	58	65	77	50	52
	2年生	80	55	62	72	47
	3年生	67	70	48	55	64
	4年生	68	61	64	44	49
	5年生	50	45	41	43	29
	6年生	43	43	40	36	37
② 確保 方策	クラブ数	13	13	13	13	13
	人数	465	465	465	465	465
②－①		154	99	125	134	166

#### 【確保の内容】

全ての小学校区に児童クラブが設置されています。支援員の不足が課題となっており、支援員への資格取得を勧め、人材の確保に努める必要があります。令和6年度よりサテライト研修を取り入れ、竹田市で支援員の資格取得研修が受講可能となりなした。今後も放課後子ども教室との一体的提供や小学校との連携、放課後児童支援員の研修受講等により質の向上を図ります。

## ⑯ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の教育・保育給付に加え、0歳児から2歳児の児童に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

令和8年度からの事業実施に向けて準備を進めていきます。

### ■ 量の見込みと確保方策 ■

（単位：時間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	240	240	240	240
②確保方策	—	360	360	480	360
②－①	—	120	120	240	120

## ⑰ その他事業

児童福祉法および子ども・子育て支援法の改正によって新規事業が創出されています。今後、早期の事業開始に向けて協議・検討を行ってきます。

### 児童福祉法改正による新事業

#### ① 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

#### ② 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。

## 7. 放課後児童対策に係る取組

### (1) 施設整備に関する基本的な考え方

学校区の児童数の推移については、本計画とは別に長期的な視点で見た場合、新興住宅の拡充等に伴う児童数の一時的な増加やその住民世帯の年齢推移による児童数の自然減など、様々な要因による増減への将来的な見通しが必要であり、施設整備についても整備後のランニングコスト等、長期的な視点での効果的かつ効率的な整備内容が求められています。

本市においては、本計画の第5章の6. 地域子ども・子育て支援事業の充実〔地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策〕を前提として、当該学校区の待機児童、学校児童数を踏まえ、施設整備については慎重に検討します。

### (2) 放課後子ども教室との連携

放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施することにより、「小1の壁」を打破すべく、共働き家庭等の児童にとって安全・安心な居場所の確保を図ります。放課後子ども教室を実施する場合には、既存の放課後児童クラブとの連携が行われるよう努めます。

また、関係機関と連携を図り、放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的提供可能な校区数の増加に努めます。

放課後こども教室の指導者・見守り等の人材の確保に努め、すべての小学校区を対象として放課後こども教室が開催されるよう取り組みます。

### (3) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

教育委員会と社会福祉課が連携を図り、教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者相互の共通理解や情報共有を図り、学校施設の使用計画や活用状況について十分な協議を行います。

### (4) 事業の質の向上に関する具体的な方策

地域や保護者のニーズを踏まえながら、開所時間の延長等について検討を行います。

また、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を図るとともに、地域や学校と連携しながら、地域のこどもを見守る体制の維持・強化を図ります。

## 8. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保

### (1) 産後・育児休業者の現状

アンケート調査の結果から、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう途中で育児休業を切り上げるケースや、年度当初に申込みをする状況が見られます。年度途中で入所を希望しても保育士不足等により受け入れる基準が満たされずに対応できないといった事例があり、喫緊の課題となっています。

### (2) 円滑な利用の提供に向けた確保策

0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育量の拡充が求められています。また、育児休業後の復帰による1歳児の保育量の確保も必要です。

本市においては、今後児童数の増加が見込まれる状況ではありませんが、0歳児と1歳児についてはアンケート調査の結果、一定のニーズが予測されます。

幼児教育・保育のニーズ量確保は、民間と連携しながら展開していくべき子育て支援の重要な施策です。

一方で、0歳児と1歳児の受入れを増やすことは、民間事業者の経営効率による運営の安定の観点とは相反する面もあることから、公立保育所の役割や意義を確認しながら利用定員の設定を行います。利用を希望する保護者が、希望する時期から質の高い保育を利用できる環境を整えることを官民協働の目標とし、保育量の確保を図ります。

## 9. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 県施策との連携

### (1) こどもの虐待防止対策の充実

養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握するため、こども家庭センターを中心として民生委員・児童委員や主任児童委員、母子保健推進員をはじめとした地域住民との連携を強化し、こどもの虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、日頃から関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。

#### ① 関係機関との連携及び相談体制の強化

こども・子育てに関する切れ目のない相談体制確立のため、こども家庭センターを要として、行政、保育・教育施設及びその他関係機関と連携して、こどもに関わる相談に対応しています。家庭児童相談員のほか、母子・父子自立支援員、子育て相談員や助産師を配置し、特定妊婦を含めた相談に対応できるよう体制を整えました。これらの相談体制により、こどもの問題、家庭の問題の解消を目指し、安定した家庭で育ち、安心して社会生活を送ることができるよう環境整備に努めます。

また、こどもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応のためには、支援に直結する相談体制のもと関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があり、大分県中央児童相談所をはじめとした行政機関、竹田市医師会等有識者、子育てに関わる施設代表者等多数の参画を得て組織している「竹田市要保護児童対策地域協議会」の一層の取組の強化が求められます。

「竹田市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議、ケース会議を開催し、情報の共有と連携を図っています。虐待事例の検討をはじめ、要保護・要支援児童に組織的に対応するため、関係機関の専門性を有する職員と連携を図るとともに、大分県等が実施する研修会等に積極的な参加を促し調整機関職員のスキルアップに努め、体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所等へ速やかに通知を行うほか、適切に援助を求めつつ、相互協力と連携強化を図ります。

#### ② 発生予防、早期発見、早期対応等

こどもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業により速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、こども家庭センターを中心として、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

令和元年12月から、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の通話料が無料化され、これまで以上にいち早く通告・相談ができる体制整備がなされました。住民に対し児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を周知することで、地域で見守る仕組みづくりを強化します。

### ③ 社会的養護施策との連携

子育て支援のうち、社会的養護施策の推進については、児童相談所と連携し児童養護施設や里親等の子育て支援の活用を図ります。また、里親や児童養護施設等でこどもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等、地域の関係機関の理解と協力のほか、地域のなかで社会的養護が行えるよう里親の開拓や支援につながる広報・啓発を行い、支援体制を整備していく必要があります。

また、大分県こども・女性相談支援センター等の関係機関と連携し、母子の自立に向けた必要な支援を行います。

## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子・父子自立支援員の専門性向上による支援体制の強化を図り、幼児教育・保育の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して大分県が実施するひとり親家庭支援事業の充実を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

## (3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。また、障がい等により支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、育成医療費の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じて、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

医療的ケア児の支援については、医療的ケア児やその家族、支援関係者からの相談をワンストップで受け付ける「大分県医療的ケア児支援センター」が令和4年度から開設されています。医療的ケア児・家族の支援において、関係機関の連携・協力を得ながら支援の充実をはかっていきます。

自閉スペクトラム症、限局性学習症（SLD）、注意欠如・多動症（ADHD）等の発達特性がある子どもには、その状態に応じて可能性を最大限に伸ばし、子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、県施策や機関と連携しながら関係者の知識取得や資質向上を図っていきます。

すべての障がいにおいて子どもの特性を受容できるよう、県施策や機関との連携のもと早期に適切な相談が受けられる体制整備を図るとともに、地域の理解が得られ家族が孤立することなく子育てを行えるよう、社会的理解を促す啓発活動の推進に努めます。

#### **（４）ヤングケアラーについての啓発と相談支援体制の推進**

大分県が令和6年度に実施したヤングケアラー実態調査では、ヤングケアラー疑いの児童生徒は県内で約2,100人いるものと推計され、3年前の調査から2倍以上に増加しています。大分県では専門アドバイザーを配置し、ヤングケアラーに対する相談支援の強化を行っています。

本市においても、支援が必要な家庭の中にはヤングケアラーが疑われる家庭があります。ヤングケアラーの約半数が「相談経験がない」と回答していることから、子ども・保護者・地域に対してヤングケアラーについての啓発と相談窓口の普及など相談支援体制の推進が求められます。

### **10．労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携**

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があると考えます。

#### **（１）働きやすい職場環境の整備**

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

#### **（２）育児休業等制度の周知**

企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

#### **（３）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発**

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しについて、問題提起していきます。

## 1 1. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙やホームページ、子育て携帯サイト「母子モ」による広報やパンフレット等の作成・配布により、制度や申請の手続きについて周知・啓発に努めます。

## 1 2. 子ども・子育て支援施設整備の推進について

保育所や認定こども園において、現代の多様な保育サービスに対応するための取り組みを進めるとともに、老朽化した施設の改築や大規模改修を推進するなど、こどもたちが安全で快適に過ごせる環境を整備します。例えば、新しい遊具の導入や耐震工事、エネルギー効率の向上を図るための設備の更新等を行うことで、保育所や認定こども園は、働く親たちにとっても安心してこどもを預けられる場所となり、地域全体の子育て支援体制が強化されることが期待されています。今後も、地域のニーズに応じた柔軟な対応が求められ、こどもたちの健やかな成長を支えるための環境整備を推進していきます。



## 第6章 計画の推進に向けて



## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 事業計画における目標数値一覧

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「支援計画」と次世代育成支援対策法に基づく「行動計画」を一体的に策定したものです。

子育て支援のさらなる充実を図るため、行動計画を踏襲した8項目の基本方針を掲げ、さまざまな視点からの施策目標を定め、子育て支援の充実を図ります。着実な施策の推進により、子育て支援の充実が図られることで、子育てにおける満足度の向上を目指します。

計画全体の進捗状況を評価するため、「施策レベルの評価指標と目標」（アウトカム※）に加え、個別の「事業レベルの評価指標と目標」（アウトプット※）を設定し、子育て支援施策の統一目標と位置付け、指標と数値目標を掲げ、進捗状況の点検、評価を実施します。

※アウトプットとは・・・「事業実施に直接関連する仕事量の指標」

※アウトカムとは・・・「施策や事業の成果に関する効果や満足度の指標」

また、「竹田市すこやか行動計画」においても施策ごと、事業ごとの指標と目標値を定め取り組んでまいりました。

## (1) 施策レベルの評価指標と目標 (アウトカム)

	指標	現状 (令和6年)	目標 (令和11年)
1	子育てが地域の人に（もしくは社会に）支えられていると感じる	就学前児童保護者	80.0%
		小学生保護者	
2	希望した時期や時間に保育サービスが利用できる	就学前児童保護者	95.0%
3	妊娠期から出産までの期間に満足感・充実感を感じる	就学前児童保護者	85.0%
		小学生保護者	
4	居住地域における子育て環境や支援に対し満足している	就学前児童保護者	50.0%
		小学生保護者	
5	父親と母親の子育てに関する役割分担は同等と感じる	就学前児童母親	40.0%
		就学前児童父親	
		小学生母親	
		小学生父親	
6	この地域で子育てしたいと思う親の割合	4か月児健診受診者	95.0%
		1歳6か月児健診受診者	
		3歳児健診受診者	
7	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある	4か月児健診受診者	98.0%
		1歳6か月児健診受診者	90.0%
		3歳児健診受診者	90.0%
8	「ヤングケアラー」という言葉の内容を知っている	就学前児童保護者	90.0%
		小学生保護者	

## (2) 事業レベルの評価指標と目標 (アウトプット)

指標	現状 (令和6年)	目標 (令和11年)
基本方針1 こどもの権利が尊重される社会全体の意識づくり		
人権講演会(人権を守る市民の集い)の参加者	278人	400人
こども・若者の意見を聴取するためのワークショップ等の開催回数	1回	1回
基本方針2 こどもを安心して生み育てられる支援		
情報リテラシー研修や学習会の実施学校数	全校	全校
出生児数に対する訪問件数の割合	100%	100%
健診受診率(1歳6か月児・3歳児)	97.5%・91.3%	100%・100%
乳幼児健診を通じた、食育に関する啓発回数	16回	16回
子ども医療電話相談(#8000)を認知している保護者の割合	93.9%	98%
基本方針3 子育てを応援するための支援		
医療費助成や予防接種に関する各種事業の周知	100%	100%
幼児教育施設に関する情報提供の回数	実績なし	2回
保育所、幼稚園、小学校合同研修会の開催回数	12回	12回
子育てサポーター登録者数	5人	7人
男女共同参画推進大会講演会の参加者数	144人	150人
親子教室の開催回数	2回	2回
特別支援ネットワーク会議の開催回数	2回	2回
基本方針4 支援が必要な子どもと家庭への支援		
母子モの更新回数	12回	12回
施設支援回数	16回	18回
要保護児童地域対策協議会の開催回数	12回	12回
重層的連絡会議の開催回数	6回	6回
基本方針5 こどもにとって安心・安全な地域づくり		
地域学講座開催回数	10回	12回
竹田郷土学連携会議を実施した中学校区数	3校区	全校区
安全のための通学路合同点検回数	1回	1回
情報モラル研修会や学習会の実施小中学校数	全校	全校

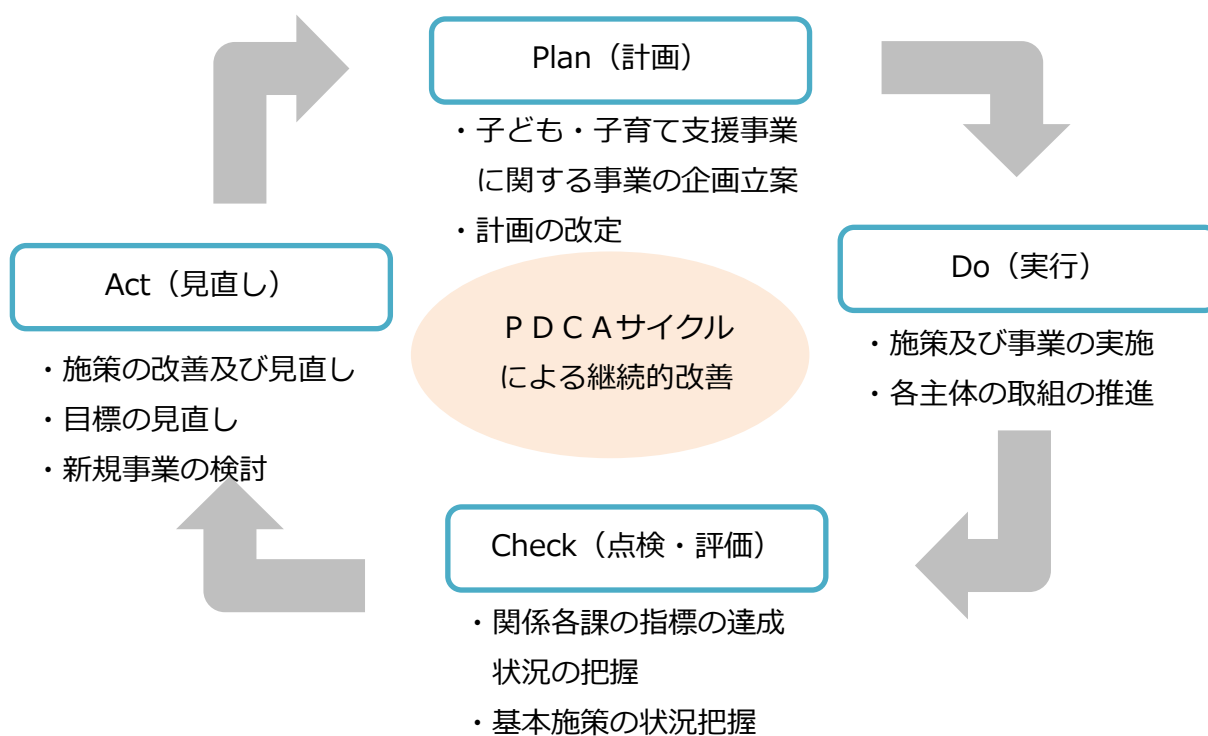
## 2. 推進組織

計画策定に携わる関係課、事業所管課が連携して目標指標の達成に向けて取り組み、教育・保育施設及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得ながら、子育て支援の輪の構築と拡大に努め、子育て支援計画の着実な実施や推進を図ります。

また、市民が委員として参加する「子ども・子育て会議」で意見を聴取し、子育て支援関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで子ども、子育て支援の環境向上と環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

## 3. 計画の点検・推進状況

計画の点検・推進状況等の確認は、毎年「子ども・子育て会議」で行い、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善し、点検・評価します。



\* 1 PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。



## 資料編

# 1. 子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日 条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項から第3項までの規定に基づき、竹田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2. 子ども・子育て会議代表者、会議委員

令和6年4月1日現在

職名	所属	役職
	大分県豊肥保健所	所長
	竹田市民生委員児童委員協議会	会長
副会長	竹田市主任児童委員会	会長
	竹田市医師会	代表
	竹田市歯科医師会	代表
	竹田市PTA連合会	代表
	竹田市教育保育協議会	会長
	保護者代表	なおいりこども園保護者会長
	私立幼稚園	しらゆり幼稚園長
	竹田市小中学校校長会	代表
	竹田市母子保健推進員会	会長
会長	子育て支援事業者	竹田市子育てサポートセンター ゆめいかだ 所長
	竹田市総合政策課	課長
	竹田市学校教育課	課長

事務局：こども家庭センター（社会福祉課内）

### 3. 子育てサービスの現状

竹田市において現在、実施している「子育てサービス」は以下のとおりです。

地域子育て支援拠点事業		
	名称	日時等
1	竹田っ子すこやか広場	開所日 : 毎週月曜日～金曜日、毎月第1土曜日 開所時間 : 9:30～14:30
2	子育てひろば「夢とんぼ」	開所日 : 毎週月曜日～金曜日、毎月第3土曜日 開所時間 : 9:30～14:30
3	おでかけ広場「夢てまり」	開所日 : 毎週水曜日 開所時間 : 9:30～14:30
4	おでかけ広場「夢てまり」	開所日 : 毎週木曜日 開所時間 : 9:30～14:30
5	子育てひろば「うりっこ」	開所日 : 毎週月曜日～金曜日 開所時間 : 9:00～14:00

ホームスタート事業		
	名称	所在地等
1	ホームスタート夢とんぼ	竹田幼稚園併設「子育てひろば夢とんぼ」内

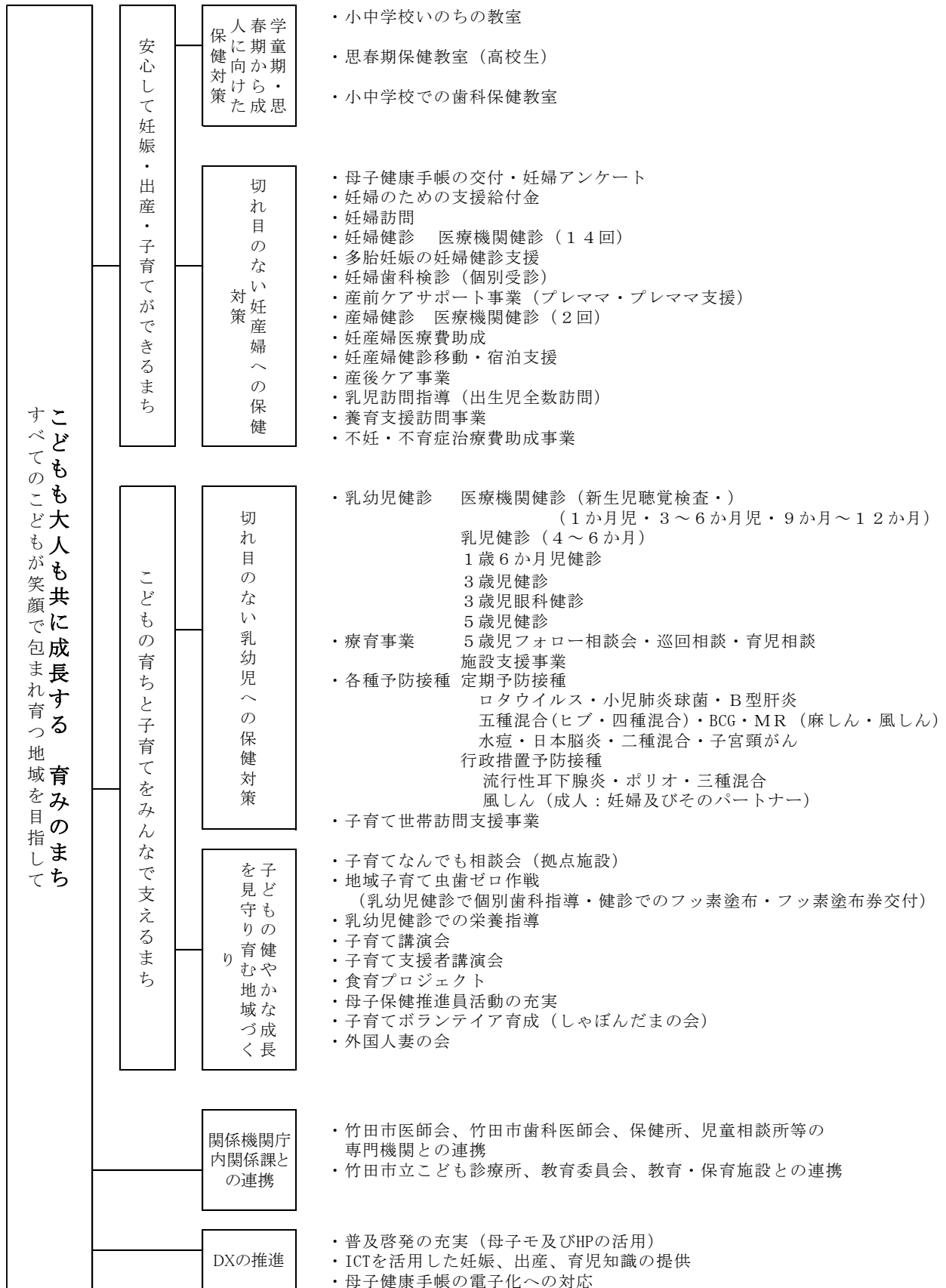
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	名称	所在地等
1	ゆめいかだ	南部幼稚園併設「竹田っ子すこやか広場」内

病児・病後児保育事業		
	名称	所在地等
1	病児ケアルーム かぼす	竹田市大字会々3502-3（あさひヶ丘保育園内）

放課後児童健全育成事業			
	クラブ名	小学校区	実施場所
1	竹田こねこクラブ	竹田小学校	竹田市幼稚園内
2	南部こじかクラブ	南部小学校	南部幼稚園内
3	荻ぶちとまとクラブ	荻小学校	荻げんきこども園隣
4	なおいり児童クラブ	直入小学校	なおいりこども園
5	都野学童保育クラブ	都野小学校	池ノ口住宅集会所
6	祖峰っ子クラブ	祖峰小学校	旧祖峰幼稚園
7	久住校区学童保育	久住小学校	久住コミュニティセンター「青空」
8	豊岡こいぬクラブ	豊岡小学校	豊岡小学校
9	城原っ子クラブ	城原小学校	城原小学校
10	白丹っ子放課後児童クラブ	白丹小学校	白丹公民館

放課後子ども教室		
	教室名	実施場所
1	竹田放課後子ども教室	竹田小学校ほか
2	豊岡放課後子ども教室	豊岡小学校
3	南部放課後子ども教室	南部小学校
4	祖峰放課後子ども教室	祖峰小学校
5	荻放課後子ども教室	荻小学校ほか
6	久住放課後子ども教室	久住小学校ほか
7	白丹放課後子ども教室	白丹小学校ほか
8	都野放課後子ども教室	都野小学校ほか
9	直入放課後子ども教室	直入小学校

# 令和7年度母子保健事業体系図



経済的支援		
	名称	内容
1	児童手当	高校生卒業（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童の養育者に支給され、児童の年齢等により金額が異なります。
2	特定教育・保育施設利用料の無償化（国制度）	令和元年10月から3～5歳児の利用料が無償化されました。また住民税非課税世帯の0～2歳児についても、月額42,000円までの利用料が無償化されました。
3	子ども・子育て支援施設利用料の無償化（国制度）	認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する、保育の必要性の認定を受けた児童の利用料が上限額の範囲内で無償化されます。
4	教育・保育施設利用料の無償化・軽減（にこにこ保育事業・県制度・市事業）	認可保育施設、認可外保育施設に入所している3歳未満児の第1子から利用料の無償化・軽減を実施しています。
5	子ども医療費の助成	県の制度に上乘せする形で、出生から高校卒業までの期間、入院・通院、歯科、調剤の医療保険診療の一部自己負担金分を助成します。加えて入院時の食事療養費の助成も行っています。
6	未熟児養育医療費の助成	療養を必要とする未熟児に対して、医療費の助成を行っています。
7	小児慢性特定疾患医療費の助成	小児がんなど特定の疾患について、医療費の助成（県事業）及び日常生活用具の給付（市事業）を行っています。
8	不妊治療費補助金の交付	不妊治療に要した医療費の一部を助成します。保険適用および県の助成制度に規定する回数を超えて実施した不妊治療に対して助成しています。
9	不育治療費助成金の交付	不育治療に要した医療費の一部を助成します。医療保険診療の一部負担金と医療保険適用外治療費に対して30万円を限度として補助します。
10	要保護・準要保護児童生徒就学援助	公立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者の所得状況に応じて、経済的負担を軽減するため援助費を交付しています。
11	児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している母子家庭及び父子家庭に対して、所得に応じて支給されます。

経済的支援		
	名称	内容
1 2	ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護するひとり親家庭の親及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童等の医療費の一部を助成します。
1 3	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。
1 4	自立支援医療費の給付	障がい除去又は軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療費の一部と、精神疾患の治療で通院にかかる医療費の一部を給付します。
1 5	重度心身障がい児の医療費の助成	身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級等の重度心身障がい者（児）に対して、医療費の一部を助成します。
1 6	障がい児の就学援助	特別支援学級に就学する児童・生徒保護者の経済的負担を軽減するために、奨励費を交付しています。
1 7	障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障がいがあるために、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の児童に支給されます。 届出が必要で所得制限があります。
1 8	特別児童扶養手当	身体又は知的に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給されます。 届出が必要で所得制限があります。
1 9	在宅重度心身障害者住宅改造費の助成	在宅の重度心身障がい者（児）に適するように住宅設備を改造する経費の一部を助成します。
2 0	子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業（子育て支援型）	子ども部屋の増築、間取りの変更、内装改修工事等の住宅改修工事の経費の一部を助成します。
2 1	子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業（三世代同居支援型）	18歳未満の子どもを含む三世代世帯の住宅改修工事の経費の一部を助成します。
2 3	竹田市子育て応援事業	満15歳以下の子どもと保護者に対し市内の企業等の事業協賛店がサービス等を提供し、子育て世帯の経済的支援を図ります。また、竹田市でお子さんが生まれたご家庭に市内の事業協賛店で利用できる「竹田市子育て応援券」を交付しています。（必要書類の提出あり。）

#### 4. 教育・保育施設、小学校、中学校の現状

竹田市の教育・保育施設、小学校、中学校の状況は以下のとおりです。

教育・保育施設								
	保育所名		認可 定員	特別保育の実施状況（○は実施）				
				延長保育	一時預 かり	一時預か り（幼稚 園型）	乳児保育	休日保育
保育所	竹田保育所	公設公営	60	○	○		○	
	都野保育所	公設民営	30	○			○	
	久住保育所	私 立	30	○	○		○	
	小羊保育園	私 立	60	○			○	
	玉来保育園	私 立	60	○			○	
認定こども園	なおいりこども園	私 立	75	○			○	
	荻げんき子ども園	私 立	105	○	○		○	
幼稚園	竹田幼稚園	公 立	60					
	南部幼稚園	公 立	60					
	しらゆり幼稚園	私 立	70			○		
認可外保育施設	あさひヶ丘保育園	私 立	90	○			○	

中学校・小学校・幼稚園・保育所一覧表

区域	中学校名	小学校名	教育・保育施設名
竹田地域	竹田中学校	竹田小学校 豊岡小学校 城原小学校	竹田幼稚園 しらゆり幼稚園 竹田保育所 小羊保育園 あさひヶ丘保育園
	竹田南部中学校	南部小学校 祖峰小学校	南部幼稚園 玉来保育園
荻地域	緑ヶ丘中学校	荻小学校	荻げんきこども園
久住地域	竹田中学校	久住小学校 白丹小学校 都野小学校	久住保育所 都野保育所
直入地域	直入中学校	直入小学校	なおいりこども園

## 5. 用語解説

### 【一時預かり事業（幼稚園型）】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった、幼稚園等に在籍している3歳以上の幼児を、幼稚園または認定こども園等で一時的に預かる事業。

### 【一時預かり事業（幼稚園型以外）】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった、主に保育所、認定こども園、幼稚園等に通っていない、または在籍していない乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

### 【家庭的保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

### 【教育・保育施設】

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

### 【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】

地域において子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、子育てについて助ける会員組織。

### 【子ども・子育て会議】

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関。（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関）

### 【子ども・子育て関連3法】

- ①「子ども・子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」。（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

### 【事業所内保育施設】

事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業施設。

### 【施設型給付】

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

### 【市町村子ども・子育て支援事業計画】

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。（法第61条）

### 【小規模保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

### 【食育】

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（国の食育基本法の定義より）

### 【地域型保育給付】

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

### 【地域子育て支援拠点事業】

乳幼児、その他保護者が相互の交流を行うことができる場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助等を実施する事業。

### 【特定教育・保育施設】

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

### 【認可外保育施設】

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの。（保育事業の実施には県知事への届け出が義務づけられている）

### 【認可保育所】

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

### 【認定こども園】

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)

認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所のそれぞれ良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

### 【病児・病後児保育】

病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。

### 【放課後子ども教室】

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。

### 【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、支援員の下、生活の場を提供するもの。

### 【補足給付事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

### 【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

### 【利用者支援事業】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健等の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

### 【ワーク・ライフ・バランス】

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

## 第3期竹田市すこやか支援計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

---

2025（令和7）年3月

発行・編集：竹田市 社会福祉課

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650 番地  
TEL：(0974) 63-4823 FAX：(0974) 63-0988





竹田市